

津市

第10次高齢者福祉計画・ 第9期介護保険事業計画

令和6年3月
津市

— 目 次 —

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景と目的	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の策定体制	2

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

1 地域包括支援センターを中心とした地域づくり	3
2 認知症高齢者の総合的な支援	7
3 医療・介護の連携の推進	9
4 地域共生の社会づくり	11
5 いきいきと元気に暮らす地域づくり	12
6 安心して暮らせる地域づくり	16
7 安心して介護を受けられる体制づくり	19

第3章 計画の基本的な考え方と基本方向

1 基本理念	25
2 基本方針と基本目標	26
3 施策の体系	28
4 日常生活圏域の設定	29
5 高齢者の現状と今後の見込み	30

第4章 施策の推進

1 地域包括支援センターを中心とした地域づくり	33
2 認知症高齢者の総合的な支援	38
3 医療・介護の連携の推進	42
4 地域共生の社会づくり	44
5 いきいきと元気に暮らす地域づくり	45

6 安心して暮らせる地域づくり	52
7 安心して介護を受けられる体制づくり	56

第5章 介護保険事業費の見込みと介護保険料

1 介護保険事業費	68
2 介護保険料の設定	70

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制	75
-----------	----

参考資料

I 計画の策定体制	76
II アンケート調査結果の概要	77
III 介護保険施設等一覧（日常生活圏域別）	122
IV 地域包括支援センター一覧	123
V 用語解説	124

第1章 計画の策定にあたって

1 計画の背景と目的

平成 12 年（2000 年）の介護保険制度の創設後 24 年を経て、介護サービスの利用者は格段に増加し、サービス提供事業者も大きく増えました。今や介護保険制度は、要支援・要介護者等を社会的に支えるために不可欠な制度となっています。

本市では、いわゆる団塊の世代が 75 歳以上となる令和 7 年（2025 年）を目途に、すべての高齢者が住み慣れた地域の中でいきいきと暮らし続けることができるよう、医療や住まい、介護予防や日常生活を一体的に支援する「地域包括ケアシステム」の構築に取り組んできました。

本計画の期間中に令和 7 年（2025 年）を迎えるにあたり、さらにその先を見通すと、いわゆる団塊ジュニア世代が 65 歳以上となる令和 22 年（2040 年）に向け、生産年齢人口の減少が加速する中、介護ニーズの高い 85 歳以上の人口が増加し、要支援・要介護者が増加することが見込まれます。

このような中で、活力ある社会を維持、向上させていくためには、健康寿命の延伸に向けた介護予防・健康づくりの推進、医療・介護の連携の強化、認知症施策の総合的かつ計画的な推進、多様な就労・社会参加ができる環境の整備やさまざまなニーズに対応した在宅サービスの提供・整備などの取組を通じて、地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に取り組んでいく必要があります。

また、高齢者の独居世帯の増加による孤独・孤立の問題、8050 問題、ヤングケアラーなど、高齢者を取り巻く課題は複雑化、多様化していることから、高齢者介護、障がい福祉、児童福祉、生活困窮者支援などの制度・分野の枠や、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、お互いに助け合いながら暮らしていくことのできる包摂的な社会、いわゆる地域共生社会の実現に向けた取組を進めることも重要となります。

さらには、新型コロナウイルス感染症の影響により新たな課題も見えてきました。各種事業の推進や介護サービス事業所等のサービス提供体制の確保など感染症や災害への対応力の強化が求められています。

本計画は、このようなさまざまな状況を踏まえ、本市における介護保険事業及び高齢者福祉施策を計画的に推進するための目標と方向性を明らかにし、地域包括ケアシステムの推進に向けた方策を定めることを目的として策定します。

2 計画の位置づけ

本計画は、老人福祉法第20条の8の規定に基づく「市町村老人福祉計画」及び介護保険法第117条の規定に基づく「市町村介護保険事業計画」を一体的にまとめた計画です。

本市の最上位計画である「津市総合計画」をはじめ、「三重県介護保険事業支援計画」や「三重県高齢者福祉計画」、「三重県医療計画」等との整合性の確保を図りながら、高齢者の福祉を増進するための計画です。

3 計画の期間

令和6年度から令和8年度までの3年間を計画期間とします。

4 計画の策定体制

(1) 津市介護保険事業等検討委員会

本計画は、学識経験者、医療・保健・福祉関係者のほか、被保険者である団体代表、公募委員による津市介護保険事業等検討委員会において、審議、検討を行っています。

(2) アンケート調査の実施

本計画の見直しを行うにあたり、介護保険の対象となる市民及び介護支援専門員（ケアマネジャー）から、介護保険事業や高齢者を取り巻く地域社会に関する意見を把握するため、令和4年度に下記のとおり3種類のアンケート調査を実施しました。

調査名	調査対象者
介護予防・日常生活圏域ニーズ調査	65歳以上の在宅要支援認定者又は要支援・要介護認定を受けていない人
在宅介護実態調査	在宅要支援認定者又は在宅要介護認定者
介護支援専門員調査	本市で働く介護支援専門員

調査期間：令和5年2月8日～令和5年3月24日

(3) パブリックコメントの実施

本計画の素案を公表し、それに対する意見等を広く募集し、本計画に反映させるために、パブリックコメントを実施しました。

第2章 高齢者を取り巻く現状と課題

本章では、第9次高齢者福祉計画・第8期介護保険事業計画（令和3年度～令和5年度）において掲げた7つの基本目標の項目ごとに、3年間の取組実績と成果、関連するアンケート調査の結果を検証し、高齢者を取り巻く現状を踏まえ、今後の課題を整理します。

1 地域包括支援センターを中心とした地域づくり

(1) 地域包括支援ネットワークの強化

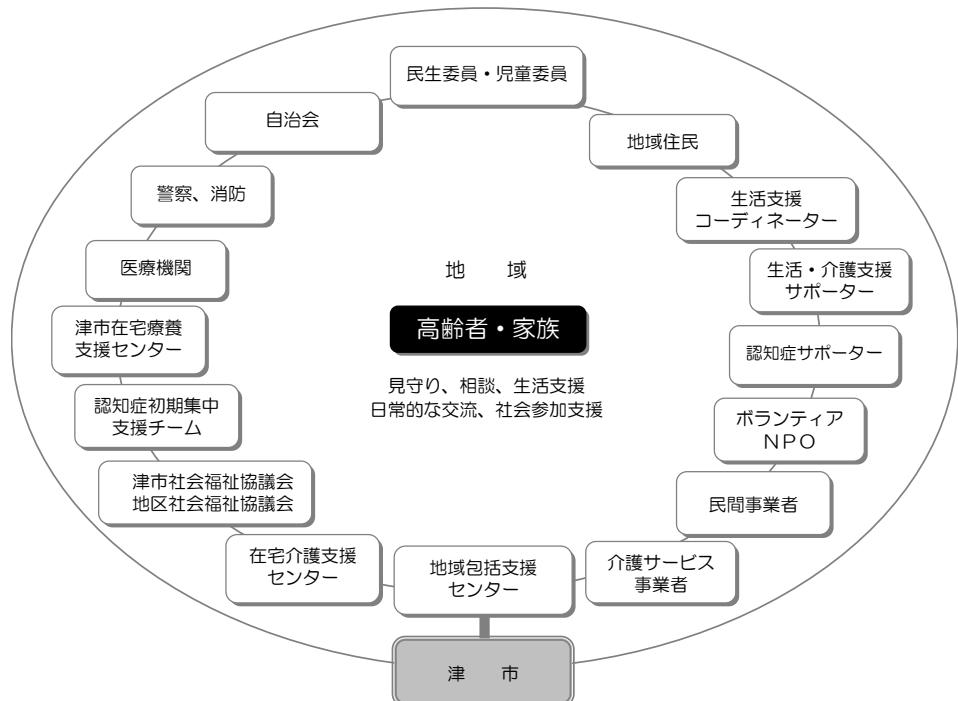
高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者も含めた地域社会全体で支援の必要な人を支える地域包括支援ネットワークの強化を進めています。

具体的には、地域包括支援センターが中心となり、各種団体や組織間のネットワークづくりや地域住民の意識啓発等の取組、地域住民を主体とした見守り体制の構築に努めるとともに、さまざまな事例に適切に対応するため、医療・介護・福祉といった多職種の連携をはじめ、警察や保健所、医療機関等の専門機関とのネットワークを強化しています。

また、本市と保健や福祉分野に取り組む大学や企業等との間で、地域の保健及び福祉の向上や人材育成等について連携協定を締結し、地域の課題解決に対応するため相互が連携協力した取組を進めています。

地域との関わりの中では、生活支援コーディネーターの活動による支援体制の構築、市内各地域における生活・介護支援センターの活動、要援護者対策地域見守りネット活動事業（絆のバトン）、徘徊SOSネットワーク津や高齢者の見守りに関する協定といった取組を通じて、地域で高齢者の見守りを行う体制の整備を進めていますが、これらの取組については、協力者、協力機関の数が多いほど効果が表れるものであることから、今後も普及啓発に努めていくことが求められます。

地域包括支援ネットワークのイメージ



(2) 地域包括支援センター機能の強化

地域包括支援センターは、地域包括ケアシステムの構築を図る中核的な機関として、総合相談をはじめとする包括的支援事業を実施しています。

総合相談については、市本庁舎内の地域包括ケア推進室にある直営の地域包括支援センターを基幹型とし、市内10か所に設置した委託型地域包括支援センターを統括する役割を果しながら、すべての地域包括支援センターが地域に密着した相談窓口の拠点となるよう取り組みました。

権利擁護事業では高齢者の尊厳を守るために、地域包括支援センターが中心となって成年後見サポートセンターと連携しながら問題解決に取り組んでおり、包括的・継続的ケアマネジメント支援については、総合事業の開始に伴い多様化するサービスに対応できるよう、要支援認定者等に対するケアマネジメント支援など、居宅介護支援事業所への適切な助言を行いました。

今後、基幹型と委託型の地域包括支援センターが各々の役割を認識しながら、一体的かつ効率的な運営を行うことができるよう、地域包括支援センター運営協議会による評価結果なども積極的に活用しつつ、センター運営の充実を継続的に図っていく必要があります。

また、支援を必要とする人に対して総合的に相談に応じ、関係機関につなげられる体制づくりについて、より一層の充実を図る必要がありますが、社会構造の変化や高齢者を取り巻く課題の複雑化などにより、総合相談件数も年々増加し、地域包括支援センターが担う役割もそれに伴い増大していることから、業務の負担軽減について検討する必要があります。

		第7期		第8期		
		令和2年度	実績値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	実績値	見込値	
総合相談	相談件数(件)	18,830	20,426	20,816	21,300	
相談窓口の充実(相談総件数)	相談件数(件)	31,474	32,159	33,619	34,600	
介護予防ケアマネジメント	ケアプラン作成数(件)	32,506	32,593	32,472	32,800	
高齢者の虐待防止を含む権利擁護事業	相談件数(件)	390	427	529	460	
支援困難事例等への指導・助言	相談件数(件)	272	234	274	310	

地域包括支援センターの概要

保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を置き、専門性をいかして相互連携しながら高齢者が住み慣れた地域で安心して過ごすことができるよう支援を行います



保健師

社会福祉士

主任介護支援専門員

様々な相談に応じます

総合相談

高齢者の権利を守ります

権利擁護

介護予防を推進します

介護予防
ケアマネジメント

適切なサービスの提供を支援します

包括的・継続的
ケアマネジメント

暮らしやすい地域になるよう支援します

地域ケア会議の開催

(3) 地域ケア会議の開催

本市では、地域包括支援センターの担当エリアを基本に、小地域や市全域などの各エリアで「地域ケア会議」を開催し、個別課題の解決、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくり、資源開発及び政策の形成に活用しています。

このような中、より地域に密着した情報の共有や課題解決の場となる小地域ケア会議や複数の地域包括支援センターのエリアを対象とした地域エリア調整会議など、地域特性や課題に応じた地域ケア会議の開催に取り組んでいます。

また、基幹型地域包括支援センターが、各地域包括支援センターで抽出された地域課題や検討結果を、すべての地域包括支援センターや生活支援コーディネーターと共有し、問題意識を高めるとともに、その解決策を協議するなど、地域課題の解決に向けて取り組んでいます。

さらに、地域ケア会議を開催する際、基幹型地域包括支援センターが現下の状況にあった協議テーマを示すことで、質の高い平準化が図られるよう取り組んでいます。

今後、地域ケア会議を地域で生活する高齢者の支援に結び付けていくためには、引き続き参加いただけ医療・介護関係者など多職種のネットワークをしっかりと構築し情報共有を図るとともに、地域に密着した地域ケア会議となるよう、さらなる充実を図る必要があります。

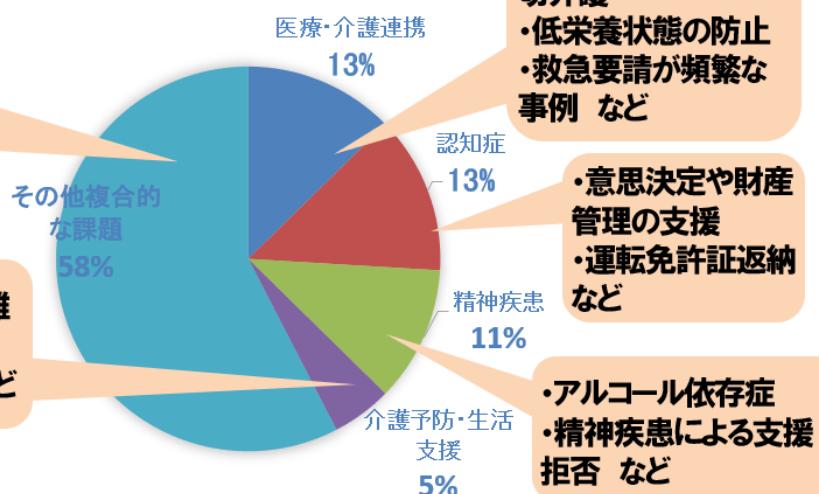
地域ケア会議	第7期		第8期		
	開催回数 (回)	令和2年度 実績値	令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	令和5年度 見込値
		169	139	164	170
	参加人数 (人)	1,703	1,727	2,254	2,300



地域ケア会議で検討した主な課題

- 8050問題や多世代世帯の支援
- 障がい、困窮など複合的課題に対する支援 など

- ゴミ出しや買い物困難者への支援
- ADLの維持向上 など



※令和4年度実績より

(4) 地域における生活支援体制の構築

地域包括ケアシステム構築の一環として、地域に不足するサービスの創出、サービスの担い手の養成、住民活動やボランティア活動も含めた支援体制の構築や地域資源の把握などの役割を担う生活支援体制整備事業を津市社会福祉協議会に委託し、令和4年度には、第2層生活支援コーディネーターの配置を兼務から専従に変更するとともに、令和5年度には、さらなる機能強化のため、津地域のコーディネーターを3名増員し人員体制の充実を図り、現在市内全域の第1層に2名、日常生活圏域の第2層に13名の生活支援コーディネーターを配置しています。

このような事業の充実・強化によるきめ細かな地域支援体制とともに、住民活動やボランティア活動も含めた支援体制の日常生活圏域単位における拠点として、自治会やボランティアなどの多様な主体が話し合える場である「協議体」についても、第2層生活支援コーディネーターが効果的に参画しながら、継続的に開催することで、住民主体の買い物支援や通いの場の運営などの活動につながっています。各「協議体」が、地域における情報共有及び連携強化の場としての役割を果たすとともに、地域課題を共有し、各地域の実情に合わせた支え合い活動の普及に向け取り組んでいます。

また、見守り体制の充実として、生活・介護支援センターとして市へ登録された方々に対し、地域包括支援センターがフォローアップ研修を行うなど、地域における見守りやサロンの担い手として活動できるよう取り組んでいます。

令和4年度における生活・介護支援センターの登録者数は460人で、令和4年度に実施した介護予防・日常生活圏域ニーズ調査（以下「ニーズ調査」といいます。）の結果によると、住民有志による地域づくり活動への参加意向がある人は既に参加している人を含め約59%に上り、活動への参加意欲がうかがえます。

今後は、生活支援コーディネーターと協働し、生活・介護支援センターの活動の場を充実させるなど、住民による地域づくり活動への参加意向に応えられるよう環境の整備を進めていく必要があります。

		第7期		第8期	
		令和2年度		令和3年度	令和4年度
		実績値	実績値	実績値	見込値
生活支援コーディネーター（第1層）	地域支援回数（回）	218	263	457	460
生活支援コーディネーター（第2層）	地域支援回数（回）	2,172	2,104	2,740	3,100
生活・介護支援センター養成講座	講座修了者（累計・人）	889	889	899	910
生活・介護支援センター	登録者数（累計・人）	452	452	460	470

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）とは

地域ケア会議などに参加し、把握した地域課題について、高齢者の生活上の支援体制の充実・強化につながる体制整備を行います。

- ① サロンや住民サークル、集いの場などの地域資源の把握等【資源の発掘や開発】
- ② 地域課題把握、解決策検討のための話し合いの場（協議体）創出【ネットワーク構築】
- ③ 住民が主体となった通いの場・支え合い活動の創出【ニーズと取組のマッチング】

2 認知症高齢者の総合的な支援

(1) 認知症の早期発見・初期支援の充実

認知症は早期発見・初期支援が重要で、その取組の中心となる認知症初期集中支援チームについては、市内2か所で運営し、認知症に関するさまざまな相談や介護ケアについての相談に応じるとともに、保健師、社会福祉士、介護福祉士などの専門職が必要に応じて認知症の人の自宅を訪問し、認知症の専門医の助言を受けながら地域で安心して生活が送れるようにサポートしています。

また、2か所の地域包括支援センターに認知症地域支援推進員を配置し、医療・介護の有機的なネットワーク、認知症の人やその家族への支援体制の確立に努めており、認知症疾患医療センター（三重大学医学部附属病院・三重県立こころの医療センター）等との連携による多職種連携研修事業や、認知症カフェ運営者の交流会及び認知症サポートステップアップ講座を開催しています。

さらに、いつ、どこで、どのような医療や介護サービスなどを受ければよいのかを紹介した「津市認知症支援ガイドブック」については、市や各地域包括支援センターなどの相談窓口での設置及び配布を行い、毎年、掲載内容の情報を更新しながら幅広く活用しています。

また、令和元年6月に国において取りまとめられた認知症施策推進大綱では、認知症の人やその家族の支援ニーズに合った具体的な支援につなげる仕組みであるチームオレンジを、地域ごとに構築することが位置づけられました。本市においては、令和3年12月に「チームオレンジ・あしたば」が発足し、認知症地域支援推進員がチームオレンジコーディネーターとして支援しています。

今後は、「チームオレンジ・あしたば」が中心となり、各地域のチームオレンジ活動の充実を図るとともに、令和5年6月に認知症基本法*が公布されたことを受け、認知症の人を含む誰もが相互に支え合う共生社会の実現を目指し、引き続き認知症の人やその家族の意見を踏まえた施策の推進が必要となります。

(※ 共生社会の実現を推進するための認知症基本法)

認知症初期集中支援チーム		第7期		第8期		
		令和2年度	実績値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		相談件数(件)	205	171	158	170
		支援件数(件)	114	79	74	100
		開催箇所数(箇所)	8	10	10	10

チームオレンジ・あしたば

次々と若葉が出る
「明日葉(あしたば)」のように、
今日より明日、明日より明後日と
一步ずつ認知症の人と
その家族が安心して暮らせる
まちづくりを目指すという
思いをこめて命名されました。



(2) 認知症高齢者の見守り体制の構築

認知症についての正しい知識と具体的な対応方法等を市民に伝える講師（キャラバン・メイト）が、認知症サポーター養成講座を開催し、認知症への理解と支援方法等の講習を行っています。また、小・中学生に向けた「キッズサポーター」の養成にも取り組んでいます。さらに、認知症サポーターがさらに学びを深める場として「認知症サポーターステップアップ講座」も実施し、認知症について継続的に学べる機会の提供に取り組んでいます。

認知症サポーターステップアップ講座修了者及び認知症の人やその家族によって構成される「チームオレンジ・あしたば」については、関係者の協力を得ながら、活動を推進していく必要があります。

認知症による徘徊行動のおそれのある高齢者が行方不明となった場合に、早期に対応できるよう支援体制を構築した徘徊SOSネットワーク津では、民生委員・児童委員や介護サービス事業者、認知症サポーター、生活・介護支援サポーター等へ、協力者としての登録をお願いし、行方不明となった方の早期発見・保護につなげる見守り体制の推進に取り組んでいます。

また、認知症高齢者の徘徊時にその居場所を確認することができる徘徊探索器貸与事業について、家族等からのニーズに対応できるよう事業の見直しを行い、令和5年度からGPS機能を有する小型の徘徊探知機などさまざまな機器から選択できるよう購入費等に対する補助事業を開始しました。

	受講人数 (人)	第7期		第8期	
		令和2年度	実績値	令和3年度	実績値
		令和4年度	見込値	令和5年度	
認知症サポーター養成講座	989	958	1,299	1,300	
認知症サポーターステップアップ講座	38	23	45	50	
徘徊SOSネットワーク津	705	726	812	850	
徘徊探索器貸与事業※	2	5	1	5	

※ 令和5年度から徘徊探索器貸与事業から徘徊探知機購入費等補助事業に変更



出典：厚生労働省資料一部改変

3 医療・介護の連携の推進

(1) 在宅医療と介護の連携

津地区医師会及び久居一志地区医師会の協力を得て開設された津市在宅療養支援センターを中心に、在宅療養に関する医療機関や介護サービス従事者又は患者とその家族からの相談対応などに加え、医療・介護の関係者などの多職種で構成されたネットワーク会議及び3つの専門部会により、在宅医療・介護連携推進事業を推進しています。

3つの専門部会は、地域の医療・介護の資源の把握などを行う「マップ作成部会」、医療・介護関係者の研修などを企画する「研修・啓発部会」、ICTを活用した医療・介護従事者の連携など、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築を協議する「連携体制部会」があります。

その他の取組としては、医療・介護関係者による在宅医療についての市民向け講演会の開催のほか、在宅療養支援センターが発行した「津市在宅医療・介護連携ブック（関係者向け）」や市民向けの「津市在宅医療・介護あんしんブック」を、多職種の連携や市民が在宅で療養を考える際に活用できるようにしています。

なお、令和5年度には、最新の情報を反映するために「津市在宅医療・介護連携ブック（関係者向け）〈第3版〉」を発行しました。

津市在宅療養支援センターの機能強化としては、令和4年度と令和5年度に専門職員の体制を強化し、切れ目のない在宅医療と在宅介護サービスの提供体制の強化及び充実を図っています。

また、「連携体制部会」の中に、病院地域連携部署による「津ながる会議」と地域相談窓口関係者による「津のわの会議」を設け、各関係機関の連携について協議を深めるとともに、令和4年度から、自己決定できない人に対する支援について検討を進め、ACP普及啓発リーフレットを作成するとともに、令和5年度には、「自己決定できない人の支援担当者会議」を設置するなど、ACP（アドバンス・ケア・プランニング）の普及啓発について取り組みました。今後、医療と介護のサービスが一体的に提供できるよう、引き続き課題の把握を行い、課題の解決に向けて更なる連携を深めていくことが必要です。

		第7期		第8期		
		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	実績値	見込値	
在宅医療・介護連携の課題の抽出・対応に係る会議	開催回数(回)	16	16	16	16	16
	参加者数(人)	382	460	425	430	
在宅医療・介護関係者の研修会	開催回数(回)	6	4	4	4	4
	参加者数(人)	632	658	686	690	

(2) 在宅医療に関する意識の高揚

在宅療養生活や看取りに関する正しい知識の普及を図るため、津市在宅療養支援センター等の関係機関と連携し、市民に対する意識啓発活動を進めています。

令和4年度に実施した在宅介護実態調査（以下「在宅介護調査」といいます。）の結果によると、「訪問診療を利用している」は約 16%となっています。また、介護を要する状態で病気等になった場合に自宅で最期まで療養できるかどうかについて、「できないと思う」が約 72%に上り、その理由として、「家族への負担」や「病状が急に悪くなった時の対応に自分も家族も不安である」を挙げる人が多くいます。

また、ニーズ調査の結果によると、「津市在宅療養支援センターを知っている」は約 21%で前回調査時より減少し、認知度は高いとはいえず、引き続き同センターの役割や取組について周知を図るなど、在宅医療について啓発していく必要があります。

同調査によると、自身が望む医療や介護等についての質問では、「誰かと話をしたことがある」が約 47%あり、その中で、「今後も話をしていきたいと思っている」が約 92%ありました。「話をしたことがない」は約 53%でしたが、その中で「今後話をしたいと思っている」が約 58%あり、今後も引き続き元気なうちから自分が望む医療や介護等について自ら考え、家族等と話し合いたい人が多数いることから、ACPについて普及啓発していくことが重要です。

		第7期		第8期		
		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	実績値	見込値	
地域住民への普及啓発のための市民講演会	開催回数(回)	0	1	1	1	1
	参加者数(人)	0	—	108	110	

4 地域共生の社会づくり

(1) 共生型サービスの整備

高齢者介護や障がい福祉サービスといった分野を超えて、必要な支援が柔軟に提供できるよう、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等において、高齢者と障がい者(児)が同一の事業所でサービスを受けることができる「共生型サービス」について、現在本市には、介護サービスの事業所が、障がい福祉サービスの指定を受けた共生型生活介護サービス事業所等があり、介護サービスと障がい福祉サービスの一体的な提供を行っています。

共生型サービスについては、障がい者が高齢者となっても慣れ親しんだサービスの継続的な利用が可能となるというメリットがある一方で、障がい者と高齢者のそれぞれのニーズに沿ったサービスの提供が求められるといった課題もあると考えています。

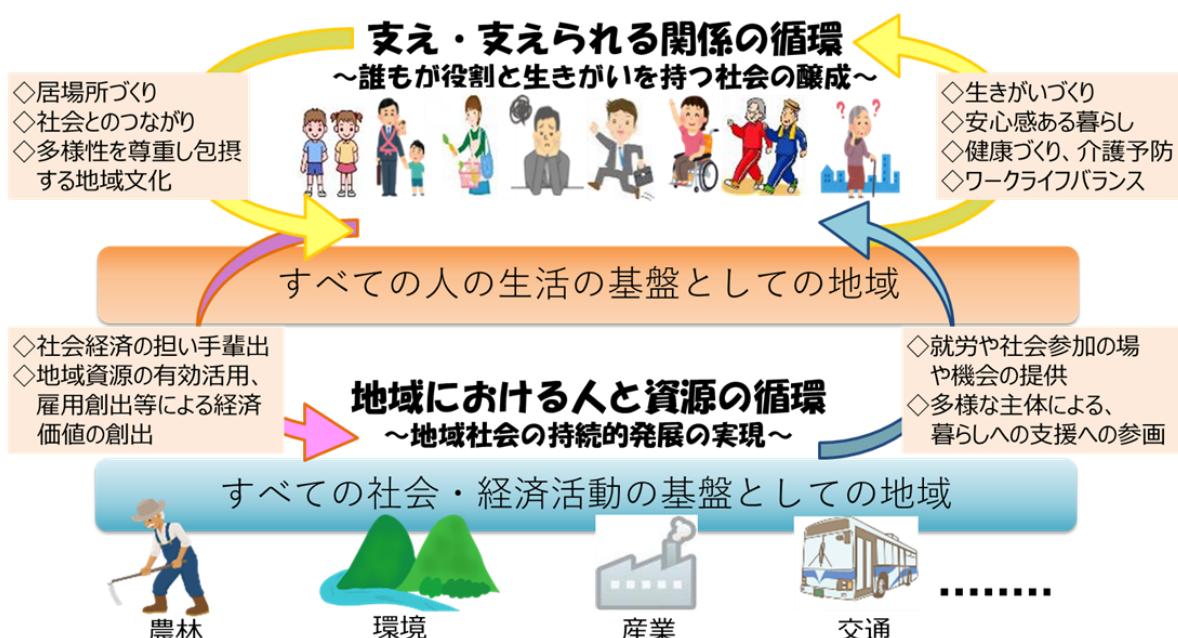
(2) 包括的支援体制の整備

制度や分野の縦割りや、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現に向けて、多様化、複合化する課題に対応できる包括的な支援体制の構築や社会福祉基盤の整備等の取組を進めています。

地域包括支援センターや在宅介護支援センターによる総合相談では、地域生活課題を抱える住民及びその家族やその他関係者からの相談に包括的に応じるとともに、適切な機関・制度・サービスにつなげています。また、本市でも生活全般に関する相談窓口として「生活福祉・自立応援包括支援窓口」を設置し、孤独・孤立に関することや就労支援を含む各種の相談に応じています。

今後、包括的支援体制のさらなる推進を図っていくにあたり、高齢者、障がい者、児童などの世代や分野を超えての相談支援の機能の強化が求められます。

図 地域共生社会の全体像イメージ



出典：厚生労働省

5 いきいきと元気に暮らす地域づくり

(1) 高齢者の多様な生きがい活動への支援

老人クラブでは、地区の清掃や美化などの奉仕活動や地域の子どもたちとの世代間交流、ひとり暮らし高齢者や閉じこもり等の高齢者宅への見守り活動、健康づくり活動等を行っています。

高齢者を取り巻く状況は、高齢者の趣味の多様化や、令和3年4月から高齢者の雇用の安定等に関する法律が改正され 70 歳までの就業機会確保が努力義務とされたことから、特に60 歳代の加入が少なく、どのクラブも会員の獲得に苦慮されており、さらに会員の高齢化によるクラブ役員のなり手不足も加わり、老人クラブ活動は縮小傾向にあります。

高齢者が住みなれた地域で、世代間交流等を図りながら、これからも心豊かに生きがいを持って暮らすことのできるよう、老人クラブ会員の皆さんの意向を踏まえ、老人クラブのさまざまな活動の推進やクラブ間の連携強化のための支援、加入促進に努めていく必要があります。

また、各地域の老人クラブ連合会による広報活動、社会奉仕活動、サークル活動など活動促進に係る事業の発展及び相互交流の促進を図る事業についても継続的に支援を行います。

多年にわたり地域社会に貢献してきた高齢者を敬愛し、長寿をお祝いする敬老事業については、令和2年度はコロナ禍により事業を中止しましたが、令和3年度からは「三重県指針」に基づく感染防止対策を講じながら、各地域の実情に応じて記念品の配布や各種行事・イベントを開催していただきました。

敬老の意を表し長寿をお祝いする最高齢者や長寿者への表敬訪問及び敬老祝金等贈呈については、コロナ禍のため事業の実施方法を工夫しながら、100歳の方へは敬老祝金、80歳・90歳の方へは敬老祝品を贈呈し、継続して事業を実施しました。

高齢者外出支援事業は、市内のコミュニティバス、民間路線バスの乗車時に利用できるシルバーエミカ（交通系 IC カード）を交付し、1ポイント1円として年間 2,000 ポイントを上限にポイントを付与しています。

シルバーエミカの新規発行件数は年々増加していますが、シルバーエミカを取得するためには、マイナンバーカードが必要なことから、マイナンバーカードの取得推進に向けた啓発や周知もあわせて行っていく必要があります。

		第7期		第8期		
		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	実績値	実績値	見込値
老人クラブ	会員数(人)	14,106	12,609	12,062	11,500	
シルバーエミカ	新規発行件数(件)	2,428	2,487	2,976	3,597	
	追加チャージ件数(件)	4,430	3,914	4,568	5,522	



(2) 社会参加活動への支援

シルバー人材センターについては、年金制度の改正や雇用延長など高齢者の雇用形態が多様化する中、登録されている会員数は、津市だけでなく、全国的にも横ばい傾向であり、会員となる人材確保が重要であるとともに、多様化する利用者のニーズにも対応できる会員の確保が課題となっています。

そのため、同センターでは、働く意欲の高い高齢者に対し臨時的かつ短期的又は軽易な就労の場を開拓できるよう努めるとともに、入会説明会を毎月開催するなど、会員となる人材確保に努めています。

また、多様化する利用者のニーズに対応できるよう、会員講習会の開催をはじめ、各種作業マニュアルの遵守徹底にも引き続き取り組んでいます。

シルバー人材センター	会員数 (人)	第7期		第8期		
		令和2年度	実績値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	見込値	実績値	実績値	見込値
シルバー人材センター	会員数 (人)	1,038	1,022	1,022	1,022	1,050

(3) 健康づくりの推進

健康づくりについては、「津市第3次健康づくり計画」のもとで各種保健予防・健康づくり事業を進めています。

また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施については、三重県後期高齢者医療広域連合第2期保健事業実施計画に基づき、三重県後期高齢者医療広域連合の交付金を活用して取り組んでいます。

ハイリスクアプローチとして、健康診査の結果等からフレイルリスクが高い人へ保健師、管理栄養士、歯科衛生士等の専門職が個別訪問を行い、フレイルの改善に向け支援し、ポピュレーションアプローチとして、ふれあい・いきいきサロンなどの高齢者の集いの場に、同専門職が出向きフレイル予防の普及啓発を図っています。

今後は、ハイリスクアプローチプログラム終了後のフォローメンテナンスについて検討していく必要があります。また、保健事業と介護予防事業で一体的にフレイル予防を啓発していく必要があります。

健康教育 (元気づくり教室)	延べ参加者数 (人)	第7期		第8期		
		令和2年度	実績値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	見込値	実績値	実績値	見込値
健康教育 (元気づくり教室)	延べ参加者数 (人)	618	505	716	900	
健康相談 (元気づくり教室)	相談件数 (件)	455	61	152	200	
高齢者インフルエンザ予防接種	予防接種者数 (人)	59,602	50,633	49,530	52,556	
肺炎球菌予防接種	予防接種者数 (人)	3,159	2,872	2,820	3,011	
ハイリスクアプローチ	延べ参加者数 (人)	101	194	136	120	
ポピュレーションアプローチ	延べ参加者数 (人)	1,183	1,395	2,135	2,500	

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

①一般介護予防事業

一般介護予防事業では、健康寿命の延伸を図り、高齢者が自らの意思で、住み慣れた地域で自立した生活ができるよう支援するとともに、地域において介護予防に資する自発的な活動が広く実施され、高齢者自らが主体的に介護予防に取り組む地域社会の構築を進めています。

このような取組として、介護予防事業に取り組む事業者への委託により、元気アップ教室、転倒予防教室や認知症予防教室などを開催し、要介護状態等になることを予防するため、介護予防の学習、運動習慣の定着などに取り組んでいます。

さらに、津市ふれあい・いきいきサロン事業では、高齢者等が楽しく気軽に参加できる「地域の居場所づくり」と位置づけ、地域の介護予防や見守りの拠点として、地域での見守りや支え合い活動など安心して暮らせる地域づくりを推進しており、サロン団体等に理学療法士などの専門職が定期的に出向くなどの地域リハビリテーション活動支援事業を活用しながら、通いの場が継続、また拡大できるよう地域づくりを促進しています。

令和4年度には厚生労働省の介護予防活動普及展開事業によるアドバイザー派遣を活用し、地域包括支援センターや生活支援コーディネーター等の関係者と介護予防のあるべき姿や効果的な事業実施に向けて話し合いの場を設け、アドバイザーとの意見交換や助言等により事業内容の整理を進めました。

令和5年度にはこれらを踏まえ、介護予防事業の課題等について検討を行う「介護予防事業全体会議」を立ち上げ、関係者の継続的な連携体制を構築し協議を進めています。

今後は、介護予防事業の重要性が高まる中、ニーズ調査の結果によると、「地域の交流の場（サロン）に参加している」は約 16%にとどまっているため、保健事業と介護予防の一体的実施における健康づくりの取組や生活支援コーディネーターの地域活動等と連携し、地域の高齢者をサロン活動等に結びつけることが引き続きの課題となっています。

		第7期		第8期		
		令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	実績値	見込値	
介護予防普及啓発事業	実施回数(回)	146	184	260	340	
元気アップ教室	参加総数(人)	4,519	6,806	7,213	6,100	
認知機能アップ教室	参加総数(人)	701	612	640	590	
転倒予防教室・認知症予防教室	実施回数(回)	36	46	59	60	
	参加総数(人)	604	1,039	1,368	1,450	
ふれあい・いきいきサロン事業	参加総数(人)	107,032	89,595	94,099	94,000	
高齢者食生活改善事業	参加総数(人)	1,131	1,243	1,209	1,250	
地域リハビリテーション活動支援事業	実施回数(回)	62	54	63	64	

②介護予防・生活支援サービス事業

従前の介護予防サービスに相当するサービスに加えて、独自の緩和した基準のサービスや住民主体の支援等の多様なサービスを位置づけ、地域の支え合い体制づくりを推進し、高齢者が住み慣れた地域で自立した生活ができるよう、要支援認定者等に対し、訪問型サービス、通所型サービス等の多様な介護予防・生活支援サービスを提供しています。

今後、従前の基準によるサービス、緩和した基準によるサービス、住民主体によるサービス、保健・医療の専門家による短期集中サービス等について、各サービスの基準や単価の考え方や効果的なケアマネジメントの研究を行いながら、それぞれの特性を活かして効果的に利用されるよう、事業の普及啓発等を図っていく必要があります。

また、地域のニーズや高齢者のニーズに柔軟に対応した支援が期待される住民主体の地域支え合い支援については、実施団体が少ないとことから、全市域に拡充するよう取り組む必要があります。

		年間延べ利用 人数（人）	第7期		第8期	
			令和2年度 実績値	令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	令和5年度 見込値
従前 相当	介護予防訪問型 サービス	8,491	7,833	7,369	7,179	
	介護予防通所型 サービス	14,722	14,857	15,173	15,396	
緩和 基準	生活支援訪問 サービス	114	52	63	78	
	生活支援通所 サービス	330	257	121	126	
短期 集中	短期集中専門訪問 サービス	1	16	0	15	
	短期集中専門通所 サービス	0	17	0	5	
住民 主体	地域ささえあい 訪問支援	1	1	3	3	
	地域ささえあい 通所支援	4	4	6	6	
介護予防ケアマネジメ ント	年間延べ利用 人数（人）	13,318	12,763	12,609	12,780	
事業対象者 (10月1日時点)	人数（人）	213	217	221	258（実績値）	

6 安心して暮らせる地域づくり

(1) 住み慣れた日常生活への支援

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるように、ひとり暮らしの高齢者等へ火災報知器、自動消火器、電磁調理器の給付を行う日常生活用具給付等事業や安否確認等が必要な高齢者等へ食事を届ける配食サービス事業を実施するなど日常生活の支援を行うとともに、重度の要介護者に対する訪問理美容サービス事業や在宅ねたきり老人等寝具洗濯等サービス事業を実施しています。

在宅ねたきり老人等寝具洗濯等サービス事業は、家庭で洗濯が可能な寝具類の普及や介護用品の充実等に伴い実績が少なく、事業の廃止も含めた検討を行っていく必要があります。

		第7期		第8期		
		令和2年度	実績値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	見込値	実績値	実績値	見込値
日常生活用具給付等事業	利用実人数(人)	6	10	7	10	
配食サービス事業	年間延べ利用人数(人)	4,166	4,132	4,196	4,000	
訪問理美容サービス事業	利用件数(件)	15	16	32	30	
在宅ねたきり老人等寝具洗濯等サービス事業	利用件数(件)	1	0	0	1	

(2) 安心・安全な住環境の整備

市内に在住する市民税非課税世帯のひとり暮らし高齢者等が、急病などの緊急時に速やかに連絡がとれるよう、簡単な操作で通報ができる緊急通報装置を設置し、近隣の人を中心に協力員を事前に登録しながら、緊急時の迅速な対応が実施できるよう取り組んでいます。

利用条件の見直しについては、本人課税者を対象者とすることや利用者から一部負担金を徴収することなど、対象者の拡充と利用負担の考え方について検討しました。

また、ユニバーサルデザインのまちづくりについては、誰もが安心して暮らすことができ、社会のあらゆる分野に参加できるよう、ソフト、ハード両面での環境整備や意識啓発などに取り組んでいます。

		第7期		第8期		
		令和2年度	実績値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	見込値	実績値	実績値	見込値
緊急通報装置事業	設置台数(台)	683	640	635	653	

(3) 新型コロナウィルス感染症等への備え

感染症対策の体制整備を図るため、すべての介護サービス事業所において、令和5年度末までに、感染症の予防及びまん延防止のための指針の作成や研修の実施、感染症が発生した場合においても必要な介護サービスが継続的に提供できる業務継続計画の作成等が義務づけられたことから、事業者に向けて各種の情報提供を行うとともに、津市が指定する介護サービス事業者に対しては、運営指導や運営推進会議で、指導・助言等を行ってきました。

今後は、これらの指針・計画に基づいた感染症への対応が取れるようにするため、事業所

において研修や訓練（シミュレーション）等を実施していくことが必要となります。

感染症発生時の介護サービスの利用者の支援については、代替サービスの調整等が必要となった場合は、三重県をはじめ、関係機関と連携し、介護サービス事業所の調整を行うとともに、介護サービス事業所に対しては、国が示す運営基準の臨時的な取扱いに基づきサービスの継続に対する助言を行いました。

介護予防事業における感染防止及び高齢者の閉じこもりや生活不活発への支援については、新型コロナウイルス感染症の影響下において、外出自粛が長期化することにより、高齢者の閉じこもりや健康への影響が懸念されたことから、元気アップ運動等を紹介したチラシを全戸配布するとともに、ケーブルテレビ（津市情報行政チャンネル）や市ホームページで同内容の動画を放映することで、自宅でできる運動を実践してもらえるよう取り組みました。

また、住民主体のふれあい・いきいきサロンでは、新型コロナウイルス感染症拡大防止にむけたチェックリストを用いて感染症対策を講じながら、高齢者が安心して通える場所となるよう取り組むとともに、緊急事態宣言等により、やむを得ず開催できない場合には、サロン運営者が電話等により参加者の安否や健康状態の確認等を行いました。

令和5年5月に新型コロナウイルス感染症の感染症法^{*}上の位置づけが変更されたことから、感染症対策については、個人の主体的な選択を尊重するものとなりましたが、今後の感染状況を注視しつつ、感染拡大時にはこれまでの取組を参考に感染症対策を強化する必要があります。

（※ 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律）

(4) 災害への備え

介護サービス事業所において災害が発生した場合であっても、必要な介護サービスが継続的に提供できる体制の構築が図られるよう、これまで通所系や施設系サービス等で義務づけられていた非常災害対策計画の作成や避難訓練の実施に加えて、すべての介護サービス事業所において、令和5年度末までに、災害が発生した場合においても必要な介護サービスが継続的に提供できる業務継続計画（BCP）の作成等が義務づけられたことから、事業者に向けて各種の情報提供を行いました。

地域密着型サービス事業所については、運営指導や事業所の避難訓練に実際に参加することで、災害対策に関する問題点を共有するとともに指導・助言を行ってきました。

今後は、災害が発生した場合に、計画に基づいた対応が取れるようするため、事業所において研修や訓練（シミュレーション）等を実施していくことが必要となります。

また、高齢者や障がい者のうち、災害時に自ら避難が困難で、避難の確保を図るため特に支援を要する人の名簿（避難行動要支援者名簿）を作成し、災害の発生に備え、自主防災組織などの避難支援等関係者へ提供しています。

今後も、介護サービス事業者と連携しながら、災害時に地域で支え合う体制を構築する取組を推進する必要があります。

避難行動要支援者 名簿	登録者数 (人)	第7期		第8期		
		令和2年度	実績値	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	実績値	実績値	実績値
		19,622		19,989	19,941	19,902

(5) 高齢者の権利の擁護

権利擁護事業については、津市社会福祉協議会において、判断能力に不安を持つ高齢者の金銭管理などを行い、安心して生活を継続できるように支援しています。また、成年後見については、津市社会福祉協議会への委託による「津市成年後見サポートセンター」において、成年後見制度の利用促進と成年後見人の担い手の拡大、普及・啓発活動に取り組んでいます。

さらに、国の成年後見制度利用促進基本計画において、広報機能や相談機能、成年後見制度利用促進機能、後見人支援機能の4つの機能を段階的・計画的に整備することが求められていることから、地域の権利擁護支援及び成年後見制度利用促進機能の強化に向け、地域における連携・対応強化の推進役としての役割を担う地域連携ネットワークの中核となる機関（中核機関）を令和4年度から津市成年後見サポートセンター内に設置しています。

今後においても、権利擁護のセーフティネットについて、司法、医療、福祉などの関係機関と協議を行いながら、体制整備を図る必要があります。

		第7期		第8期	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	実績値	見込値
成年後見制度利用支援事業	市長申立て数(人)	3	5	11	12
津市成年後見サポートセンター	相談援助件数(件)	321	315	633	700

(6) 高齢者への虐待の防止

高齢者虐待防止については、地域包括支援センターなどの関係機関との連携強化により、虐待の発見から状況把握、それに伴う高齢者及び養護者への支援等を充実し、虐待の早期発見や発生防止に取り組んでいます。

高齢者虐待防止等及び高齢者見守りに関するネットワークは、民生委員・児童委員や津市社会福祉協議会、医療機関、介護関係者のほか、保健所や警察などで構成されており、高齢者が安心・安全に暮らせるよう連携協力することで高齢者の虐待防止や迅速かつ適切な保護等に必要な支援を行っています。

今後も高齢者の虐待の未然防止、早期発見と早期対応が図られるよう、市民への虐待防止に係る広報・啓発を行うなど、意識の向上を図る必要があります。

		第7期		第8期	
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	実績値	見込値
高齢者虐待の状況	虐待通報件数(件)	65	44	41	—
	虐待認定件数(件)	40	26	28	—

7 安心して介護を受けられる体制づくり

(1) 居宅サービスの充実

居宅サービスについては、一部のサービスで利用人数の伸びが鈍化又は減少しているものの、訪問看護、訪問リハビリテーションといった医療系の訪問サービスや、福祉用具貸与などにおいて、利用人数が伸びています。

【①介護給付】

		第7期	第8期		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	実績値	見込値
訪問介護	年間延べ利用回数(回)	1,016,350	1,041,492	1,047,205	1,067,256
	年間延べ利用人数(人)	38,066	38,738	39,301	39,282
訪問入浴介護	年間延べ利用回数(回)	7,769	6,955	6,606	6,759
	年間延べ利用人数(人)	1,445	1,435	1,316	1,326
訪問看護	年間延べ利用回数(回)	105,198	113,197	116,196	135,066
	年間延べ利用人数(人)	12,433	13,250	13,463	14,418
訪問リハビリテーション	年間延べ利用回数(回)	49,187	51,450	57,447	62,460
	年間延べ利用人数(人)	4,130	4,247	4,897	5,130
居宅療養管理指導	年間延べ利用人数(人)	16,904	18,378	19,579	21,171
通所介護	年間延べ利用回数(回)	518,181	519,273	515,175	555,750
	年間延べ利用人数(人)	43,323	43,605	43,977	45,642
通所リハビリテーション	年間延べ利用回数(回)	120,499	121,239	116,268	116,118
	年間延べ利用人数(人)	14,578	14,376	14,400	13,893
短期入所生活介護	年間延べ利用日数(日)	168,220	165,020	159,274	151,740
	年間延べ利用人数(人)	11,152	11,162	10,872	10,623
短期入所療養介護	年間延べ利用日数(日)	8,014	7,579	7,440	8,889
	年間延べ利用人数(人)	1,078	1,051	1,045	1,164
特定施設入居者生活介護	年間延べ利用人数(人)	4,704	4,751	5,141	5,139
福祉用具貸与	年間延べ利用人数(人)	61,096	63,224	65,344	66,372
特定福祉用具販売	年間延べ利用人数(人)	849	857	924	824
住宅改修	年間延べ利用人数(人)	846	920	904	856
居宅介護支援	年間延べ利用人数(人)	95,397	97,815	98,495	98,886

【②予防給付】

		第7期	第8期		
		令和2年度 実績値	令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	令和5年度 見込値
		年間延べ利用回数(回)	年間延べ利用人数(人)	年間延べ利用回数(回)	年間延べ利用人数(人)
介護予防訪問入浴介護	年間延べ利用回数(回)	3	21	60	69
	年間延べ利用人数(人)	3	7	13	18
介護予防訪問看護	年間延べ利用回数(回)	6,003	6,410	6,252	6,435
	年間延べ利用人数(人)	895	978	990	1,005
介護予防訪問リハビリテーション	年間延べ利用回数(回)	6,415	8,270	9,012	10,368
	年間延べ利用人数(人)	586	704	918	1,068
介護予防居宅療養管理指導	年間延べ利用人数(人)	1,015	994	955	900
介護予防通所リハビリテーション	年間延べ利用人数(人)	4,039	4,301	4,433	4,224
介護予防短期入所生活介護	年間延べ利用日数(日)	950	780	648	621
	年間延べ利用人数(人)	171	128	105	114
介護予防短期入所療養介護	年間延べ利用日数(日)	29	69	31	16
	年間延べ利用人数(人)	9	13	4	3
介護予防特定施設入居者生活介護	年間延べ利用人数(人)	625	729	593	540
介護予防福祉用具貸与	年間延べ利用人数(人)	15,470	15,752	15,911	15,798
介護予防特定福祉用具販売	年間延べ利用人数(人)	246	236	252	312
介護予防住宅改修	年間延べ利用人数(人)	486	433	527	560
介護予防支援	年間延べ利用人数(人)	19,003	19,711	19,765	19,578

(2) 地域密着型サービスの充実

地域密着型サービスについては、高齢者が身近な地域で生活ができるよう、未整備圏域を中心に公募によるサービス事業所の整備を図りました。令和4年4月1日に定期巡回・隨時対応型訪問介護看護について1事業所が開設し、また、令和4年度には看護小規模多機能型居宅介護について1事業者の応募があり令和6年4月1日に開設する予定です。

小規模多機能型居宅介護については、公募に対する応募がなく事業所の整備に至りませんでした。

令和4年度に実施した介護支援専門員調査の結果によると、定期巡回・隨時対応型訪問介護看護や夜間対応型訪問介護について、半数以上がサービスの提供が不足していると回答しており、これらのサービスへのニーズが高いことがうかがえます。

今後の整備については、引き続き必要なサービスを確保するため、既存の施設の活用を含め検討する必要があります。

【①介護給付】

		第7期	第8期		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	実績値	見込値
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護	年間延べ利用人数(人)	308	326	742	744
夜間対応型訪問介護	年間延べ利用人数(人)	200	149	113	117
地域密着型通所介護	年間延べ利用回数(回)	149,027	149,332	144,983	143,154
	年間延べ利用人数(人)	14,106	14,156	14,258	13,587
認知症対応型通所介護	年間延べ利用回数(回)	8,947	8,822	8,645	7,545
	年間延べ利用人数(人)	818	777	771	702
小規模多機能型居宅介護	年間延べ利用人数(人)	1,734	1,586	1,620	1,449
認知症対応型共同生活介護	年間延べ利用人数(人)	4,890	4,761	4,763	4,827
地域密着型特定施設入居者生活介護	年間延べ利用人数(人)	0	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	年間延べ利用人数(人)	764	783	762	741
看護小規模多機能型居宅介護	年間延べ利用人数(人)	204	228	267	234

【②予防給付】

		第7期	第8期		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
		実績値	実績値	実績値	見込値
介護予防認知症対応型通所介護	年間延べ利用回数(回)	0	0	0	0
	年間延べ利用人数(人)	0	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護	年間延べ利用人数(人)	375	391	322	333
介護予防認知症対応型共同生活介護	年間延べ利用人数(人)	0	7	11	3

(3) 介護施設サービスの充実

介護老人福祉施設の整備については、令和4年度及び令和5年度に各60床の合計120床の整備を計画していましたが、整備実績がなく、三重県が募集を行う特別養護老人ホーム併設ショートステイから特別養護老人ホームへの転換40床の整備にとどまっています。

在宅介護調査の結果においても、在宅の要支援・要介護認定者のうち約40%が施設等への「入所・入居申し込みを検討している」あるいは「すでに申し込みをしている」と回答しており、施設へのニーズが一定数あることがうかがえます。

【介護施設サービス】

		第7期		第8期		
		令和2年度 実績値	令和3年度 実績値	令和4年度 実績値	令和5年度 見込値	
		年間延べ利用 人数(人)	年間延べ利用 人数(人)	年間延べ利用 人数(人)	年間延べ利用 人数(人)	
介護老人福祉施設	年間延べ利用 人数(人)	19,133	19,132	18,530	19,062	
介護老人保健施設	年間延べ利用 人数(人)	11,610	11,730	11,609	11,433	
介護療養型医療施設	年間延べ利用 人数(人)	841	622	285	282	
介護医療院	年間延べ利用 人数(人)	354	524	543	492	

(その他の施設サービス)

養護老人ホームは、本市に2施設(160床)、軽費老人ホームは、本市に8施設(330床)整備されています。

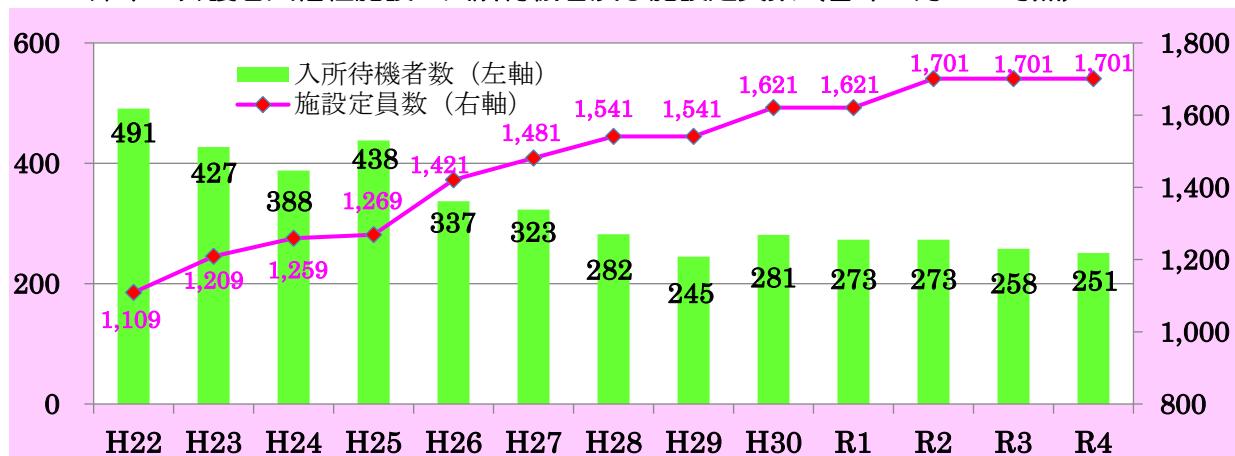
養護老人ホームについては、住環境や経済的な理由により、在宅が困難な人への措置入所を行っており、養護老人ホームの入所者は、さまざまな事情により入所しているため、入所者の事情に応じた支援に努めています。

有料老人ホーム及びサービス付き高齢者向け住宅については、高齢者の多様な介護ニーズの受け皿として、増加を続けています。

このような状況の中、三重県と情報共有や連携を図り、今後もニーズの把握を行い、適切な住まいが提供されるよう努めていく必要があります。

なお、低所得・低資産の高齢者を対象とした住まいの確保については、福祉部局と住宅関係部局において、住宅に関する施策や、高齢者からの住まいに関する相談内容の情報共有を行い、部局間で連携を図りながら取り組んでいます。

津市の介護老人福祉施設の入所待機者及び施設定員数（各年9月1日時点）



(4) 家族介護者支援の推進

紙おむつ等を常時使用しなければならない在宅の高齢者に対し、紙おむつ等を自宅へお届けし、介護をする家族の精神的・経済的負担の軽減を図るとともに在宅生活の継続を支援しています。

紙おむつ等給付事業の要件の見直しについては、市民税の課税者を任意事業の対象外とする国からの通知を受けて検討した結果、令和6年度から本人課税者を紙おむつ等給付事業の対象外とすることとした。

家族介護者慰労金については、実績件数が少ない事業ではありますが、重度の要介護者を介護する家族のための支援であることから、今後も周知を進め、介護者の経済的負担の軽減に努めていく必要があります。

また、津市社会福祉協議会への委託により家族介護予防教室を開催し、介護方法の習得や介護者の気分転換の場の提供などに取り組んでいますが、介護者の就労などにより参加者が少ないので現状であり、開催内容の工夫が必要です。

地域包括支援センター等が、在宅介護に関する相談窓口として、家族介護者の支援を行っています。幅広い相談への対応ができるよう、相談員の資質向上に努めています。

介護休業等の普及・啓発については、企業を訪問し、制度の利用促進が図られるよう、PRに取り組んでいます。

	第7期		第8期		
	令和2年度		令和3年度	令和4年度	令和5年度
	実績値	実績値	実績値	見込値	
紙おむつ等給付事業	利用件数 (件)	46,344	47,304	47,594	48,000
家族介護者慰労金支給事業	利用件数 (件)	1	4	6	7
家族介護予防教室	開催数 (回)	2	9	5	5

(5) 介護給付の適正化

要支援・要介護認定者の増加により、介護給付が増加する中、介護給付の適正化を図り、介護サービスが適正に提供されるよう努めています。

要支援・要介護認定の適正化については、三重県・市が実施する研修により、認定調査員及び認定審査会委員の資質の向上に取り組んでいます。

また、利用者に対し、適切な介護サービスが提供されるよう、ケアプランや住宅改修等の点検、介護報酬の総覧点検・医療情報との突合等により、適切な介護サービスの確保に取り組んでいます。

特にケアプラン点検については、介護サービスを適切に提供されているかどうかを把握するために非常に効果的であると考えており、点検の対象の選び方など、より実効性のある方法を検討していく必要があります。

介護サービス事業所の適正な運営に向けた指導等について、本市指定介護サービス事業所に対して、法令等に基づき、指定基準の遵守及び保険給付請求の適正化を図るべく実地で検査を行い指導・助言を行っています。

		第7期		第8期		
		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	
		実績値	実績値	実績値	見込値	
ケアプラン点検	点検件数(件)	285	297	281	300	

(6) 介護人材の確保、業務効率化の取組

介護人材の確保を図るため、三重県や関係団体と連携して研修や資格取得等について周知を行うとともに、介護に関心を持つ介護未経験者に対して、介護の基本的な知識の習得を目的に研修を行っています。

また、介護現場で働く職員の全体的な賃金の底上げとなるような処遇改善加算のさらなる拡充について、国への要望を行いました。

介護サービス事業所の指定申請等について、申請書の様式、添付書類の簡素化や、オンライン申請を進めることで介護サービス事業者の事務に係る負担軽減や業務の効率化を図っています。

介護サービスを安定的に提供するためには、潜在的な人材の掘り起こしも含め介護人材の確保・定着・育成に取り組む必要があります。

第3章 計画の基本的な考え方と基本方向

1 基本理念

本計画は、平成12年の介護保険制度開始以降、数次にわたる改訂を経て、現在に至っています。中でも、計画の基本理念は、本市が目指すべき高齢社会の姿を表すものとして、前計画に引き続き、次のとおり定めます。

基本理念

高齢者が安心して自立した生活を送ることのできる 心豊かで元気あふれる地域社会

「高齢者が安心して自立した生活を送ることのできる」地域社会とは、すべての高齢者の人生が尊重され、高齢者が状況に応じた適切なサービスや支援を受けながら、自らの意思で心身ともに健康で自立した生活を送ることができる社会を表しています。

「心豊かで元気あふれる」地域社会とは、すべての高齢者が、住み慣れた地域の中で、あたたかい心配りを受けて心豊かに暮らしたり、高齢者自身が人生の中で培った経験を発揮し、地域全体の力となっている社会を表しています。

令和22年（2040年）に向けて、高齢化が一層進む中、地域での高齢者の生活を支える中核となる「地域包括ケアシステム」の深化・推進がますます重要となります。

多様化、複合化する課題に対応できる包括的な支援体制の構築や社会福祉基盤の整備等の取組を通じて「地域包括ケアシステム」を一層推進し、津市社会福祉協議会をはじめとする関係団体と連携を図りつつ、地域に住む人が「支える側」と「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる「地域共生社会」の実現に向けて取り組んでいくことが必要です。

2 基本方針と基本目標

本計画の策定に際し、高齢者が安心して自立した生活を送れるよう、地域包括ケアシステムの深化・推進により、医療や住まい、介護予防や日常生活の支援の一体的な提供を図ります。

あわせて、心豊かで元気あふれる地域社会を構築するため、高齢者の生活・活動の支援により、お互いが支え合い、交流する中で高齢者がいきいきと暮らせる地域づくりを進めます。

それとともに、介護を必要とする状態になっても、介護者とともに安心して暮らせるよう、介護サービスの充実を図ります。

基本理念の実現に向け、以上を基本方針としながら、取組の柱として次の7つの基本目標を掲げます。

1 地域包括支援センターを中心とした地域づくり

現在市内には、直営の基幹型地域包括支援センター1か所と委託の地域包括支援センター10か所を設置しています。各地域包括支援センターを中心に、介護、福祉、医療機関、地域組織などさまざまな関係機関と連携し、地域包括支援ネットワークのさらなる強化を図ります。

また、地域住民や多様な主体による介護予防や日常生活支援の取組を推進し、地域における支援体制の構築を目指します。

2 認知症高齢者の総合的な支援

認知症は初期段階で適切な治療や介護を受けることで進行を遅らせる可能性があることから、医療と介護の連携による認知症の早期発見・初期支援ができる体制づくりを進めるとともに、認知症に関する正しい知識の普及啓発を図ることで、認知症への社会の理解を深めます。

あわせて、認知症の人を地域で支えるために必要な見守り等の生活支援体制を構築し、認知症の人がよりよい環境で自分らしく暮らし続けられる地域を目指します。

3 医療・介護の連携の推進

津市在宅療養支援センターと協働し、医療・介護にまたがるさまざまな支援を包括的・継続的に提供する在宅医療・介護連携体制を強化することで在宅医療の充実を図り、高齢者ができる限り在宅で過ごすことができる地域を目指します。

4 地域共生の社会づくり

地域資源を活用しながら、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、お互いが支え合う地域共生社会づくりを目指します。

5 いきいきと元気に暮らす地域づくり

高齢者の経験や技能を活かし、地域に貢献するなど、社会参加を促進するとともに、多様な生きがいづくり、健康づくり、介護予防の活動を支援し、元気で張りのある生活を送ることのできる地域を目指します。

また、多様な主体による多様なサービスによって、介護予防と生活支援サービスが受けられる地域を目指します。

6 安心して暮らせる地域づくり

高齢者が尊厳を持って、住み慣れた地域で安心して暮らし続けるため、適切な保健福祉サービスが継続的に提供されるとともに、災害時の安心やユニバーサルデザインに配慮した地域づくりを進めます。特に、近年の感染症の流行や災害発生状況を踏まえた感染症・災害対策の取組を進めます。

また、判断能力が低下しても安心して地域の中で暮らせるよう、高齢者の権利が守られるとともに、高齢者への虐待を未然に防ぐことができる地域を目指します。

7 安心して介護を受けられる体制づくり

いつまでも住み慣れた地域や家庭で自立した生活が継続でき、介護する人の負担を軽減し介護と仕事が両立できるよう、地域の実情や高齢者人口の動向、医療の需要などに応じた介護サービス体制の整備を図るとともに、必要な人の施設入所を実現できるよう介護施設を適切に整備します。

また、サービスの質の向上を図るため、人材の専門的な資質の向上や適正な給付に加えて、人材確保や介護現場の生産性の向上に向けた取組を進めるとともに、介護サービスに関する情報提供や苦情対応などをきめ細かく行い、介護が必要になっても安心して快適に暮らせる地域を目指します。

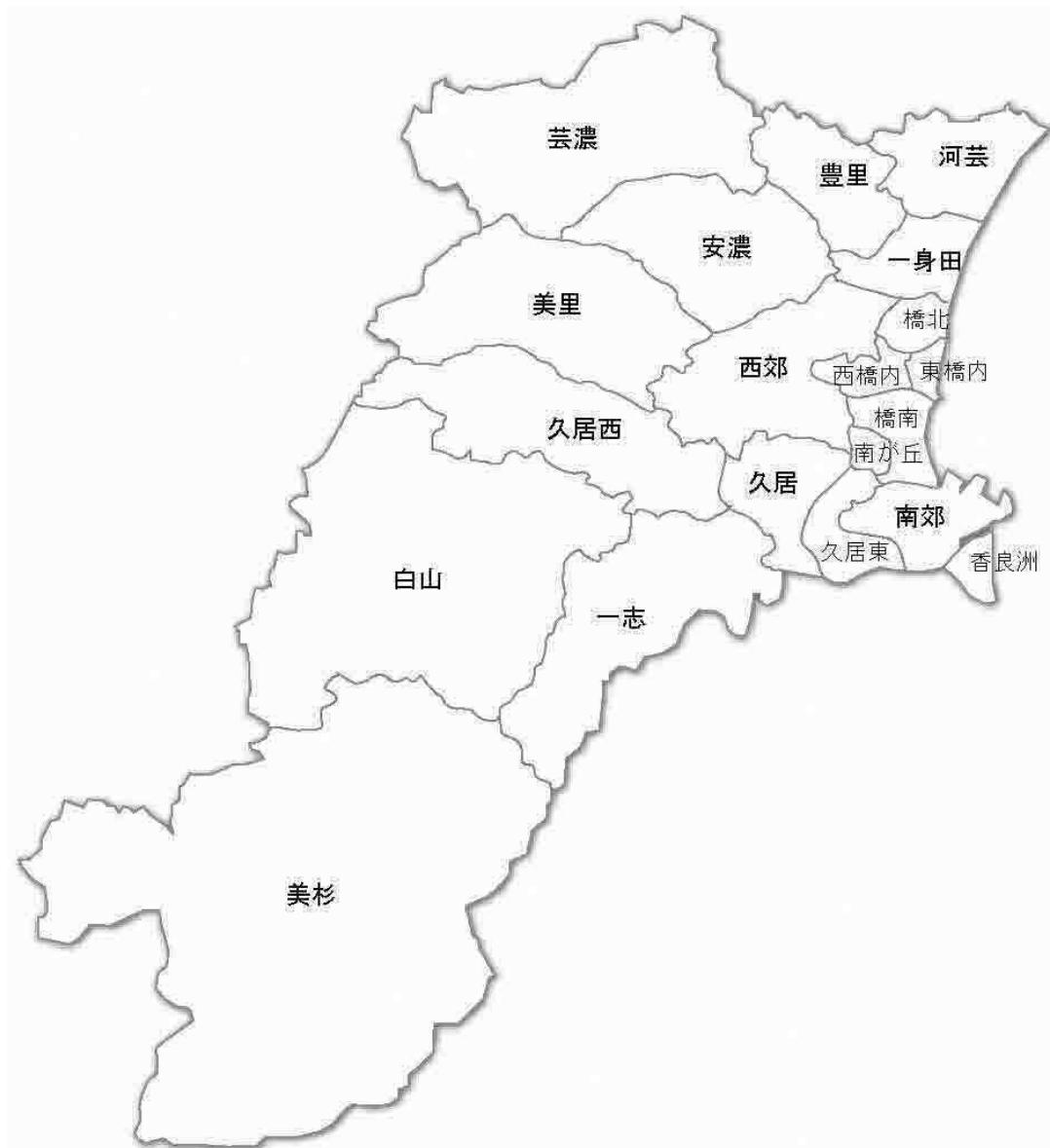
3 施策の体系

基本理念	基本方針	基本目標	施 策
高齢者が安心して自立した生活を送ることのできる心豊かで元気あふれる地域社会	地域包括ケアシステムの深化・推進	1 地域包括支援センターを中心とした地域づくり	(1) 地域包括支援ネットワークの強化
			(2) 地域包括支援センター機能の強化
			(3) 地域ケア会議の開催
			(4) 地域における生活支援体制の構築
	2 認知症高齢者の総合的な支援	(1) 認知症の早期発見・初期支援の充実	
		(2) 認知症高齢者の見守り体制の構築	
	3 医療・介護の連携の推進	(1) 在宅医療と介護の連携	
(2) 在宅医療に関する意識の高揚			
4 地域共生の社会づくり	(1) 共生型サービスの整備		
	(2) 包括的支援体制の整備		
高齢者の生活・活動の支援	5 いきいきと元気に暮らす地域づくり	(1) 高齢者の多様な生きがい活動への支援	
		(2) 社会参加活動への支援	
		(3) 健康づくりの推進	
介護サービスの充実		6 安心して暮らせる地域づくり	(4) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進
	(1) 住み慣れた日常生活への支援		
	(2) 安心・安全な住環境の整備		
	(3) 感染症への備え		
	(4) 災害への備え		
	(5) 高齢者の権利の擁護		
介護サービスの充実	7 安心して介護を受けられる体制づくり	(6) 高齢者への虐待の防止	
		(1) 居宅サービスの充実	
		(2) 地域密着型サービスの充実	
		(3) 介護施設サービスの充実	
		(4) 家族介護者支援の推進	
		(5) 介護サービスの適正な提供	
		(6) 介護人材の確保、介護現場の生産性の向上の推進	

4 日常生活圏域の設定

高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域密着型サービスの提供、地域における継続的な支援体制の整備を図るため、引き続き、合併前の市町村を大きな枠組みとし、人口の集中している津地域、久居地域については、圏域を細分化し、おおむね中学校区を単位として日常生活圏域を設定します。

図 日常生活圏域の区域



5 高齢者の現状と今後の見込み

(1) 高齢者人口の見込み

本市における計画期間（令和 6 年度～令和 8 年度）に加えて、令和 10 年度及び令和 22 年度（2040 年度）の人口を次のように見込みます。

65 歳以上の高齢者人口は、令和 5 年度で 81,559 人となっており、令和 7 年度以降、一旦は減少傾向となるものの、令和 22 年度に向けて再び増加が続くと見込まれます。一方、75 歳以上の人口は令和 5 年度の 46,284 人から、令和 8 年度には 48,857 人と、大幅に増加することが見込まれ、その後、令和 10 年度にピークを迎えた後、令和 22 年度（2040 年度）に向けて、減少していくと見込まれます。

表 年齢別人口の推移及び推計（各年 10 月 1 日現在）

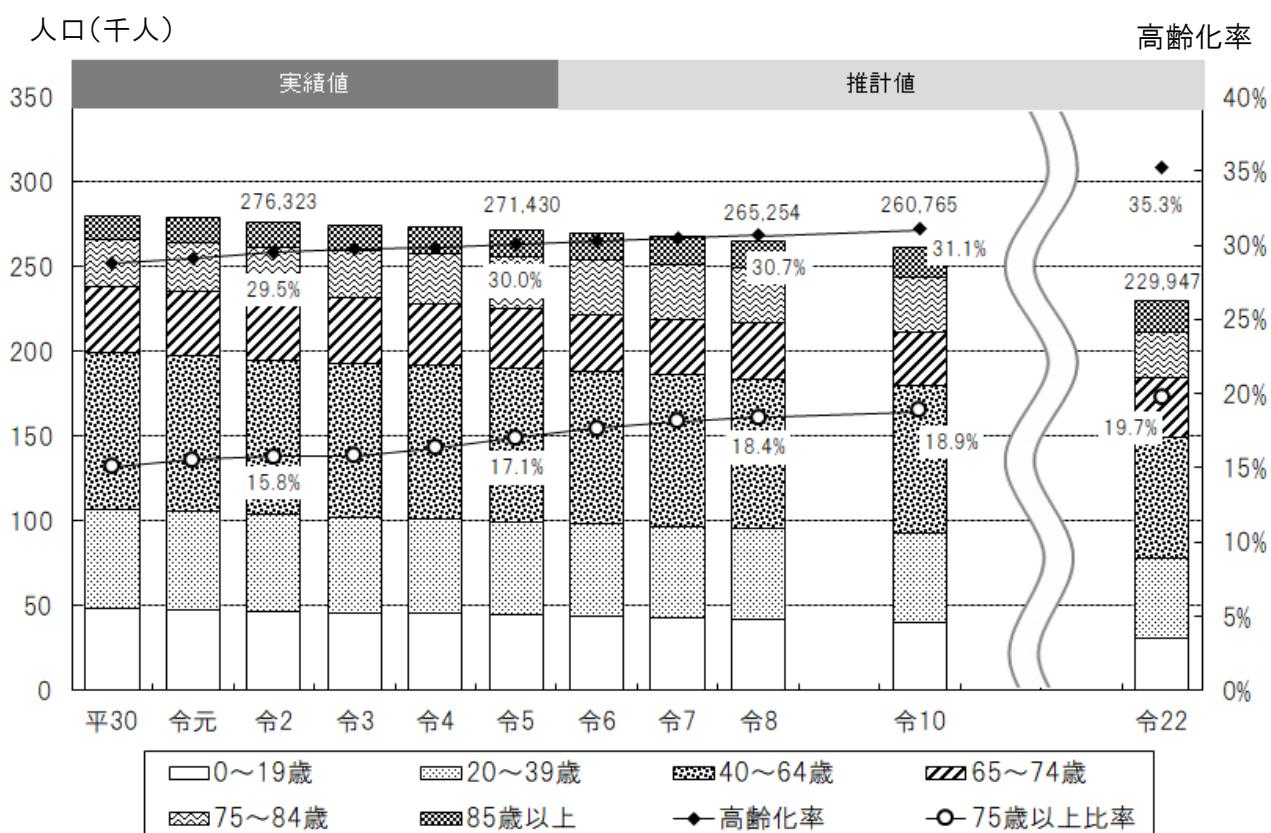
単位：人

項目	実績			推計（計画期間）			推計 令和 10 年度	推計 令和 22 年度
	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度		
総人口	274,539	272,881	271,430	269,454	267,397	265,254	260,765	229,947
40～64 歳	90,964	90,622	90,430	89,815	89,322	88,583	87,202	71,300
65 歳以上	81,673	81,558	81,559	81,659	81,552	81,405	81,014	81,076
65～74 歳	38,327	36,911	35,275	34,005	33,066	32,548	31,745	35,664
75 歳以上	43,346	44,647	46,284	47,654	48,486	48,857	49,269	45,412
高齢化率	29.7%	29.9%	30.0%	30.3%	30.5%	30.7%	31.1%	35.3%
75 歳以上比率	15.8%	16.4%	17.1%	17.7%	18.1%	18.4%	18.9%	19.7%

※ 令和 6 年度以降は、平成 30～令和 5 年度の各年度 10 月 1 日時点の住民基本台帳人口の推移をもとに、コホート変化率法を用いて推計しています。

図 年齢別人口の推移及び推計

人口（千人）



(2) 要支援・要介護認定者数の見込み

これまでの認定率の推移をもとに推計し、令和6年度の要支援・要介護認定者数は18,345人、認定率は22.1%と見込みます。

将来的には、認定率の高い75歳以上の比率が増加することに伴い要支援・要介護認定者数も増加し、令和22年度（2040年度）には19,327人となることが見込まれます。

表 要支援・要介護度別認定者数の推移及び推計（各年10月1日現在）

単位：人

項目	実績			推計（計画期間）			推計 令和10年度	推計 令和22年度
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度		
認定者数	17,803	17,817	17,755	18,345	18,516	18,572	19,136	19,327
要支援1	2,146	2,217	2,205	2,262	2,273	2,268	2,337	2,239
要支援2	2,143	2,049	2,056	2,147	2,162	2,159	2,227	2,164
要介護1	4,342	4,452	4,429	4,539	4,578	4,585	4,730	4,718
要介護2	2,828	2,767	2,774	2,876	2,908	2,922	3,008	3,077
要介護3	2,277	2,241	2,280	2,335	2,362	2,376	2,448	2,544
要介護4	2,431	2,488	2,448	2,536	2,566	2,586	2,665	2,799
要介護5	1,636	1,603	1,563	1,650	1,667	1,676	1,721	1,786
認定率	21.4%	21.5%	21.4%	22.1%	22.3%	22.5%	23.3%	23.5%

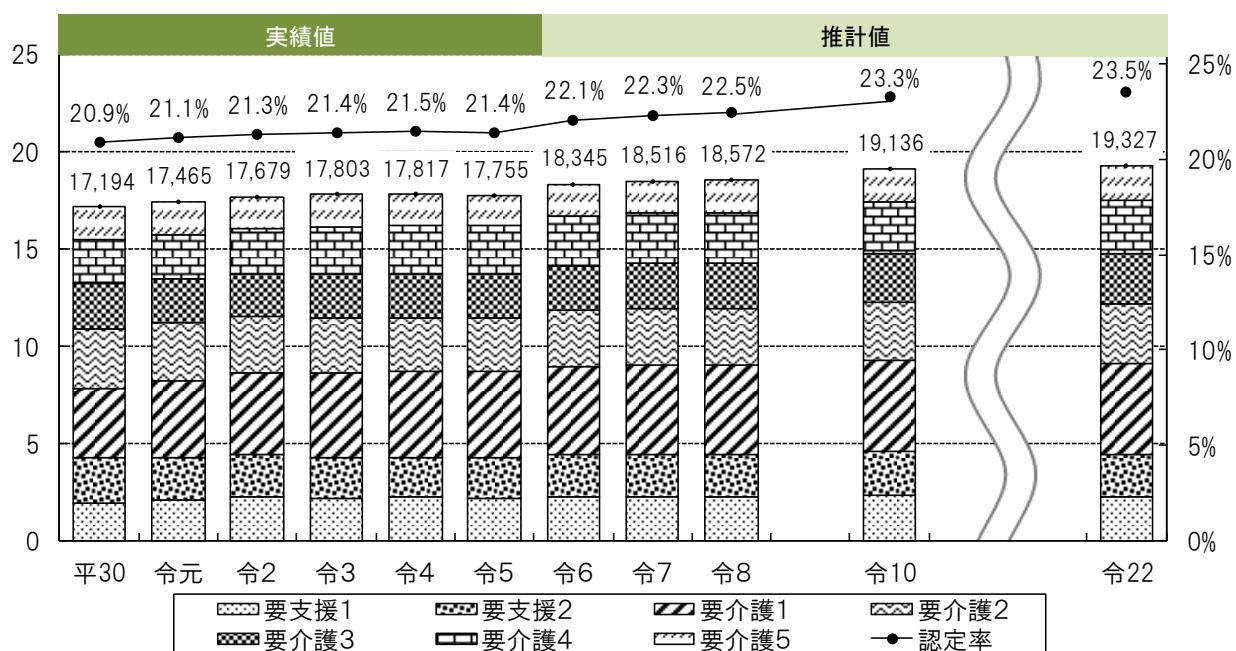
※ 令和6年度以降の要支援・要介護認定者数は、令和3～令和5年度の男女別・年齢別認定率をもとに、認定率を算出し、人口推計値に掛け合わせて推計しています。

※ 認定者数には住所地特例を含みます。認定率は要支援・要介護認定者数（第2号被保険者を除く。）を第1号被保険者数（65歳以上人口）で割ったものです。

図 要支援・要介護度別認定者数の推移及び推計

認定者数(千人)

認定率



(3) 認知症高齢者の日常生活自立度について

令和5年10月1日現在、本市における要支援・要介護認定者のうち、「認知症高齢者の日常生活自立度」がⅡ以上の者は、9,725人であり、令和2年10月1日時点と比較し、280人減少しています。

表 認知症高齢者の状況（各年10月1日現在）

項目	令和2年度	令和5年度
高齢者数（65歳以上）	81,482人	81,559人
65～74歳	37,913人	35,275人
75歳以上	43,569人	46,284人
日常生活自立度がⅡ以上の要支援・要介護認定者※	Ⅱ Ⅲ Ⅳ Ⅴ Ⅱ～Ⅴ (合計)	5,002人 3,388人 1,336人 279人 10,005人 4,997人 3,232人 1,228人 268人 9,725人
高齢者の中で日常生活自立度がⅡ以上の要支援・要介護認定者が占める割合	12.3%	11.9%

※ 要支援・要介護認定者のうち、主治医意見書に記載されている日常生活自立度がⅡ以上の者

なお、新型コロナウイルス感染症の臨時の取扱いにより、認定の有効期間を延長した要支援・要介護認定者については、直近の審査判定を行った際の主治医意見書の記載を基に集計しています。

（参考）【認知症高齢者の日常生活自立度判定基準】

ランク	判 定 基 準
I	何らかの認知症を有するが、日常生活は家庭内及び社会的にほぼ自立している。
II	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが多少見られても、誰かが注意していれば自立できる。
III	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが見られ、介護を必要とする。
IV	日常生活に支障を来たすような症状・行動や意思疎通の困難さが頻繁に見られ、常に介護を必要とする。
V	著しい精神症状や問題行動あるいは重篤な身体疾患が見られ、専門医療を必要とする。

第4章 施策の推進

1 地域包括支援センターを中心とした地域づくり

(1) 地域包括支援ネットワークの強化

高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らすことができるよう、高齢者も含めた地域社会全体で支援の必要な人を支える地域包括支援ネットワークの強化を目指します。

具体的には、地域包括支援センターが中心となり、組織間のネットワークづくりや地域住民の意識啓発等の取組、地域住民を主体とした見守り体制の構築に引き続き努めるとともに、さまざまな事例に適切に対応するため、医療・介護・福祉関係者など多職種の連携の強化に加えて、警察や保健所、医療機関等の専門機関とのネットワークを強化します。

また、本市と保健や福祉分野に取り組む医療機関等との連携協定の締結等を通じて、相互の連携体制を強化することで、地域の課題解決に対応するための取組を推進します。

	今後の方針
身近な地域での見守りネットワーク	地域における日常的なあいさつ、声かけの大切さを普及啓発するとともに、市内各地域包括支援センターのエリア内における、生活・介護支援サポーター等による地域での見守りネットワークの環境の整備に努めます。
要援護者対策地域見守りネット活動事業（絆のバトン）	「絆のバトン」をきっかけに、地域関係者が利用者宅を訪問する機会をつくり、身近な地域での声かけ・訪問活動の充実を図ります。ひとり暮らし高齢者の不安軽減を図り、日常的な見守りネットワークの構築による地域福祉活動の活性化に取り組みます。
多職種連携のネットワーク	津市在宅療養支援センターを中心に、介護職、医療職をはじめ、専門職間の情報共有と連携強化を図るためのネットワークの強化に努めます。
高齢者虐待防止等及び高齢者見守りに関するネットワーク	高齢者が安心・安全に暮らせるよう、津市社会福祉協議会や民生委員・児童委員などの関係機関と連携協力し、高齢者の虐待防止に努め、迅速かつ適切な保護等の支援を行うほか、津高齢者虐待防止等及び高齢者見守りに関するネットワーク会議を開催し、情報交換とスキルアップを図ります。
高齢者の見守りに関する協定	高齢者世帯及びひとり暮らし高齢者が増加傾向にある中、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活することができる環境づくりを推進するため、訪問、配達等の各種業務を行う民間事業者と連携し、地域で高齢者の見守りを行う体制の拡充を行います。

(2) 地域包括支援センター機能の強化

地域包括支援センターについては、それぞれの担当地域に応じた地域包括ケアシステムの構築を図る中核的な機関としての役割が期待されているため、地域包括ケア推進室内に設置した直営の地域包括支援センターを基幹型とし、各地域に設置した委託型地域包括支援センターを統括する役割を果たしながら、すべてのセンターが地域に密着した総合相談窓口の拠点となるよう取り組みます。

また、基幹型と委託型の地域包括支援センターが各々の役割を担いながら、一体的かつ効率的な運営を行うことができるよう、地域包括支援センター運営協議会による評価なども積極的に活用するとともに、年々増大する業務に対応できるようセンターの業務体制について検討し、各地域包括支援センターの業務負担軽減及び質の確保に努めます。

さらに、多様化・複雑化する地域生活課題に対応し、支援を必要とする人に対して総合的に相談に応じ、関係機関につなげられる体制づくりに向け、より一層の充実を図ります。

今後の方針	
総合相談	複合的な課題を抱える相談に対応ができる包括的な支援体制を構築するため、在宅介護支援センター等の関係機関と連携し、相談体制や相談環境の充実を図る等、地域における効果的な相談業務の実施及び総合相談における地域包括支援センターの業務負担軽減に引き続き努めます。また、広報活動や地域活動への参加、介護予防普及啓発活動などを通して、同センターのさらなる周知を図ります。
権利擁護	高齢者に対する権利侵害の予防や対応、権利行使の支援を専門的に対応できるよう、専門知識を深めるための研修や事例検討会等を通じ、資質の向上を図ります。また、広く権利擁護についての周知啓発を図ります。これらの取組に加え、成年後見サポートセンター等関係機関との連携をより一層強化します。
包括的・継続的ケアマネジメント支援	高齢者の課題に合わせた適切な社会資源の活用を行うため、居宅介護支援事業所への適切な助言に努めるとともに、障がい者や生活困窮者などに係る他の福祉サービスとの連携を強化し、ケアマネジメントの質の向上に資する研修会や勉強会を通じ、関係機関との情報や意識の共有を図ります。また、介護予防支援の指定対象が居宅介護支援事業所に拡大されたことに伴い、適切なケアマネジメントの実施に向けて必要な支援を行います。
介護予防ケアマネジメント	介護予防や日常生活の支援を目的に、高齢者の主体的な取組を支援しながら、要支援者等に対し、適切な介護予防ケアマネジメントの実施に努めます。また、居宅介護支援事業所に向けた介護予防ケアマネジメントの研修会を実施します。
在宅医療・介護連携の推進	在宅医療・介護連携の拠点である津市在宅療養支援センターと連携し、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の構築や、医療・介護関係者によるさまざまな研修会等に積極的に参加するなど、包括的かつ継続的な在宅医療と介護を一体的に提供するために必要な支援を行います。
認知症施策の推進	認知症初期集中支援チームや認知症地域支援推進員等との連携による認知症の人やその家族への適切な相談支援や認知症カフェの周知・啓発を通じた活動支援等を行います。また、認知症サポーターの対応力の向上などを

	目的とした認知症サポートステップアップ講座の開催や、「チームオレンジ・あしたば」の活動支援等のため、体制の強化を図ります。
--	---

実施見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
総合相談件数 (件)	21,900	22,200	22,500
相談窓口の充実 (相談総件数) (件)	35,500	36,000	36,500
介護予防ケアマネジメント件数 (件)	33,300	33,800	34,300
高齢者の虐待防止を含む権利擁護事業 (件)	470	470	470
支援困難事例等への指導助言相談 (件)	340	345	350

(3) 地域ケア会議の開催

地域包括支援センターによる「地域ケア会議」は、高齢者に対する支援の充実と、それを支える社会基盤の整備を同時に進めていく必要があります。地域包括支援センターのエリアを基本に個別課題への対応を、地域や多職種の関係者の参加により多様な視点から検討し、ニーズの把握と優先順位の判断を行い、これらを集約して基幹型地域包括支援センターが適宜関与することにより、市内全域で開催される地域ケア会議のレベル向上に努めます。

令和6年度からは、地域ケア会議の役割を明確にするため、地域ケア会議の構成を、地域における支援困難ケースの検討や介護支援専門員等による自立支援に資するケアマネジメントの質を高めるための「地域ケア個別会議」、抽出された地域課題の集約や検討、好事例の共有等を図る「地域ケア調整会議」、地域ケア調整会議の検討内容を具体的な政策形成につなげる「地域ケア推進会議」の3つの会議とします。

また、生活支援コーディネーターとの連携を強化し、地域ケア個別会議で抽出された地域課題を、各地域の協議体における会議で整理した上で、地域ケア調整会議で共有し、施策に反映できるよう努めます。

このような取組を通じた効果的な地域ケア会議の開催及び基幹型地域包括支援センターによる適切な開催支援等により、地域包括支援ネットワークの構築、地域課題の発見、地域づくり、資源開発及び政策の形成に結びつけます。

		今後の方針
地域 ケア 会 議	地域ケア推進会議	市内各地域でのケア会議において抽出された地域課題への対応策から政策につなげるために全市レベルの「地域ケア推進会議」を開催します。
	地域ケア調整会議	各地域包括支援センターのケア会議で抽出された地域課題やその対応策等、好事例の共有が図られるよう、「地域ケア調整会議」を開催します。 また、全市的な課題やその対応策についても集約することで、施策に反映していくよう検討します。
	地域ケア個別会議	多様化する支援困難ケースに対し、よりよい支援の在り方を検討するとともに、介護支援専門員等による自立支援に資するケアマネジメントの質を高めるための「地域ケア個別会議」を開催し、高齢者等の課題解決を進めます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域ケア会議開催回数 (回)	140	145	150
地域ケア会議参加者数 (人)	1,480	1,540	1,600

(4) 地域における生活支援体制の構築

地域に不足するサービスの創出やサービスの担い手の養成などの役割を担う生活支援体制整備事業については、多様な主体による生活支援サービスの提供がなされるよう生活支援コーディネーターを配置し、住民活動やボランティア活動も含めた支援体制の構築や地域資源の把握、地域支え合い活動の推進等を行います。

また、地域ケア会議で抽出された地域課題を生活支援コーディネーターが共有しながら、生活・介護支援サポーターの活躍できる場を創出するなど住民の協働を基盤として、高齢者の生活上の支援体制の充実・強化につながる体制整備を図ります。

	今後の方針
介護予防・生活支援サービスの提供基盤の整備	生活支援コーディネーターが中心となり、ふれあい・いきいきサロンなどの地域住民の主体的な取組の中から、住民組織やボランティアなどによる活動の掘り起こしと支援及びそれらのマッチングを行い、地域の支え合いの体制づくりを推進します。
地域における推進組織の充実	生活支援コーディネーターが中心となり、各担当地域における住民活動やボランティア活動も含めた支援体制の拠点として、住民組織やボランティアなどの多様な主体がメンバーとなり話し合える場である「協議体」の設置を進めます。
生活・介護支援サポーターの養成等の推進	地域での支援体制を推進する担い手となる「生活・介護支援サポーター」の養成を継続的に行なうとともに、生活支援コーディネーターと協働し、生活・介護支援サポーターが地域づくりの担い手として効果的な活動ができるよう、「協議体」を活用するなど、住民による地域づくり活動への参加意向に応えられるよう環境の整備を進めます。
住民組織やボランティア・NPO活動の促進	住民組織、ボランティア、NPO、福祉サービス事業者等が協働して地域における見守りや支え合いの取組を行えるよう、活動の立ち上げ、拠点整備や人材育成等を支援します。 また、生活支援コーディネーターがさまざまな主体との連携を強化した上で、日常生活圏域単位での「協議体」の設置を働きかけていきます。 さらに、高齢者や障がい者等、地域社会とのつながりや支援が必要な人を、それぞれの地域で見守り、支援体制づくりが構築できるよう、研修等の開催を通じて普及啓発を行います。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
生活支援コーディネーター（第1層） 地域支援回数 (回)	460	470	480
生活支援コーディネーター（第2層） 地域支援回数 (回)	3,200	3,250	3,300
生活・介護支援サポーター 養成講座修了者 (累計・人)	920	930	940
生活・介護支援サポーター 登録者数 (累計・人)	480	495	510
協議体設置箇所数 (箇所)	11	12	13

2 認知症高齢者の総合的な支援

(1) 認知症の早期発見・初期支援の充実

認知症施策においては、認知症施策推進大綱の中間評価や国が今後策定する認知症施策推進基本計画の内容を踏まえて施策を推進していく必要があります。認知症の発症を遅らせ、認知症になってしまっても希望を持って日常生活を過ごせる社会を目指し、必要な早期診断等を行う医療機関、介護サービス、見守り等の生活支援サービス等の周知に努め、認知症初期集中支援チームの活動を基盤にしながら、早期発見と初期支援体制の充実を図ります。また、認知症基本法に基づく取組を効果的に進めるため、認知症地域支援推進員の増員についても検討していきます。

今後の方針	
認知症初期集中支援チーム	認知症に関するさまざまな相談や介護ケアの相談に応じるとともに、保健師、社会福祉士、介護福祉士などの専門職が必要に応じて認知症の人の自宅を訪問し、認知症の専門医の助言を受けながら、地域で安心して生活を送れるようにサポートします。また、増加する認知症の人やその家族の相談に寄り添った対応に努めます。
認知症地域支援推進員	医療・介護の有機的なネットワーク、認知症の人やその家族への支援体制を整備するため、認知症疾患医療センター等との連携や多職種連携研修事業の企画を行います。また、認知症当事者ミーティングや認知症サポート養成講座及び認知症サポートステップアップ講座に認知症当事者やその家族の意見が反映されたものとなるよう取り組みます。 さらに、認知症地域支援推進員がチームオレンジコーディネーターとして「チームオレンジ・あしたば」の活動の充実が図られるようサポートします。
認知症支援ガイドブックの普及・活用	いつ、どこで、どのような医療や介護サービスなどを受ければよいかを紹介した津市認知症支援ガイドブックの普及に取り組み、活用を促すことで、認知症の人やその家族の地域での生活を支えます。 また、地域レベルで社会資源を整理することにより、より実用的な津市認知症支援ガイドブックとなるよう、情報の充実と更新に努めます。
認知症かんたん便利帳の普及・活用	広く一般市民に、分かりやすく認知症に関する理解を進めるため「認知症かんたん便利帳」の普及に取り組みます。
認知症カフェ	認知症疾患医療センター等と連携し、認知症の人やその家族が集い、情報交換や交流を行う場として「認知症カフェ」の開催を支援します。 また、認知症カフェの周知を図り、早期からの参加を呼びかけます。 さらに、広く認知症カフェ開催の周知啓発に努めるほか、認知症カフェ運営者の交流会を開催する等カフェ活動に対する支援を継続していきます。
若年性認知症対策の強化	三重県が進める若年性認知症施策総合推進事業と連携し、若年性認知症について広く理解が進むよう、広報・啓発を行うとともに、認知症の人やその家族に寄り添いながら関係機関に適切につなぐことができるよう体制を整備します。

実施見込	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
認知症初期集中支援チーム 相談件数 (件)	180	190	200
認知症初期集中支援チーム 支援件数 (件)	110	115	120

実施目標	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
認知症力フェ開催箇所数 (箇所)	10	11	12

(2) 認知症高齢者の見守り体制の構築

認知症に関する正しい知識や理解の普及啓発のため、認知症サポーターの養成を継続して進めるとともに、特に、認知症の人と地域での関わりが多い団体や企業の従業員等の中で、養成講座を受講されたサポーターに認知症サポーターステップアップ講座への受講を働きかけます。

また、小学生や中学生を対象とした「キッズサポーター」の養成に取り組み、認知症の理解者を増やすとともに、「チームオレンジ・あしたば」の活動を推進します。

	今後の方針
認知症サポーター養成講座	認知症についての正しい知識と具体的な対応方法等を市民に伝える講師（キャラバン・メイト）が、自治会や老人会、地域企業等の要請により認知症サポーター養成講座を開催し、認知症への理解者が増加するよう努めます。 また、地域住民と身近に接する機会の多い団体や企業等のほか、小学生や中学生を対象とした「キッズサポーター」の養成にも引き続き取り組みます。
認知症サポーターステップアップ講座	認知症サポーターがさらに学びを深める場として、認知症サポーターステップアップ講座の受講を働きかけことで、認知症について継続的に学べる機会を提供するとともに、認知症サポーターステップアップ講座修了者の方々が「チームオレンジ・あしたば」の会員として活動できるよう、効果的な周知・啓発を行います。
チームオレンジ・あしたば	認知症の人やその家族のニーズに合った具体的な支援につながる取組を進めるため、認知症サポーターステップアップ講座修了者を中心に、認知症カフェ支援グループ、認知症普及・啓発グループ、認知症サポーター養成グループ及び個別支援グループの4つのグループにおける活動を行います。 また、「チームオレンジ・あしたば」の周知・啓発を行うことで、会員数の増加を図り、各地域においてその活動を推進できるよう努めます。
認知症対策ネットワーク	認知症の人やその家族の視点を重視しながら、共生と予防を両輪として認知症施策を推進するため、各関係機関等とのネットワークの強化に努めます。 また、認知症地域支援推進員が中心となり、認知症初期集中支援チームや各地域包括支援センターと協働し、認知症疾患医療センター等も参画の認知症担当者会議を通じて、認知症施策のさらなる強化に取り組みます。 さらに、「チームオレンジ・あしたば」の活動、各地域包括支援センターによる生活・介護支援サポーターの育成、生活支援コーディネーターの活動による生活支援体制の整備及び民生委員・児童委員や自治会、老人会などの地域関係者との連携による、地域での見守り体制の整備を行います。

徘徊SOSネットワーク津	<p>認知症高齢者等が行方不明となった際に、早期発見・保護につながるよう、市と地域包括支援センター、警察等の関係機関による支援体制の強化を図るため、津高齢者虐待防止等及び高齢者見守りに関するネットワーク会議を開催し、連携を密にしてネットワークの強化に努めます。</p> <p>また、民生委員・児童委員や介護サービス事業者、認知症サポートー、生活・介護支援サポートー等への積極的な周知活動を通じ、登録の増進に取り組み、ネットワークの強化に努めます。</p> <p>さらに、発見者が容易に通報できるQRコードシールを活用し、認知症高齢者等の早期発見・保護につなげていきます。</p>
高齢者徘徊探知機購入費等補助金交付事業	<p>家族等の身体的及び精神的な負担の軽減を図るため、認知症高齢者等が行方不明となった際に、早期発見・保護につながるよう、居場所を確認することができるGPS機能を有した小型の徘徊探知機の購入費等について補助を行います。</p>

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認知症サポートー養成講座 受講人数 (人)	1,400	1,450	1,500
認知症サポートーステップアップ講座 参加人数 (人)	50	60	70

3 医療・介護の連携の推進

(1) 在宅医療と介護の連携

津市在宅療養支援センターを中心とした多職種関係者の連携のもと、医療ニーズ及び介護ニーズを併せ持つ慢性疾患や認知症等の高齢者に対応するため、入退院支援、日常の療養支援、急変時の対応、看取り、認知症の対応力強化、感染症や災害時対応等のさまざまな局面において、在宅医療及び介護が円滑に提供される体制づくりをさらに深め、在宅医療が受けられる環境を整備していきます。

また、津市在宅療養支援センターが中核的な機関となり、それぞれの課題に向け同センター内に医療・介護の多職種の関係者で構成されたネットワーク会議及び「マップ作成部会」、「連携体制部会」、「研修・啓発部会」の3つの専門部会において、在宅医療と介護の連携について、関係者間の協議がさらに深められるよう、同センターと取組を進めています。

今後の方針	
地域の医療・介護の資源の把握	医療・介護関係者などの多職種で構成された「マップ作成部会」において、地域の在宅医療を担う医療資源や介護サービス資源を隨時把握し、ホームページ等を通じて最新の情報の提供、共有を図ります。
在宅医療・介護連携の課題の抽出と対応策の検討	在宅医療と介護との連携強化に向け、医師、歯科医師、薬剤師、看護師、ケアマネジャー等の多職種によるネットワーク会議及び3つの専門部会を開催し、その課題と対応を引き続き協議します。
切れ目のない在宅医療と介護の提供体制の構築推進	医療・介護関係者などの多職種で構成された「連携体制部会」において、ICTを活用した医療・介護従事者の連携、市内の病院等に勤務する医療ソーシャルワーカーによる退院時の支援に向けた取組など、切れ目のない在宅医療と在宅介護の提供体制の推進を図ります。
医療・介護関係者の情報の共有の支援	医療職、介護職の関係者等の間でICTを活用した患者情報共有システムのさらなる推進に取り組みます。
在宅医療・介護連携に関する相談支援	津市在宅療養支援センターにおいて在宅療養に関する医療機関や介護サービス従事者、患者とその家族などからの相談体制を充実させ、在宅生活を支援するための必要な情報の提供や適切な関係機関につなげていきます。
医療・介護関係者の研修	医療・介護関係者などの多職種で構成された「研修・啓発部会」において、災害時や感染症流行時における医療が必要な人への対応、人生の最終段階における医療・ケアについて本人が信頼できる人と繰り返し話し合う取組であるACP（アドバンス・ケア・プランニング）の必要性など、課題に応じた研修会の開催や啓発媒体の作成等について、津市在宅療養支援センターと共に継続的に取り組みます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
在宅医療・介護連携の課題の抽出 ・対応に係る会議の開催回数 (回)	20	20	20
在宅医療・介護連携の課題の抽出 ・対応に係る会議の参加者数 (人)	450	450	450
医療・介護関係者の研修会の開催回数 (回)	4	4	4
医療・介護関係者の研修会の参加者数 (人)	700	710	720

(2) 在宅医療に関する意識の高揚

在宅療養生活や人生の最終段階における医療・ケア等に関する知識の普及を図るため、医師会等の関係機関と一緒に、市民に対する意識啓発活動を進めます。

	今後の方針
地域住民への普及啓発	在宅での療養生活や人生の最終段階における医療・ケア等についての理解を深めるため、講演会等を通して啓発活動を行います。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
地域住民への普及啓発のための市民講演会の開催回数 (回)	1	1	1
地域住民への普及啓発のための市民講演会の参加者数 (人)	120	140	160

4 地域共生の社会づくり

(1) 共生型サービスの整備

高齢者介護や障がい福祉サービスといった分野を超えて、必要な支援が柔軟に提供できること、地域の実情に応じた介護サービスの提供ができること、さらには福祉人材の有効活用の観点からも効果的であることから、共生型サービスの提供に向けた取組を進めます。

今後の方針	
共生型サービス	高齢者と障がい者(児)が同一の事業所でサービスを受けることができるよう、ホームヘルプサービス、デイサービス、ショートステイ等において位置づけられた「共生型サービス」について、三重県と連携し、事業者への相談支援等を行い、円滑にサービスの提供が行われるよう努めます。 また、共生型サービス事業所における高齢者や障がい者等の交流に係る取組事例を、市内の事業所に向けて紹介することにより、世代や分野を超えた地域共生の場が広がっていくよう努めます。

(2) 包括的支援体制の整備

制度や分野の縦割りや、「支える側」、「支えられる側」という従来の関係を超えて、人と人、人と社会がつながり、一人ひとりが生きがいや役割を持ち、助け合いながら暮らしていくことのできる地域共生社会の実現に向けて、多様化、複合化する課題に対応できる包括的な支援体制の構築や社会福祉基盤の整備等の取組を進めます。

今後の方針	
地域共生社会に向けた社会福祉基盤の整備	地域包括支援センターをはじめとする多くの機関による連携体制の強化等を通じた包括的な支援体制の推進により、社会福祉基盤の整備を進めます。
住民主体の地域福祉活動の促進	生活支援コーディネーターの取組の中で、民生委員・児童委員による活動、地区社会福祉協議会の活動をはじめ、サロンなどの居場所づくりや趣味・生きがいづくりの活動など、地域住民が主体となった地域活動の活発化を支援していきます。あわせて、生活・介護支援センターなどに働きかけ、住民による地域づくり活動への参加意向に応えられるよう環境整備を進めています。
ボランティア・NPO活動の促進	生活支援コーディネーターの取組の中で、ボランティアやNPOが主体となった見守りや生活支援などのサービスが充実するよう活動への支援を行います。

5 いきいきと元気に暮らす地域づくり

(1) 高齢者の多様な生きがい活動への支援

高齢者が地域住民、地域の子ども等、地域におけるさまざまな世代と交流を図り、高齢者の豊かな経験による個性や能力を活かし、地域の中で心豊かに生きがいを持って暮らすことのできるよう、多様な活動機会の提供や地域活動の促進を図ります。

今後の方針	
老人クラブ活動	新規加入者や既存会員の減少と、会員の高齢化によるクラブ役員のなり手不足により、老人クラブ活動は縮小傾向にありますが、高齢者が住みなれた地域で、世代間交流等を図りながら、これからも心豊かに生きがいを持ち続けることができるよう、引き続き支援を行い、加入の促進を図ります。 また、新たな老人クラブの設立について、既存の老人クラブや老人クラブ連合会との調整を図りながら支援します。
老人クラブ連合会	老人クラブ連合会についても、同様に会員数は減少していますが、会員の研修や広報活動、社会奉仕活動、サークル活動などの事業や老人クラブ間における相互交流の促進を図る事業について継続的に支援を行うとともに、地域特性を踏まえた老人クラブ活動の活性化や加入の促進を図ります。
老人福祉センター	生涯学習の拠点、交流の拠点、健康づくりの拠点としての活用を促進し、身近な地域での居場所づくりにつなげるため、適切な管理、運営に努めつつ、老朽施設の更新時期にあたっては、他の類似施設への転用等も含め、効果的・効率的な運用方法について検討を行います。
敬老事業等	敬老事業については、津市社会福祉協議会や地区社会福祉協議会と連携し、各地域の状況等を踏まえ、今後も引き続き技術的な助言や実施支援を行います。 また、長寿をお祝いする最高齢者等表敬訪問、敬老祝品等贈呈についても継続して実施します。
地域福祉活動推進事業	津市社会福祉協議会と地区社会福祉協議会が共に取り組む地域福祉活動の担い手の確保及び養成、地域の実情を踏まえた世代間交流などの活動を支援し、高齢者が住み慣れた地域で生活を継続することができるよう、地域福祉活動の推進に取り組みます。
高齢者外出支援事業（シルバーエミカ）	高齢者の健康・生きがいづくり、人と人とのつながりづくりのために、日常生活の移動を支援し、外出機会の拡大を図っていくことが重要であることから、高齢者の外出支援としてシルバーエミカ（交通系 IC カード）の交付に引き続き取り組みます。シルバーエミカの交付については、マイナンバーカードの取得が必要であることから、あわせて同カードの取得推進に努めます。 また、次期津市地域公共交通網形成計画の動向について、関係部局との情報共有に努め、必要とされる公共交通の導入に向け協議します。

実施見込		令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
老人クラブ	会員数 (人)	11,000	10,500	10,000

シルバーエミカ	新規発行件数 (件)	3,000	3,100	3,200
	追加チャージ件数 (件)	6,000	6,500	7,000

(2) 社会参加活動への支援

高齢者が、培ってきた豊かな経験や技能を活用できるよう、高齢者就労や社会参加活動への支援をすることで、高齢者の生きがいの充実と社会参加による地域づくりを図ります。

今後の方針	
シルバー人材センター	多様化する利用者のニーズに対応するためにも、会員となる人材確保が重要であり、シルバー人材センターにおいては入会説明会を定期的に開催するとともに、会員を対象とした講習会や健康づくりなどの研修会を開催し、会員の就労継続や就労意欲の向上に取り組んでいることから、高齢者就労や社会参加活動の促進を図るため、同センターの機能充実に向け支援します。
就労的活動支援コーディネーター	役割がある形での高齢者の社会参加等を促進するため、就労的活動支援コーディネーターの配置を検討し、高齢者が地域とのつながりを保ちながら役割を持って生活できる環境の整備を進めます。

実施見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
シルバー人材センター会員数 (人)	1,070	1,100	1,130

(3) 健康づくりの推進

「津市第4次健康づくり計画」に基づき、市民一人ひとりが実践する健康づくりのための行動を支援し、健康づくりを推進します。

今後の方針	
健康教育・健康相談	保健師・栄養士・歯科衛生士等が地域のサロンや通いの場、団体に出向き、健康づくりに関する健康教育や健康相談を行い、高齢者自身が主体的に生活機能の維持向上、生活習慣病予防に取り組めるよう支援します。
感染症・熱中症予防の啓発	感染症、熱中症の予防のための普及啓発活動を推進します。高齢者インフルエンザ及び高齢者肺炎球菌感染症等の予防接種の重要性について啓発し、罹患及び重症化と合併症の予防を図ります。
高齢者の保健事業と介護予防の一体的実施	三重県後期高齢者医療広域連合の交付金を活用し、保健事業と介護予防の一体的な取組を実施します。 【ポピュレーションアプローチ】 自分では気がつかない心身の変化を知るため、年に1回健康診査を受診するよう啓発します。あわせて、地域に出向いて行う健康教育・健康相談では、高齢者がフレイルに早期に気づき、予防への意識を持ち改善に向けて取り組めるよう啓発します。 さらに、地域で健康づくりを広めていくために活動するヘルスボランティア等から身近な人にフレイル予防を普及していただけるよう働きかけま

	<p>す。</p> <p>【ハイリスクアプローチ】</p> <p>フレイルのリスクの高い人には、保健師、管理栄養士、歯科衛生士が訪問等を行い、フレイルの改善に向けた個別支援を行うとともに、ハイリスクアプローチプログラム終了後のフォローアップについて検討します。</p>
--	---

(4) 介護予防・日常生活支援総合事業の推進

高齢者の介護予防・重度化予防推進のため、地域における保健師、管理栄養士、歯科衛生士、リハビリテーション専門職等の幅広い専門職の協力を得ながら、活動的で生きがいを持てる生活を営むことができる生活環境の整備や地域づくりに取り組みます。また、高齢者の保健事業と介護予防の一体的な実施を推進するため、高齢者のフレイル予防と介護予防が連携し、疾病予防・重度化予防の促進を目指します。

介護予防・日常生活支援総合事業を効果的に実施するためには、事業間の連動が重要であることから、介護予防事業全体会議等の協議の場を通じて、地域包括支援センターや生活支援コーディネーター等の関係者との連携を強化しつつ、一般介護予防事業を中心に事業の目的やそれぞれが実施すべきことを明確にすることで、地域の実情に応じた事業実施を図ります。

また、対象者の身体状況等に応じて事業体系の整理を行うことで、対象者の状態に合ったサービスの提供及び途切れない支援体制の構築を目指します。

住民等が主体となって開催する「ふれあい・いきいきサロン事業」や多数の人が参加する元気アップ教室等の各教室についても、事業間の連動や関係者との連携を含めた、より効果的な事業の在り方について検討を進めるとともに、国が示す通いの場への参加者数の目標を勘案しながら、高齢者等の社会参加を促進します。

【①一般介護予防事業】

今後の方針	
介護予防把握事業	地域から得られた情報等の活用により、閉じこもり等の何らかの支援を要する者を把握し、地域包括支援センターと連携しながら、介護予防活動へつなげます。
介護予防普及啓発事業	地域包括支援センターが老人クラブをはじめとする地域関係者と連携し、地域の特性等に応じた介護予防に取り組み、介護予防に対する意識の向上や閉じこもり予防等に努めます。
元気アップ教室	自宅でできる運動の実施や体力測定、介護予防の学習、運動習慣定着のための取組を通じて転倒予防のためのストレッチや筋力運動を行い、筋力の向上に努めつつ地域交流の促進をさらに図ります。
認知機能アップ教室	認知症の理解を深め、運動や脳活性化レクリエーションなどで認知症予防の実践について、交流しながら学ぶことにより、認知機能の向上が図られるよう努めます。
介護予防教室（転倒予防・認知症予防）	転倒予防や認知症予防に関する知識の向上を図り、運動習慣のきっかけとなるよう市内全域で実施するとともに、要介護状態等になることを予防するため、今後も継続して実施します。

ふれあい・いきいきサロン事業	ふれあいや世代間交流を通して、誰もが安心して、健康で、生きがいを持って暮らし続けていける地域づくりとともに、地域の介護予防や見守りの拠点として機能するよう、地域住民やボランティアが主体となり、公民館や集会所等を利用し、自宅から気軽に歩いて行けるところに「通いの場」づくりを促進します。また、フレイル予防を取り入れるなど一人でも多くの人が気軽に参加できるよう、さらなる周知啓発に取り組みます。
高齢者食生活改善事業	食生活改善推進員と共に、健康の基本である食生活を見直し、高齢者の栄養などについての講話と調理実習を通しておいしく食べる工夫を学び、健康の維持増進と交流の場になるよう努めます。
地域リハビリテーション活動支援事業	理学療法士、歯科衛生士及び栄養士が住民の通いの場に定期的に出向き、運動器の機能向上や口腔機能の向上、低栄養予防について学び、日常生活に実践できるよう介護予防を強化します。 また、医療・介護連携推進事業の取組等を通じて、専門職の効果的な派遣の在り方についても検討を進めるとともに、関係機関等と協働して、地域リハビリテーション支援体制の構築に向けた取組を行います。
一般介護予防事業評価事業	一般介護予防事業に係る目標を設定し、その達成状況を検証することにより、事業の評価を行い、効果的な一般介護予防事業の実施につなげます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防普及啓発事業実施回数（回）	340	350	360
元気アップ教室参加総数（人）	6,100	6,150	6,200
認知機能アップ教室参加総数（人）	670	680	690
転倒予防教室・認知症予防教室実施回数（回）	60	60	60
転倒予防教室・認知症予防教室参加総数（人）	1,450	1,450	1,450
ふれあい・いきいきサロン事業参加総数（人）	98,000	103,000	108,000
高齢者食生活改善事業参加総数（人）	1,300	1,300	1,300
地域リハビリテーション活動支援事業実施回数（回）	68	68	68

【②介護予防・生活支援サービス事業】

今後の方針	
訪問型サービス	要支援認定者等に対し、次の区分によって訪問型介護予防・生活支援サービスを提供します。 ○介護予防訪問型サービス（従来の基準によるサービス） ○生活支援訪問サービス（緩和した基準によるサービス） ○地域ささえあい訪問支援（住民主体によるサービス） ○短期集中専門訪問サービス（保健・医療の専門家による短期間サービス）
通所型サービス	要支援者認定等に対し、次の区分によって通所型介護予防・生活支援サービスを提供します。 ○介護予防通所型サービス（従来の基準によるサービス） ○生活支援通所サービス（緩和した基準によるサービス） ○地域ささえあい通所支援（住民主体によるサービス） ○短期集中専門通所サービス（保健・医療の専門家による短期間サービス）
その他の生活支援サービス	訪問型及び通所型の介護予防・生活支援サービスと組み合わせて一体的に行われる場合に効果が期待できる栄養改善を目的とした配食やひとり暮らし高齢者等への見守りについて、先進地の事例等を把握し、事業実施の検討を行います。
介護予防ケアマネジメント	介護予防や日常生活の支援を目的に、高齢者の主体的な取組を支援しながら、要支援者等に対し、適切な介護予防ケアマネジメントの実施に努めます。また、居宅介護支援事業所に介護予防ケアマネジメントの研修等を実施します。

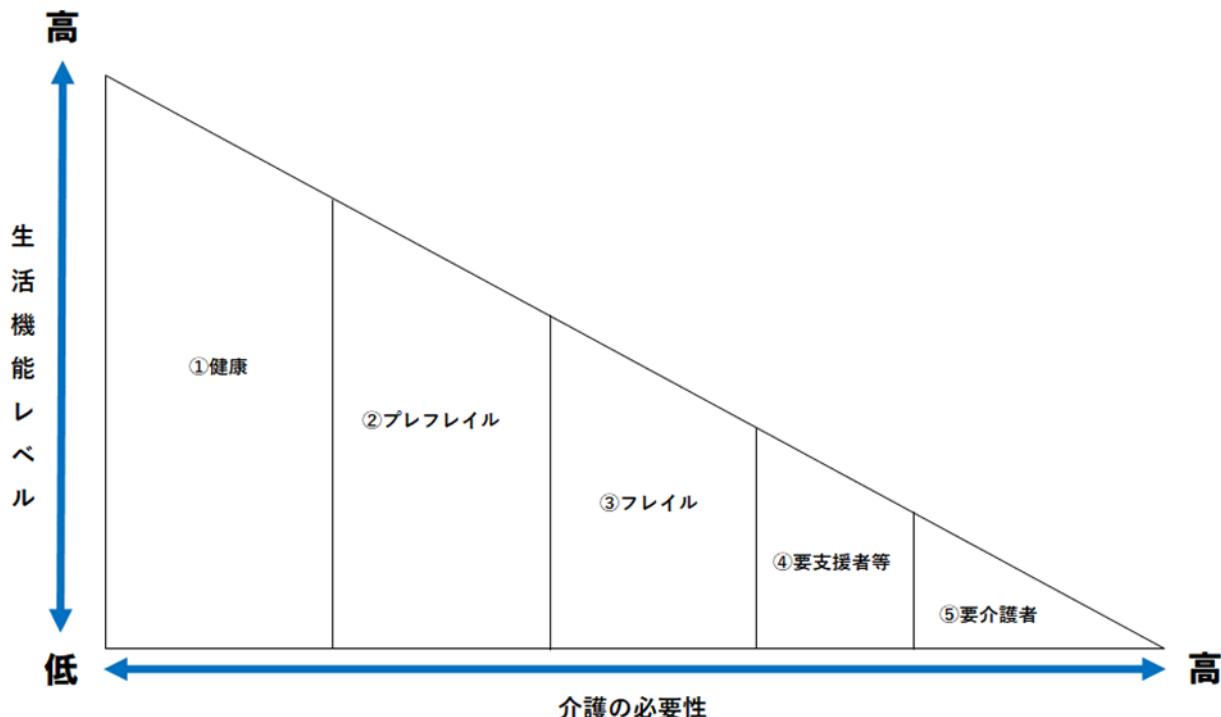
【サービス見込量】

			令和6年度	令和7年度	令和8年度
従前 相当	介護予防訪問型 サービス	年間延べ利用 人数（人）	7,512	7,752	8,100
	介護予防通所型 サービス	年間延べ利用 人数（人）	15,480	15,720	16,080
緩和 基準	生活支援訪問 サービス	年間延べ利用 人数（人）	60	72	84
	生活支援通所 サービス	年間延べ利用 人数（人）	144	180	216
短期 集中	短期集中専門訪問 サービス	年間延べ利用 人数（人）	15	20	25
	短期集中専門通所 サービス	年間延べ利用 人数（人）	5	10	15
住民 主体	地域ささえあい 訪問支援	実施団体数 (団体)	3	4	5
	地域ささえあい 通所支援	実施団体数 (団体)	6	7	8
介護予防ケアマネジメント		年間延べ利用 人数（人）	13,012	13,223	13,541
事業対象者		10月1日時 点の人数 (人)	270	285	300

【③事業間の連携】

今後の方針	
高齢者の保健事業と介護予防との一体的な実施	地域包括支援センター、生活支援コーディネーター等の関係機関や関係部局との効果的な連携に留意しつつ、事業ごとの役割を明確にした上で、フレイル予防の啓発をはじめとするポピュレーションアプローチやハイリスクアプローチを通じた保健事業と介護予防の一体的な取組を推進します。
一般介護予防事業と他事業との連携	住民同士の支え合いによる自主的な通いの場の拡充を図るため、生活支援コーディネーターが中心となって、地域で活動されているサロン団体等へ、個別具体例を通して、制度や活動状況を説明し、「地域ささえあい通所支援事業」への移行を促進するなど、一般介護予防事業、介護予防・生活支援サービス事業及び生活支援体制整備事業との連携強化を図ります。
保険者機能強化推進交付金等の活用	高齢者の自立支援・重度化防止等に関する取組を支援することを目的として、国より交付される保険者機能強化推進交付金及び介護保険保険者努力支援交付金について、介護予防・日常生活支援総合事業をはじめ、高齢者の自立支援・重度化防止に資するその他の事業において、効果的な活用が図られるよう努めます。

●介護予防・フレイル予防の事業体系



利用者の状態	効果的な事業
①健康 【通いの場に参加し続けるために必要な身体機能の維持と学習機会の確保】	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい・いきいきサロン事業 ・元気アップ教室 ・転倒予防教室 ・認知機能アップ教室 ・認知症予防教室 ・高齢者食生活改善事業 ・元気づくり教室/栄養パトロール【ポピュレーション】 ・介護予防普及啓発事業（地域包括支援センター）等
②プレフレイル 【①に向けた機能回復とフレイル予防についての意識の向上】	<ul style="list-style-type: none"> ・地域リハビリテーション活動支援事業 ・ふれあい・いきいきサロン ・元気づくり教室/栄養パトロール【ポピュレーション】 ・介護予防普及啓発事業（地域包括支援センター）等
③フレイル 【フレイルが重症化しないために必要な知識の習得と実践】	<ul style="list-style-type: none"> ・ふれあい・いきいきサロン事業 ・栄養パトロール【ハイリスク】 ・元気づくり教室/栄養パトロール【ポピュレーション】 ・介護予防普及啓発事業（地域包括支援センター）等
④要支援者等 【要支援者及びチェックリスト該当者のための機能回復及び必要な支援】	<ul style="list-style-type: none"> ・短期集中専門サービス ・地域ささえあい支援事業 ・従前相当・緩和基準サービス
⑤要介護者 【要介護者に対する必要な支援】	<ul style="list-style-type: none"> ・介護保険サービス

6 安心して暮らせる地域づくり

(1) 住み慣れた日常生活への支援

高齢者が住み慣れた地域で、安心して暮らせるように、日常生活の支援を行います。

今後の方針	
日常生活用具給付等事業	ひとり暮らし高齢者等が増加していることから、高齢者に対する日常生活の支援と、安心感のある生活環境を確保するため、事業の周知を図りつつ、今後も事業を継続していきます。
配食サービス事業	ひとり暮らし高齢者等に栄養バランスのとれた食事を届けることにより、在宅生活の継続を図るとともに、利用者の安否確認を行うことを目的としており、サービスを提供できる事業所の確保に努めつつ、今後も事業を継続していきます。
訪問理美容サービス事業	重度の要介護者の生活支援を図るため、事業の周知を図りつつ、今後も事業を継続していきます。
在宅ねたきり老人等寝具洗濯等サービス事業	家庭で洗濯が可能な寝具類の普及や介護用品の充実等に伴い実績が少ないため、利用実績や他市の状況も勘案しながら、事業の廃止も含めた検討を行います。

実施見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
配食サービス事業年間延べ利用人数（人）	4,100	4,150	4,200

(2) 安心・安全な住環境の整備

高齢者が安心して日常生活が送れるよう、日常生活基盤である住環境の整備を推進し、安心・安全な住生活が送れるよう支援します。

今後の方針	
緊急通報装置事業	緊急時はもとより、日頃からひとり暮らし高齢者等が安心・安全な在宅生活を送ることができるよう、令和6年度から市民税課税世帯を対象者に加えて事業の拡充を図るとともに事業のさらなる周知に努めます。
ユニバーサルデザインのまちづくり	「三重県ユニバーサルデザインのまちづくり推進条例」に基づき、建築物等の指導を行います。また、ユニバーサルデザインの普及啓発に努めます。

実施見込	令和6年度	令和7年度	令和8年度
緊急通報装置事業設置台数（台）	800	830	860

(3) 感染症への備え

新型コロナウイルス感染症の経験を踏まえ、感染症に対する感染防止の取組や、感染症の発生時においてさまざまな支援に努めます。

今後の方針	
高齢者施設における感染症防止	介護サービス事業所等において、感染症の予防及びまん延防止のための指針の作成や研修の実施、感染症が発生した場合においても必要な介護サービスが継続的に提供できるようにするための業務継続計画（B C P）の作成等が義務づけられ、今後は、これらの指針・計画に基づき、感染症予防の徹底を図り、感染症発生時においては、サービスが安定的・継続的に提供できるよう、適切な対応を取ることが求められることから、各種情報の提供や計画作成等に対する指導・助言を行うなど必要な支援を行います。
感染症発生時の介護サービス利用者の支援	感染症の発生時において、代替サービスの調整等が必要となる場合にあっては、三重県をはじめ、関係機関と連携し、介護サービス事業所との調整を行うなど、介護サービス利用者の支援に努めます。
介護予防事業における感染症防止	住民等が主体となって開催する「ふれあい・いきいきサロン事業」や多数の人が参加する元気アップ教室等の各教室における感染症対策について、日常の感染症対策に留意するよう周知啓発を図るとともに、各種感染症拡大時には、これまでの取組を参考に感染症対策を強化していきます。
高齢者の閉じこもりや生活不活発への支援	外出の機会が減り、体力が落ちることが心配される高齢者に対し、新型コロナウイルス感染症予防の基本的な知識や相談窓口の周知をはじめ、自宅で簡単・安全にできる運動の紹介など、健康の維持に必要な情報について、広報津やCATV（津市行政チャンネル）等を活用しながら提供していきます。 また、地域包括支援センターと情報の共有を図るなど連携し、高齢者の生活状況の把握を行いながら、閉じこもりや生活不活発への支援を行います。

(4) 災害への備え

高齢者が安心・安全に暮らせるよう、高齢者施設における災害への備えや、地域における避難支援の体制づくりを進めます。

今後の方針	
高齢者施設等における災害への備え	介護サービス事業所等において、業務継続計画（B C P）の作成が義務づけられ、災害が発生した場合においても必要な介護サービスが継続的に提供できるような体制整備を図ることが求められることから、各種情報の提供や計画作成等に対する指導・助言を行うなど必要な支援を行います。また、非常災害対策計画や避難訓練が、実際に災害が起った際にも利用者の安全が確保できる実効性のあるものとなるよう、防災関係部局と連携し指導・助言を行うとともに、市の防災計画をはじめとする防災情報を提供し、関係機関や地域住民等との協力・連携が図られるよう努めます。
避難行動要支援者の支援	防災関係部局や福祉関係者と調整・協議を行いながら、地域の自主防災組織等と連携し、継続的に情報の更新を図るなど、地域における共助による避難支援体制づくりを推進します。
高齢者の防災に関する支援	各種団体等からの依頼により、防災に関する理解と関心を深めるための研修会を実施し、災害に対する日頃の備えや、災害時の避難行動など、基本的な防災の知識の啓発に努めます。

(5) 高齢者の権利の擁護

自己判断能力が低下した高齢者が安心して暮らせる地域づくりを推進します。

今後の方針	
日常生活自立支援事業（地域福祉 権利擁護事業）	津市社会福祉協議会と連携し、日常生活自立支援事業の活用促進を図るために、市民への一層の周知啓発を進めます。 また、増加するニーズに対応するため、津市社会福祉協議会との連携を密に行い、事業実施体制の強化を図ります。
成年後見制度の利用促進	成年後見制度のさらなる利用促進を図るため、津市成年後見サポートセンター（中核機関）とともに市民への一層の周知啓発を進めます。 また、成年後見制度の利用が広がる中、後見人の支援や市民後見人の育成など、津市成年後見サポートセンター（中核機関）が中心となり、権利擁護が必要な人を支援するとともに、司法、医療、福祉などの関係機関と協議を行いながら連携強化を図ることができるネットワーク体制を構築していきます。

実施見込	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度	
津市成年後見サポートセンター 相談援助件数	(件)	730	760	790

(6) 高齢者への虐待の防止

関係機関との連携強化により、虐待の発見から状況把握、それに伴う高齢者及び養護者への支援等を充実し、養護者に該当しないものからの虐待も含め、早期発見や発生防止の取組を強化します。

	今後の方針
虐待防止に係る広報・啓発	高齢者の虐待の内容や通報義務、相談窓口などの周知を図るため、広報・啓発活動を充実させ、市民の意識の向上に努めます。 また、養介護施設等については、職員としての責務・適切な対応等を正しく理解していることが重要なため、組織内の体制、虐待等が発生した場合の対応方法など、集団指導等を通じて高齢者虐待の防止に係る啓発を行います。
高齢者虐待防止等及び高齢者見守りに関するネットワーク	高齢者が安心・安全に暮らせるよう、津市社会福祉協議会や民生委員・児童委員などの関係機関が連携協力し、高齢者の虐待防止や迅速かつ適切な保護等の支援を行うほか、津高齢者虐待防止等及び高齢者見守りに関するネットワーク会議を開催することで、情報交換とスキルアップを図ります。
虐待への対応力の向上	養護者による高齢者虐待については、地域包括支援センターと連携した相談・通報体制により、高齢者虐待の未然防止、早期発見、迅速かつ適切な対応がとれるよう、対応力の向上を図ります。 また、養介護施設従事者等による高齢者虐待については、三重県や関係機関との連携体制の強化に努め、高齢者の住まいの形態が多様化している状況を踏まえ、有料老人ホーム等、高齢者が利用する施設等も含めた虐待事案の発生時において速やかに適切な対応がとれるよう、介護サービス事業者等における指針の整備など虐待防止措置を推進しながら、対応力の向上を図ります。 さらに、養護・被養護の関係にない者からの虐待、セルフネグレクト、消費者被害等についても、高齢者の権利擁護業務として対応する必要があることから、地域ケア会議等の場を活用して幅広い関係者から意見を聴取り、関係機関等との連携体制強化を図ります。
相談・支援体制の充実	地域包括支援センターなどにおいて高齢者や養護者からの相談を受け付け、適切な支援につなげます。

7 安心して介護を受けられる体制づくり

(1) 居宅サービスの充実

介護だけでなく医療のニーズを有する高齢者の増加を踏まえながら、本人とその家族等の心身機能の状態を把握し、的確なサービス量を見込むとともに、適切な居宅サービスが提供できるよう努めます。

	今後の方針
訪問介護	ひとり暮らしや同居家族の支援等が受けられない場合に、本人ができるることは可能な限り本人が行うことを前提にサービスの提供に努めます。
(介護予防) 訪問入浴介護	重度の要介護高齢者等が可能な限り在宅で生活できるよう、サービスの提供に努めます。
(介護予防) 訪問看護	増加する在宅医療のニーズに対応しつつ、地域の実情を考慮しながら、利用者の状況に応じたサービスの提供や生活機能の維持及び向上を目的としたサービスの充実に努めます。
(介護予防) 訪問リハビリテーション	要介護状態等の軽減及び悪化の防止を図るため、利用者の状況に応じたサービスの提供や心身機能の維持及び向上を目的としたサービスの充実に努めます。
(介護予防) 居宅療養管理指導	栄養改善や口腔機能向上等の指導を含め、生活機能の維持及び向上を目的としたサービス提供により、要介護状態等の軽減及び悪化に努めます。
通所介護	要介護状態等の軽減及び悪化の防止を図るため、利用者の状況に応じたサービスの提供及び日常生活上の支援や生活機能の維持及び向上を目的としたサービスの提供に努めます。
(介護予防) 通所リハビリテーション	要介護状態等の軽減及び悪化の防止を図るため、利用者の状況に応じたサービスの提供や心身機能の維持及び向上を目的としたサービスの提供に努めます。
(介護予防) 短期入所生活介護、(介護予防) 短期入所療養介護	利用者の心身の機能の維持と家族の身体的・精神的負担の軽減を図るべく、利用者のニーズに対応したサービスの提供に努めます。
(介護予防) 特定施設入居者生活介護	事業者の参入意向や入所希望状況等の把握に努め、適切なサービスの提供に努めます。
(介護予防) 福祉用具貸与、特定(介護予防) 福祉用具販売、(介護予防) 住宅改修	要介護状態等の軽減及び悪化の防止を図るため、利用者のニーズに対応したサービスを提供し、利用者が可能な限り自宅で生活できるようサービスの利用を促進します。
居宅介護支援、介護予防支援	一人ひとりに合った適切なケアマネジメントが行われるよう、ケアマネジメントの質の向上を促します。

【サービス見込量（年間延べ）】

〔①介護給付〕

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
訪問介護	(回)	1,002,409	1,004,464	1,021,891
	(人)	39,780	39,948	40,632
訪問入浴介護	(回)	6,586	6,713	6,901
	(人)	1,296	1,320	1,356
訪問看護	(回)	138,822	141,001	143,572
	(人)	14,988	15,228	15,504
訪問リハビリテーション	(回)	61,248	62,222	63,173
	(人)	5,376	5,460	5,544
居宅療養管理指導	(人)	21,564	21,888	22,608
通所介護	(回)	580,410	589,030	598,912
	(人)	47,808	48,564	49,404
通所リハビリテーション	(回)	115,540	117,421	119,530
	(人)	14,448	14,688	14,952
短期入所生活介護	(日)	153,220	153,349	153,300
	(人)	10,788	10,800	10,788
短期入所療養介護	(日)	9,545	9,649	9,754
	(人)	1,152	1,164	1,176
特定施設入居者生活介護	(人)	5,448	5,448	5,448
福祉用具貸与	(人)	68,220	69,252	70,404
特定福祉用具販売	(人)	1,008	1,020	1,044
住宅改修	(人)	972	984	1,020
居宅介護支援	(人)	100,800	102,360	104,148

[②予防給付]

		令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防訪問入浴介護	(回)	120	120	120
	(人)	24	24	24
介護予防訪問看護	(回)	6,046	6,101	6,185
	(人)	1,020	1,032	1,044
介護予防訪問リハビリテーション	(回)	9,083	9,175	9,370
	(人)	1,116	1,128	1,152
介護予防居宅療養管理指導	(人)	960	972	996
介護予防通所リハビリテーション	(人)	4,212	4,272	4,332
介護予防短期入所生活介護	(日)	1,008	1,008	1,008
	(人)	144	144	144
介護予防短期入所療養介護	(日)	12	12	12
	(人)	2	2	2
介護予防特定施設入居者生活介護	(人)	468	468	468
介護予防福祉用具貸与	(人)	15,576	15,780	16,008
特定介護予防福祉用具販売	(人)	516	528	540
介護予防住宅改修	(人)	648	672	672
介護予防支援	(人)	19,992	20,196	20,388

(2) 地域密着型サービスの充実

高齢者が身近な地域で生活ができるよう、必要なサービス事業所の整備について、未整備圏域を中心に進めるとともに、地域を越えた利用について検討を行います。

また、中長期的な人口構造の変化等を踏まえた介護ニーズの見通し等について、介護サービス事業者等と共有し、介護サービスの基盤整備や既存施設・事業所の今後の在り方を検討していきます。

今後の方針	
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	現状としては、2か所のサービス事業所がありますが、各地域の利用状況やニーズを見ながら整備を進めています。
夜間対応型訪問介護	現状としては、1か所のサービス事業所がありますが、各地域の利用状況やニーズを見ながら整備を進めています。
地域密着型通所介護	現状としては、65か所のサービス事業所がありますが、地域のニーズや参入事業者の動向を見ながら、今後の整備について検討していきます。
(介護予防)認知症対応型通所介護	現状としては、7か所のサービス事業所があります。認知症高齢者の増加に合わせて、本計画期間においては、圏域を問わず事業者参入を誘導します。
(介護予防)小規模多機能型居宅介護	現状としては、8か所のサービス事業所がありますが、各圏域における整備を目指すこととし、本計画期間においては、未整備の圏域を中心に整備を図ります。
(介護予防)認知症対応型共同生活介護	現状としては、30か所が整備されており、本計画期間においては整備を見込まないこととしますが、需要動向を踏まえた検討が必要であると考えています。
地域密着型特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護施設等、他の施設で対応できるものと考えており、本計画期間においては整備を見込まないこととします。
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	現状としては、3施設、59床が整備されています。本計画期間においては介護老人福祉施設（定員30人以上）での整備を図ることとし、整備を見込まないこととします。
看護小規模多機能型居宅介護	現状としては、1か所のサービス事業所がありますが、各地域の利用状況やニーズを見ながら整備を進めています。

【サービス見込量（年間延べ）】

〔①介護給付〕

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
定期巡回・隨時対応型訪問介護看護 (人)	744	744	1,116
夜間対応型訪問介護 (人)	144	144	144
地域密着型通所介護 (回)	142,055	144,086	146,470
(人)	13,992	14,208	14,448
認知症対応型通所介護 (回)	9,179	11,263	11,422
(人)	816	996	1,008
小規模多機能型居宅介護 (人)	1,476	1,488	1,800
認知症対応型共同生活介護 (人)	4,992	4,992	4,992
地域密着型特定施設入居者生活介護 (人)	0	0	0
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護 (人)	708	708	708
看護小規模多機能型居宅介護 (人)	588	588	828

〔②予防給付〕

	令和6年度	令和7年度	令和8年度
介護予防認知症対応型通所介護 (回)	0	0	0
(人)	0	0	0
介護予防小規模多機能型居宅介護 (人)	336	336	396
介護予防認知症対応型共同生活介護 (人)	12	12	12

(3) 介護施設サービスの充実

介護施設サービスを必要とする人が適切に利用できるよう、入所待機者の状況、既存の施設・事業所の整備状況、介護保険料への影響などを勘案するとともに、中長期的な人口構造の変化やサービス需要の見込みも踏まえた施設整備を実施していくこととします。

今後の方針	
介護老人福祉施設	現状としては、市内に 27 施設、1,682 床（地域密着型を除く）が整備されています。入所待機者の解消に向け、重度要介護者への重点入所を推進しつつ、緊急性の高い入所待機者や地域の実情を踏まえた適切な運用に対応するため、本計画期間において 80 床の整備を目指します。 なお、今後も有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の設置状況等も踏まえた上で、入所待機者の状況を注視していきます。 (整備計画) 令和 6 年度：— 令和 7 年度：— 令和 8 年度：定員 80 人
介護老人保健施設	現状としては、市内に 13 施設、1,105 床が整備されており、一定の供給量は確保できています。本計画期間において新たな整備は見込まないこととしますが、在宅復帰や在宅療養支援の取組の強化を促します。
介護医療院	現状としては、市内に 3 施設、95 床が整備されています。本計画期間においては療養病床等を有する医療機関の転換の意向を見ながら、今後の整備について検討していきます。

【サービス見込量（年間延べ）】

	令和 6 年度	令和 7 年度	令和 8 年度
介護老人福祉施設 (人)	19,320	19,320	19,320
介護老人保健施設 (人)	11,640	11,640	11,640
介護医療院 (人)	840	840	840

図 (参考) 介護老人福祉施設の整備状況（地域密着型を除く）

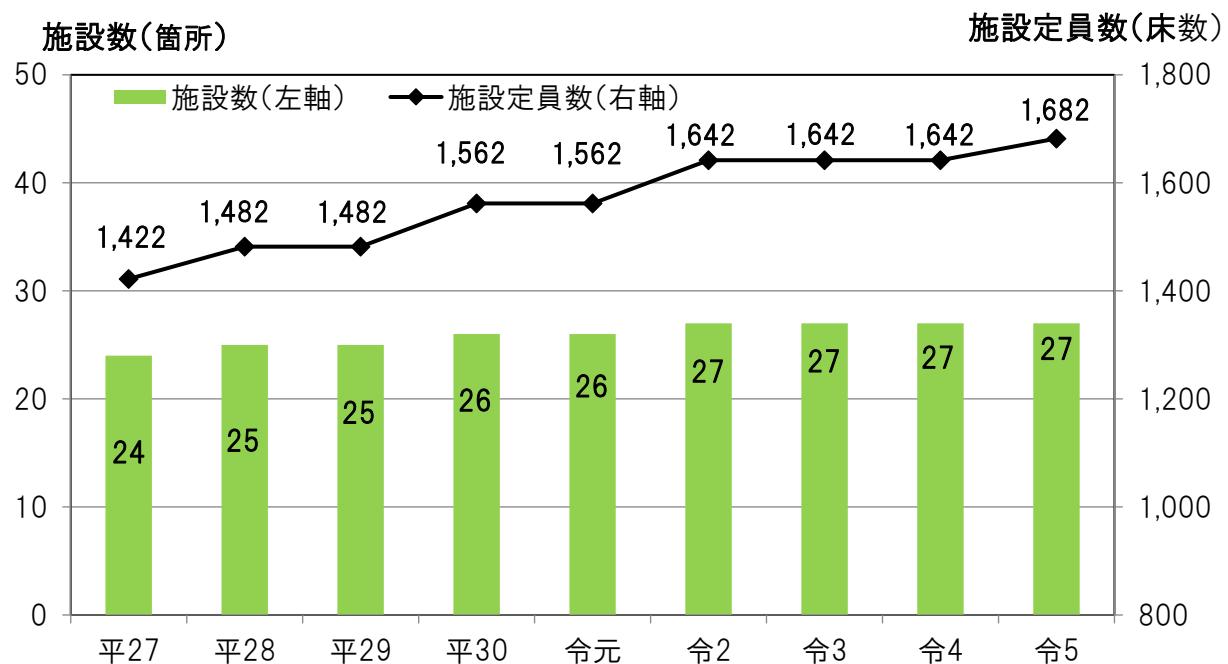
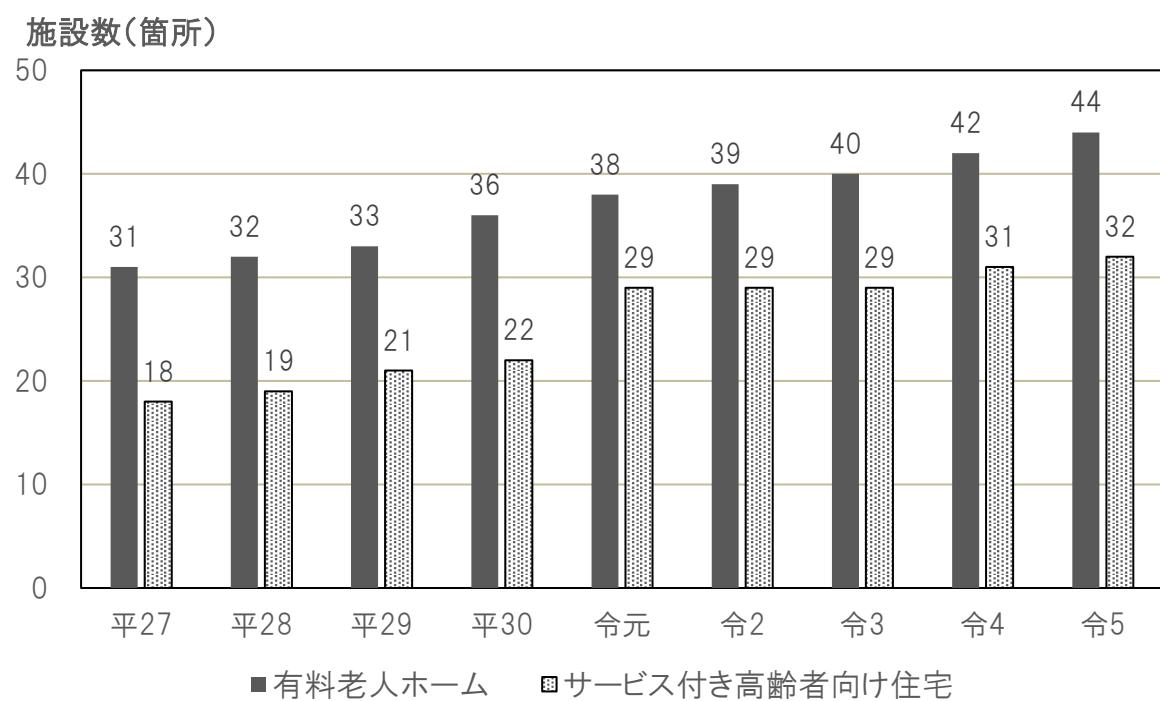


図 (参考) 有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅の設置状況



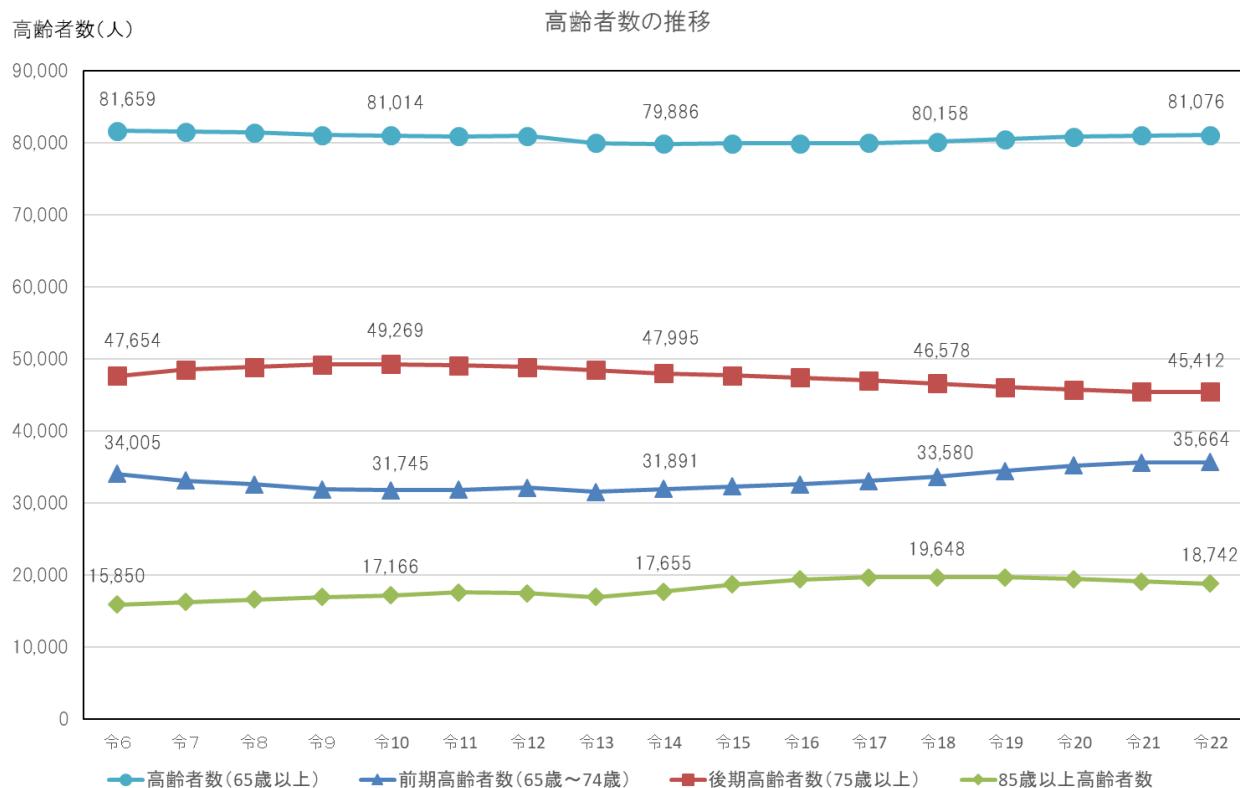
(令和 22 年（2040 年）に向けた施設整備)

介護老人福祉施設への入所は、要介護 3 以上の認定を受けた人が対象です。令和 5 年 10 月 1 日現在において、要介護 3 以上の人割合は、65 歳～74 歳で約 1.5% であるのに対し、75 歳以上では約 12.2% と約 8.1 倍となっています。

本市の 75 歳以上の高齢者数は令和 5 年 10 月 1 日現在 46,284 人で、5 年後の令和 10 年に約 4 万 9 千人まで増加し、その後令和 22 年（2040 年）に向けて、徐々に減少していくと見込まれます。一方、後期高齢者のうち 85 歳以上の高齢者数は、令和 18 年度には約 1 万 9 千人まで増加すると見込まれます。

このような高齢者的人口の推移を見据え、介護が必要になっても住み慣れた地域で安心して生活を続けられるよう、地域包括ケア推進システムの深化・推進による日常生活への支援の充実を図るとともに、各圏域の高齢者の状況や既存の施設・事業所の整備状況、介護サービス事業者の動向、中長期的な介護ニーズの見通し等を踏まえ、介護施設のニーズの受け皿となっている有料老人ホームやサービス付き高齢者向け住宅の利用状況等も勘案し、令和 22 年（2040 年）に向けて、三重県と情報連携を図りながら、多様な住まいをバランスよく提供していきます。

図 令和 22 年（2040 年）までの高齢者数の推計



(その他の施設サービス)

	今後の方針
養護老人ホーム	現状としては、市内に2施設、160床が整備され、周辺自治体の施設との連携により、今後も現状数で対応していきます。 住環境や経済的な理由により、在宅での生活が困難な人への措置入所を行っており、今後も、個々の入所者に応じた支援を実施していきます。
軽費老人ホーム	現状としては、市内に8施設、330床整備されており、今後も現状数で対応していきます。
有料老人ホーム	現状としては、市内に44か所設置されています。今後も、事業者が三重県に提出する整備計画について、三重県と連携を図りながら対応し、適切な施設整備がなされるよう努めます。また、施設の設置状況等についても、今後の介護サービス基盤の整備を見込む上での参考とするため、三重県と連携し、必要な情報の把握に努めます。
サービス付き高齢者向け住宅	現状としては、市内に32か所設置されています。今後も、三重県に民間事業者が提出する整備計画について、三重県の求めに応じ、整備計画に対する意見を付す等の対応により、三重県と連携を図りながら適切な施設整備がなされるよう努めます。また、施設の設置状況等についても、今後の介護サービス基盤の整備を見込む上での参考とするため、三重県と連携し、必要な情報の把握に努めます。

介護保険施設だけでなく、高齢者本人の希望にかなった生活の基盤として必要な住まいの整備が求められ、これまでも、居宅の住宅改修や民間によるバリアフリー等に配慮された住宅（サービス付き高齢者向け住宅等）の整備が行われてきました。

今後、所得や資産を持たない高齢者や社会的に孤立する高齢者等、生活に課題を抱える高齢者の増加が見込まれる中、それぞれのニーズに合った住まいを確保することが必要となるため、住宅関係部局等と連携し、住まいの確保と生活の一体的な支援に努めます。

(4) 家族介護者支援の推進

在宅介護を支援するため、介護をする家族の心身の負担や経済的負担などの軽減に努めます。

今後の方針	
紙おむつ等給付事業	常時紙おむつ等を必要とする高齢者の在宅生活の継続と、介護をする家族の精神的・経済的負担の軽減を図るための事業として、ニーズに合わせた給付内容の設定による適正な給付に努めます。 また、給付対象者の要件等について、所得制限や要介護度など国の通知を踏まえ検討を行います。
家族介護慰労金支給事業	制度の周知を図りつつ、今後も、介護者の経済的負担の軽減等に努めます。
家族介護教室	要介護者等の家族に対し、介護に関する知識及び技術を習得する機会や、相互の情報共有の場となるような教室を開催します。また、多くの方が参加できるよう、土曜日又は日曜日の開催やオンラインを活用した教室の開催に取り組みます。
相談窓口の充実	地域包括支援センター、在宅介護支援センター、津市在宅療養支援センター、津市社会福祉協議会などの相談窓口について、一層の周知を図り、在宅での介護に関する相談機能を充実します。 また、より専門的な知識を深めるための研修等を通じて、ヤングケアラーをはじめとするさまざまな課題に幅広く対応できるよう、相談員の資質の向上を図るとともに、関係部局及び各関係機関と地域包括支援センターの連携に努めます。
介護休業等の普及啓発	介護休業制度の利用が図られるよう、制度に関する普及啓発を進めるとともに、企業等に対し制度を利用しやすい環境づくりを促します。
苦情対応・解決のための体制	介護保険制度運営上の苦情相談を受け付け、三重県国民健康保険団体連合会、三重県介護保険審査会など関係機関と連携し、迅速かつ円滑な対応に努めます。

(5) 介護サービスの適正な提供

要支援・要介護認定者の増加により、介護給付が増加する中、介護給付の適正化について効果的・効率的な事業の実施に努めます。また、地域差の改善や適正化事業の推進について三重県と連携した取組を行うことで、介護サービスの運営強化に努めるとともに、その実施結果について公表を行います。

今後の方針	
要支援・要介護認定の適正化	認定調査の公平・公正性の確保に配慮した調査を行うため、認定調査員に対する研修を実施します。 また、認定審査会のより一層の公平・公正性を確保するため、委員に対する研修や相互の意見・情報交換に努めます。
ケアプランの点検	ケアプランチェックを実施することにより、適正なケアプランの作成を指導し、質の向上を図ります。
住宅改修等の点検	住宅改修及び福祉用具購入・貸与に係る点検を行い、受給者の状態に合わない不適切又は不要な住宅改修や福祉用具購入・貸与に対し、是正を求めます。
縦覧点検・医療情報との突合	複数月にわたる介護報酬の支払状況の確認や医療保険の情報との突合を行い、整合性を点検することによって、請求の誤りや重複請求に対する是正を求めます。
事業者に対する指導・監督	津市が指定する介護サービス事業者等に対し、集団指導・運営指導等の指導監督を行い、サービスの質の向上及び保険給付の適正化を図ります。
介護現場の安全性の確保	介護サービス事業所における事故発生時には、市への報告を徹底とともに、その事故情報を分析し、介護現場に対する指導や支援を行います。また、関係機関と連携し、事故防止につながるよう、介護現場で起こりやすい具体的な事例等の周知に努めます。
事業者情報の提供	三重県・市のホームページ等により、制度やサービスの利用方法等の情報提供を行います。また、サービス提供事業者に対しては、「介護サービス情報の公表制度」や「ワムネット」を通じた積極的な情報開示を促進していきます。

実施目標	令和6年度	令和7年度	令和8年度
認定調査員研修開催回数 (回)	1	1	1
ケアプラン点検件数 (件)	300	300	300

(6) 介護人材の確保、介護現場の生産性の向上の推進

地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保を図るために、介護人材の確保や介護現場の生産性の向上の推進に努めます。

今後の方針	
介護に関する入門的研修	介護に関心を持つ介護未経験者等に対して、介護の基本的な知識の習得を目的に、入門的研修を実施し、介護分野への参入を促します。同研修の修了者には、介護予防・日常生活支援総合事業における生活支援訪問サービスへの従事が可能となる資格を付与し、研修終了後に生活支援訪問サービス事業者への雇用につながるよう支援します。
介護現場の生産性向上	三重県が実施している介護ロボットやICTの導入支援等のさまざまな施策について情報提供を行います。
ケアマネジメントの質の向上	介護支援専門員を対象とした研修を行い、ケアマネジメントの質の向上に取り組みます。 また、介護支援専門員が各種研修に参加しやすい職場の環境づくりを推進します。
介護職員等の待遇改善への取組	介護職員は他業種と比べ給与水準が低くなっていることが人材不足の大きな要因となっていること、また、介護職員以外の職員も介護職員と同様に人材不足があることから、介護現場で働くすべての職員の全体的な賃金の底上げとなるような待遇改善のさらなる拡充について、国への要望を行います。
人材の確保・育成	介護分野への就職に向けた支援金の貸付やキャリアアップのための研修の支援等、人材確保・育成に係る三重県のさまざまな補助事業について、情報提供を行います。
介護という仕事の魅力発信	介護という仕事が、社会的に不可欠であり、誇りをもって働ける価値のある仕事であるとの認識を広めるため、介護事業所、三重県、関係団体と連携し、介護職の魅力を発信し、イメージアップを図ることで、介護という仕事への理解・関心が高まるよう努めます。
業務の効率化	介護サービス事業者の文書事務に係る負担軽減を図るため、指定申請等の様式において、国が定める標準様式や「電子申請・届出システム」を使用するとともに、その他の提出書類についても添付書類の簡素化等を行い業務の効率化に努めます。 また、デジタル技術を活用し、介護サービス事業所間、医療・介護間での連携を円滑に進めるための医療・介護情報基盤の整備について検討します。
ハラスメント対策	介護サービス事業者において、職場におけるセクシュアルハラスメントやパワーハラスメントを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講ずることが義務づけられていることから、ハラスメント対策を含めた働きやすい環境づくりに向けた取組を推進します。
認定事務の簡素化、効率化	要介護認定を遅滞なく適正に実施するため、認定審査会の簡素化や認定事務の効率化を進めつつ、必要な体制を計画的に整備することに努めます。 また、認定の更新時における認定調査の省略・簡素化等の仕組みの創設や、今後増大が見込まれる認定事務に係る費用への財政支援について、国への要望を行います。

第5章 介護保険事業費の見込みと介護保険料

1 介護保険事業費

(1) 標準給付費

標準給付費は、介護給付費と予防給付費の合計である「総給付費」に、「特定入所者介護サービス費等給付額（低所得者が施設に入所、あるいは短期入所サービスに滞在したときの食費・居住費の補足給付額）」、「高額介護サービス費等給付額（利用者が1か月間に支払った負担が、一定の上限を超えた場合に払い戻される給付額）」、「高額医療合算介護サービス費等給付額（医療保険と介護保険の自己負担額の合計額が、一定の上限を超えた場合に払い戻される給付額）」及び「算定対象審査支払手数料（算定対象となる国保連合会に支払う手数料）」を加えた費用であり、次のとおり設定します。

なお、設定にあたっては、制度改正に伴う一定以上所得者の負担の見直しや介護報酬の改定等による影響額を加え算定しました。

【標準給付費の見込み】

(単位：千円)

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3年間合計
総給付費	27,613,804	27,840,174	28,262,634	83,716,612
特定入所者介護サービス費等給付額	667,823	668,667	668,667	2,005,157
高額介護サービス費等給付額	709,048	719,019	729,007	2,157,074
高額医療合算介護サービス費等給付額	93,371	94,633	95,948	283,952
算定対象審査支払手数料	26,084	26,437	26,804	79,325
支払件数（件）	457,614	463,798	470,241	1,391,653
一件あたり単価（円）	57	57	57	
標準給付費	29,110,130	29,348,930	29,783,060	88,242,120

(2) 地域支援事業費等

地域支援事業は、「介護予防・日常生活支援総合事業」、「包括的支援事業・任意事業」の2つの事業から構成されます。また、地域支援事業のほかに、介護保険法に基づく保健福祉事業を実施します。

地域支援事業費等については、令和5年度の事業費（見込み）をもとに新たな事業開始にかかる事業費を見込みつつ、高齢者数の伸びを勘案して、それぞれの事業費を見込み、次のとおり設定します。

【地域支援事業費の見込み】

（単位：千円）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3年間合計
介護予防・日常生活支援総合事業費	702,028	713,458	730,368	2,145,854
包括的支援事業費・任意事業費	699,627	708,630	711,630	2,119,887
地域支援事業費	1,401,655	1,422,088	1,441,998	4,265,741

【保健福祉事業費の見込み】

（単位：千円）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3年間合計
保健福祉事業費	35,000	35,000	35,000	105,000

(3) 介護保険事業費

介護保険事業にかかる総事業費は、標準給付費見込額と地域支援事業費等見込額を合計し、次のとおり設定します。

【介護保険事業費の見込み】

（単位：千円）

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3年間合計
標準給付費	29,110,130	29,348,930	29,783,060	88,242,120
地域支援事業費	1,401,655	1,422,088	1,441,998	4,265,741
保健福祉事業費	35,000	35,000	35,000	105,000
総事業費	30,546,785	30,806,018	31,260,058	92,612,861

2 介護保険料の設定

(1) 介護保険料基準額の設定

①保険給付費の財源

介護保険事業では、法定サービス（介護給付サービス、予防給付サービス、特定入所者介護サービス、高額介護サービス等）を実施していく際の標準給付費は、サービスの提供内容によって決まり、保険料に反映されます。

介護保険制度においては、介護サービスの総事業費から利用者負担分を除いた標準給付費の負担は、原則として 50%を被保険者の保険料、50%を公費（国、県、市）としています。また、被保険者の保険料のうち、令和6年度から令和8年度においては、原則として 23%を第1号被保険者、27%を第2号被保険者がまかなうことになります。

利用者負担分は、一部を除き費用額の 10%であり、一定以上の所得がある人がサービスを利用した場合は、費用額の 20%又は 30%を負担することになります。

【介護サービス、介護予防サービスにかかる費用額の財源構成】

費用額					
介護給付費・予防給付費					
保険料 50%		公費 50%			
第1号被保険者 保険料	第2号被保険者保険料 (支払基金から交付)	国	県	市	利用者 負担
23% (※)	27% (定率)	調整交付金 5% (※)	20% (定率)	12.5% (定率)	12.5% (定率)

(施設等給付費の公費部分の財源割合)

国	県	市
調整交付金 5% (※)	15% (定率)	17.5% (定率)

※ 「調整交付金」とは、後期高齢者人口の比率や高齢者の所得水準による保険料水準の格差を調整するために、国から交付されるものです。各保険者の後期高齢者人口の比率や高齢者の所得水準によって調整交付金の率が増減すると、連動して第1号被保険者の負担割合も増減します。

②地域支援事業費の財源

地域支援事業費のうち、介護予防・日常生活支援総合事業については、原則として半分を公費（国、県、市）で負担し、残りの半分を第1号被保険者及び第2号被保険者の保険料で負担します。

また、包括的支援事業・任意事業については、77%を公費（国、県、市）で負担し、残りを第1号被保険者の保険料で負担します。

【地域支援事業の財源構成】

介護予防・日常生活支援総合事業費

第1号被保険者 保険料	第2号被保険者 保険料	国	県	市
23%	27%	調整交付金 5%	20%	12.5% 12.5%

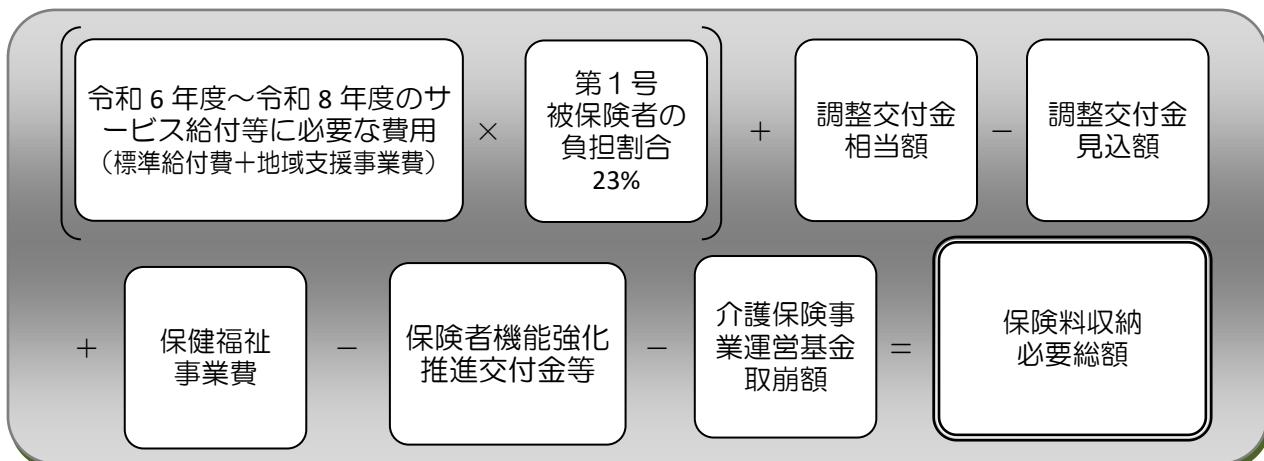
包括的支援事業費・任意事業費

第1号被保険者 保険料	国	県	市
23%	38.5%	19.25%	19.25%

(2) 第1号被保険者の介護保険料

①介護保険料収納必要総額

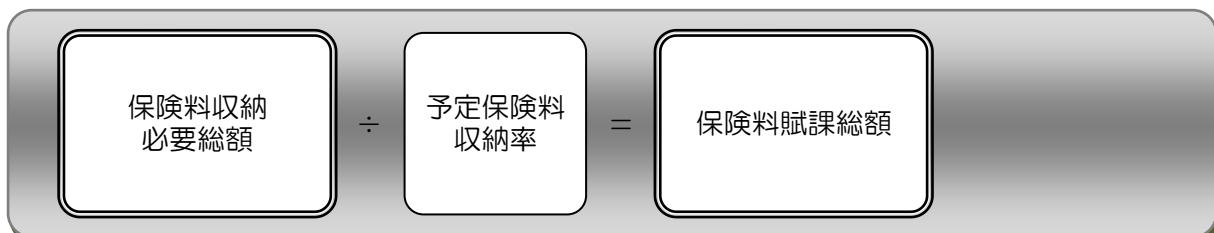
保険料収納必要総額は、次の方法で算出します。



その結果、本市の令和6年度から令和8年度までの保険料収納必要総額は、約211億円となります。

②保険料賦課総額

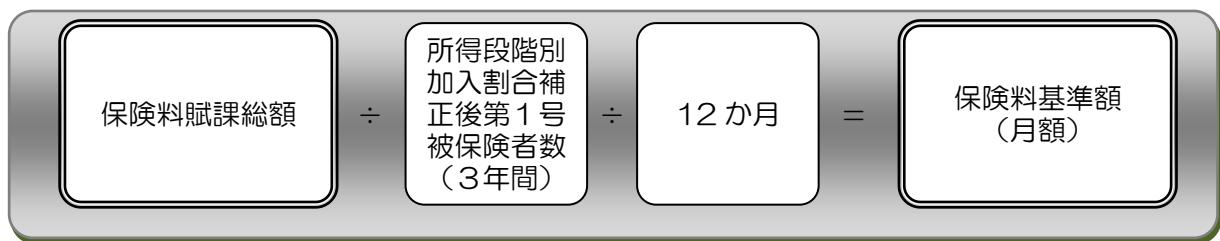
保険料賦課総額は、次の方法で算出します。



その結果、本市の令和6年度から令和8年度までの保険料賦課総額は、約212億円となります。

③保険料基準額

本市の令和6年度から令和8年度の第1号被保険者の保険料基準額は、標準給付費と地域支援事業費等の見込額、第1号被保険者数やその所得段階別加入割合等に応じて算出を行いました。なお、算出にあたっては、現在の社会情勢等も勘案し、介護保険事業運営基金の取り崩しを行ってもなお本計画期間における介護保険事業の運営に支障がないと判断できることから、第8期介護保険事業計画と同額の6,456円／月とします。



【保険料収納必要総額（3年間合計）の算出】

(単位：千円)

	3年間合計
標準給付費+地域支援事業費	92,507,861
第1号被保険者負担分相当額（標準給付費+地域支援事業費の23%）	21,276,808
調整交付金相当額※1	4,519,399
調整交付金見込額※2	△4,648,112
財政安定化基金拠出金見込額	0
保健福祉事業費	105,000
保険者機能強化推進交付金等見込額	△192,000
介護保険事業運営基金取崩額※3	△1,877,000
保険料収納必要総額	19,184,095

※1 調整交付金相当額と※2 調整交付金見込額との差額は第1号被保険者の負担となります。

※3 介護保険事業運営基金の令和5年度末残高見込額 2,787,872千円

【保険料基準額の算出】

	令和6年度	令和7年度	令和8年度	3年間合計
予定保険料収納率		99.5%		
第1号被保険者数	81,659人	81,552人	81,405人	244,616人
所得段階別加入割合 補正後被保険者数	83,085人	82,978人	82,825人	248,888人
保険料基準額（月額）				6,456円

(3) 所得段階に応じた保険料の設定

第1号被保険者の保険料については、所得等に応じて保険料が段階的に設定され、低所得者を負担軽減し、高所得者を負担加重します。段階設定及び保険料基準額に対する割合については、国の政省令に基づく標準的な所得段階の設定（13段階）と同様に、第8期介護保険事業計画に引き続き次のとおり13段階の保険料設定とします。

【所得段階の内訳と保険料基準額に対する割合】

所得段階	所得などの条件	基準額に対する割合	年額保険料
第1段階	生活保護を受給している人、又は世帯員全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受給している人	×0.450 (0.280)	34,850円 (21,690円)
	本人及び世帯員全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人		
第2段階	本人及び世帯員全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円を超え、120万円以下の人	×0.675 (0.475)	52,290円 (36,800円)
第3段階	本人及び世帯員全員が市民税非課税で、第1段階・第2段階以外の人	×0.690 (0.685)	53,440円 (53,060円)
第4段階	本人が市民税非課税、かつ世帯の中に市民税課税者がいる人で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計が年間80万円以下の人	×0.875	67,780円
第5段階	本人が市民税非課税、かつ世帯の中に市民税課税者がいる人で、第4段階以外の人	×1.000 (基準額)	77,470円
第6段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間120万円未満の人	×1.200	92,960円
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間120万円以上、210万円未満の人	×1.300	100,710円
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間210万円以上、250万円未満の人	×1.500	116,200円
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間250万円以上、320万円未満の人	×1.700	131,690円
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間320万円以上、500万円未満の人	×1.800	139,440円
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間500万円以上、750万円未満の人	×1.900	147,190円
第12段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間750万円以上、1,000万円未満の人	×2.100	162,680円
第13段階	本人が市民税課税で合計所得金額が年間1,000万円以上の人	×2.300	178,180円

なお、国の政令などに基づき、第1段階から第3段階までの保険料については、公費負担による軽減を図り、（ ）内の割合、年額保険料となります。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

(1) 計画の進行管理

P D C A サイクルによって効果的・効率的に事業を推進するため、地域包括ケア「見える化」システムや保険者機能強化推進交付金等の評価結果などを用いた地域分析を行うとともに、計画において設定した目標の達成状況等について、「津市介護保険事業等検討委員会」からの意見を踏まえた評価や考察を行い、その結果について公表します。

また、今後国が介護情報基盤の整備を進めていく中、計画の推進を図るため、要介護認定情報や介護保険レセプト情報等の介護関連データ等について、個人情報の取扱いに配慮し、情報の共有・活用に取り組み、効果的かつ継続的な計画の実現を目指します。

(2) 関係機関等の連携・推進体制

地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に向け、地域ケア会議などを通じて医療・介護・福祉関係者など多職種の連携を強化します。

また、住民組織・ボランティアなどとの協働のもとで計画を推進するため、本計画の内容や制度の周知に努めます。

府内においても、地域包括ケアシステムの構築状況に関する自己点検の結果も参考にしながら、関係部局の連携の強化や、本市の総合計画に基づく計画の推進により、既存の地域資源を活用した地域包括ケアシステムのさらなる深化・推進に向けた事業展開を図ります。

(3) 保険者機能強化の取組

介護保険制度の持続可能性を確保するため、介護予防・重度化防止に向けた取組を推進するとともに、介護給付の費用の適正化を進めるなど、保険者機能の強化を図ります。

苦情対応・解決のための体制について、市や地域包括支援センターの相談体制等をさらに充実させるよう努めます。

介護保険制度において、保険料負担の公平性は制度の根幹をなすものです。保険料収納率の向上に向け、今後も、介護保険制度の趣旨や仕組みについて一層の周知啓発に努めます。

また、未納者に対しては個別に納付指導を行うなどの働きかけにより納付を促すとともに、未納が解消できない場合は、法律に基づく対応を行います。

参考資料Ⅰ 計画の策定体制

津市介護保険事業等検討委員会委員名簿

(五十音順、敬称略)

委員氏名	団体名等	備考
石川 博之	津市社会福祉協議会	
伊藤 好幸	被保険者代表	
今井 和美	被保険者代表	
奥田 昌也	久居一志地区医師会	
小出 奏穂	三重県介護支援専門員協会津支部	
佐藤 吉男	津市老人クラブ連合会	
高林 光暁	津市老人福祉施設協会	
武田 誠一	三重短期大学	
寺田 幸司	津薬剤師会	
永田 博一	三重県老人保健施設協会	
濱野 章	津市地区社協連絡協議会	
林 幹也	津歯科医師会	
古川 和也	津市民生委員児童委員連合会	
別所 逸子	被保険者代表	
堀川 正代	津商工会議所女性会	副委員長
横山 立夫	津市ボランティア協議会	
渡部 泰和	津地区医師会	委員長

参考資料Ⅱ アンケート調査結果の概要

1 調査の概要

(1) 調査の目的

高齢者福祉計画・介護保険事業計画の見直しを行うため、広く市民のみなさまから生活の状況や介護についての考え方などを把握するための調査をさせていただき、計画の見直しにあたっての基礎資料として活用することを目的に実施したものです。

(2) 調査名、配布・回収数

調査名	前回調査(令和2年度調査)			今回調査(令和4年度調査)		
	配布数	回収数	回収率	配布数	回収数	回収率
ア. 介護予防・日常生活 圏域ニーズ調査【ニーズ調査】	4,000	2,944	73.6%	4,000	2,823	70.6%
イ. 在宅介護実態調査 【在宅介護調査】	4,000	2,318	58.0%	4,000	2,214	55.4%
ウ. 介護支援専門員調査 【専門員調査】	330	243	73.6%	351	273	77.8%

(3) 調査の方法

- ① 調査期間 令和5年2月から令和5年3月まで
- ② 調査対象者 ア：65歳以上の在宅要支援認定者又は要支援・要介護認定を受けていない人
イ：在宅要支援認定者又は在宅要介護認定者
ウ：本市で働く居宅介護支援事業所、地域包括支援センターの介護支援専門員
- ③ 調査方法 調査票による記入方式、郵送による配布・回収

(4) 注意事項

- ① グラフ及び表中のN数(number of case)は、「無回答」や「不明」を除く回答者数を表しています。
- ② 調査結果(表中)の比率は、その設問の回答者数を基準として、小数点以下第2位を四捨五入して算出し、小数点以下第1位までを表示しています。したがって、回答者比率の合計は必ずしも100%にならない場合があります。
- ③ 複数回答形式（複数の選択肢から2つ以上の選択肢を選ぶ方式）の設問については、その設問の回答者数を基準として比率を算出しています。したがって、すべての回答比率の合計が100%を超えることがあります。
- ④ 選択肢の語句が長い場合、本文や図表中では省略した表現を用いている場合があります。

2 調査結果

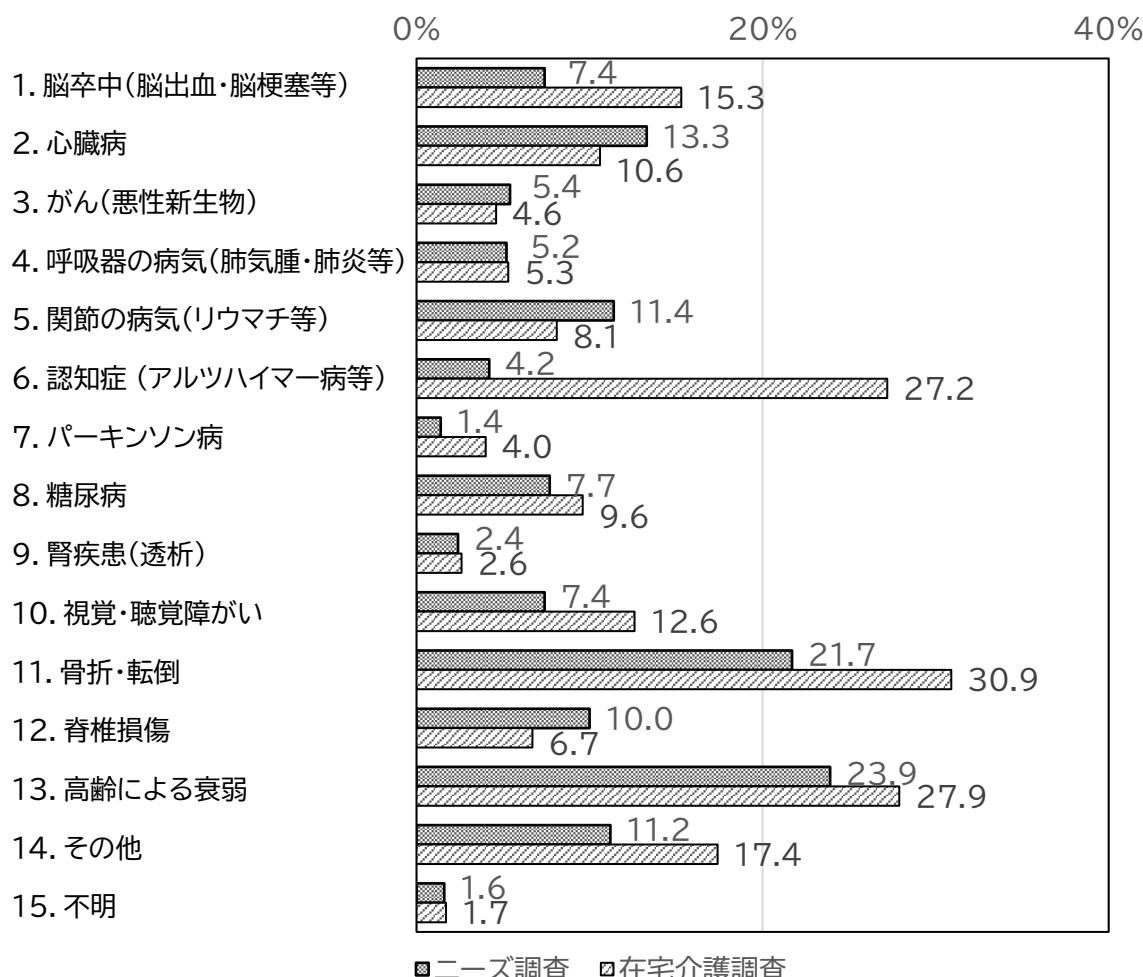
「ニーズ調査」、「在宅介護調査」、「専門員調査」の共通設問について結果を抜粋し、比較を行うとともに、各調査の特徴的な項目を掲載しています。

また、前回調査(令和2年度調査)において同内容の設問がある場合は、その結果も参考として掲載しています。

(1) あなたのご家族や生活状況について

問 介護・介助が必要になった主な原因はなんですか（いくつでも）

介護・介助が必要になった主な原因については、ニーズ調査では「高齢による衰弱」が23.9%で最も高く、次に「骨折・転倒」(21.7%)、以下「心臓病」(13.3%)、「関節の病気」(11.4%)が続いています。在宅介護調査では「骨折・転倒」が30.9%、「高齢による衰弱」が27.9%、「認知症」が27.2%となっており、ニーズ調査と在宅介護調査では、特に「認知症」に違いがみられます。

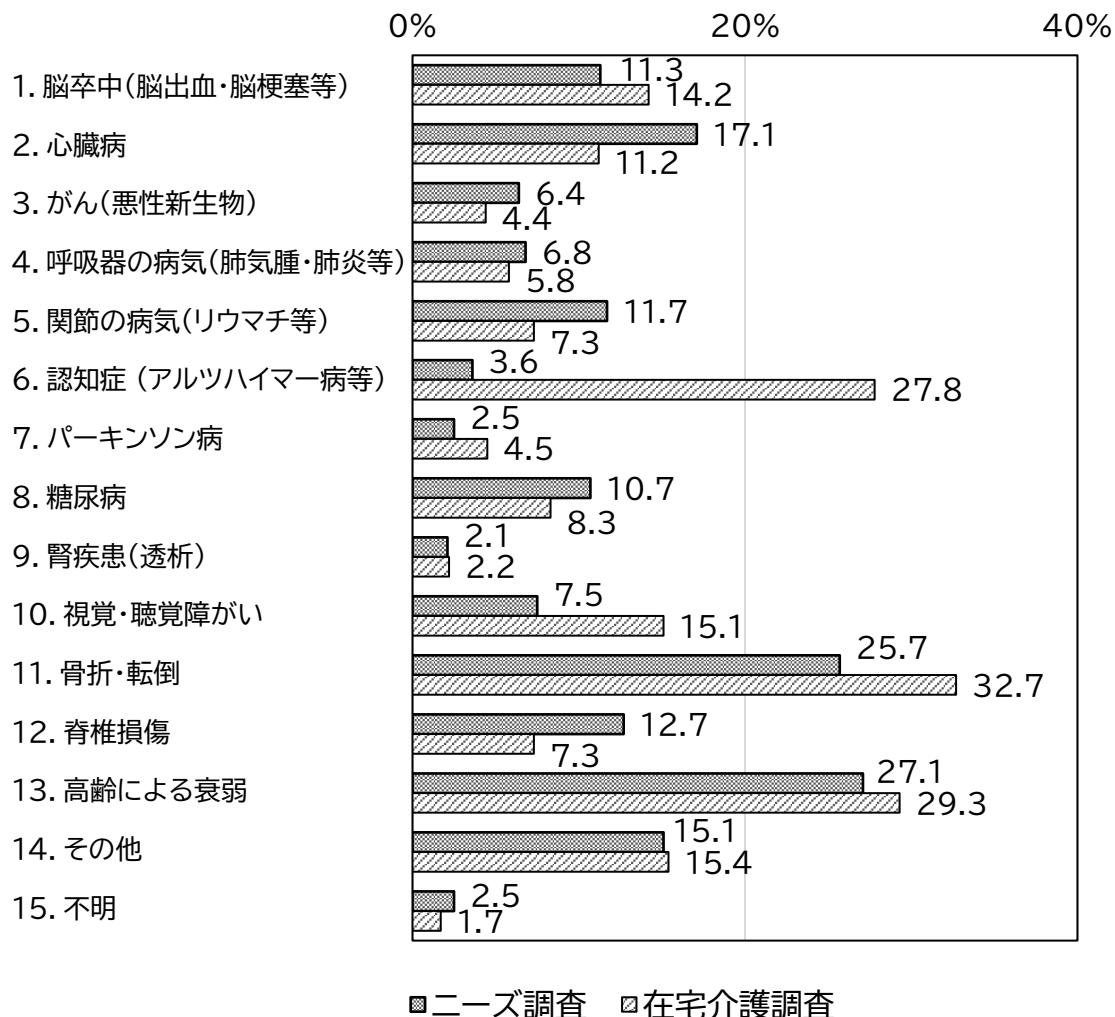


ニーズ調査	N=828
在宅介護調査	N=1,985

[前回調査(令和2年度調査)]

問 介護・介助が必要になった主な原因はなんですか (いくつでも)

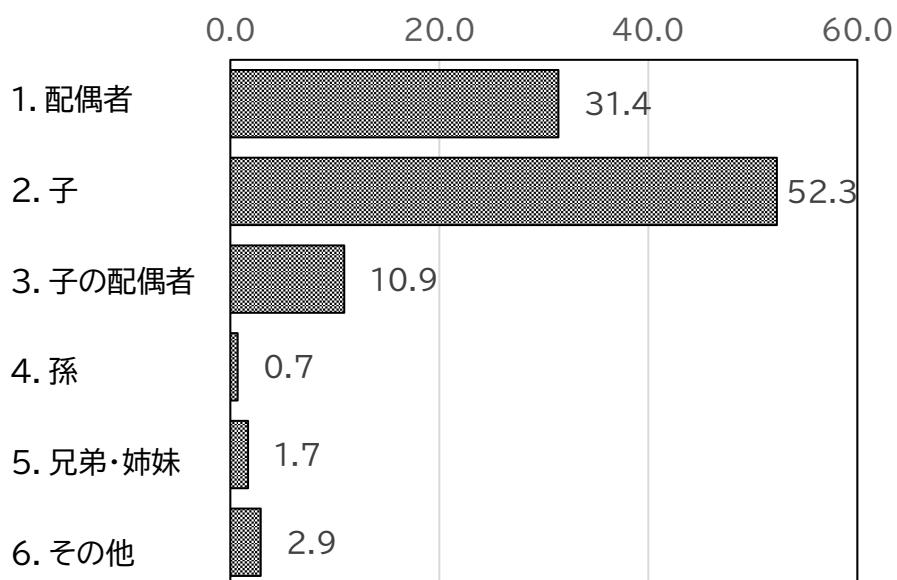
介護・介助が必要になった主な原因については、ニーズ調査では「高齢による衰弱」が27.1%で最も高く、次に「骨折・転倒」(25.7%)、以下「心臓病」(17.1%)、「関節の病気」(11.7%)が続いています。在宅介護調査では「骨折・転倒」が32.7%、「高齢による衰弱」が29.3%、「認知症」が27.8%で僅差となっており、ニーズ調査と在宅介護調査では、特に「認知症」に違いがみられます。



ニーズ調査	N=797
在宅介護調査	N=2,146

問 主な介護者の方はどなたですか (いくつでも)

主な介護者は「子」(52.3%)が最も高く、次に「配偶者」(31.4%)が続いており、前回から大きな変化は見られません。



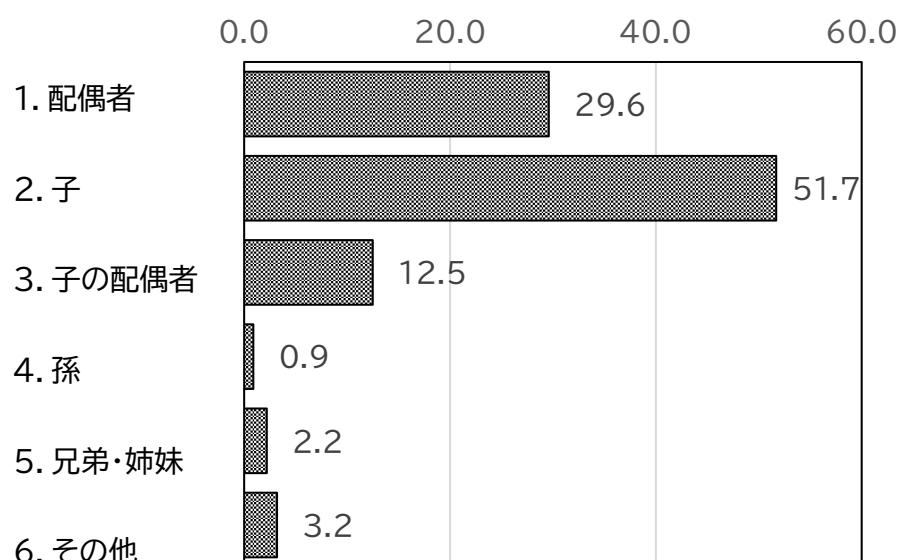
在宅介護調査

N=1,443

[前回調査(令和2年度調査)]

問 主にどなたの介護、介助を受けていますか (いくつでも)

主な介護者は、「子」(51.7%)が最も高く、次に「配偶者」(29.6%)が続いています。



在宅介護調査

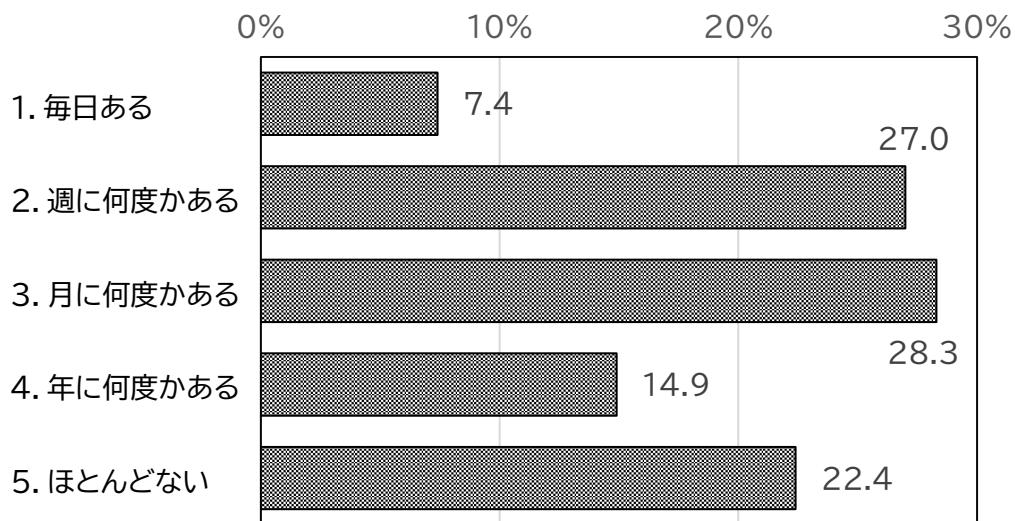
N=1,605

(2) たすけあいについて

問 友人・知人と会う頻度はどれくらいですか

友人・知人と会っている人は、合わせて 77.6% で前回調査に比べ減少しています。

一方、友人・知人とほとんど会っていない人は 22.4% と増加しています。



ニーズ調査

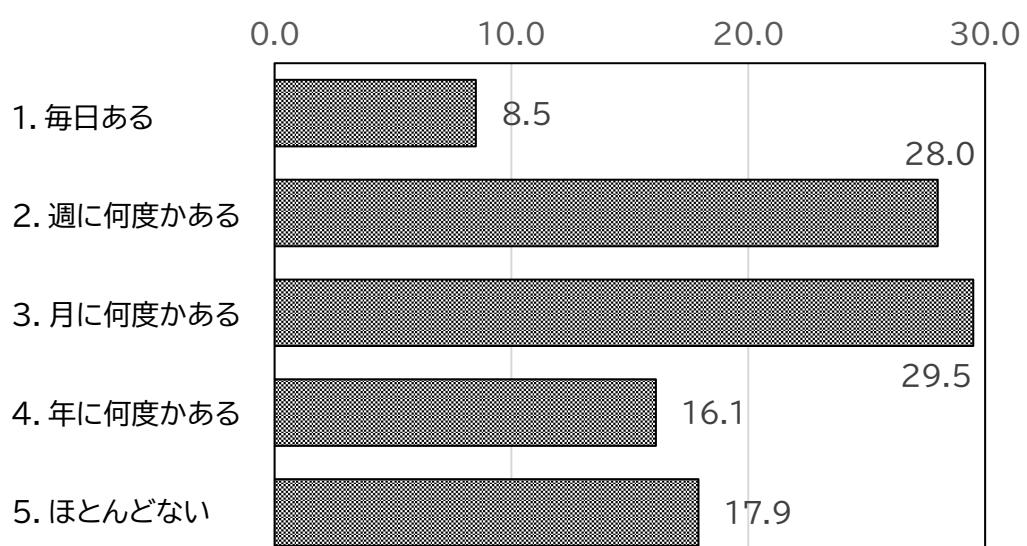
N=2,703

[前回調査(令和2年度調査)]

問 友人・知人と会う頻度はどれくらいですか

友人・知人と会っている人は、合わせて 82.1% に上っています。

一方、友人・知人とほとんど会っていない人は 17.9% となっています。



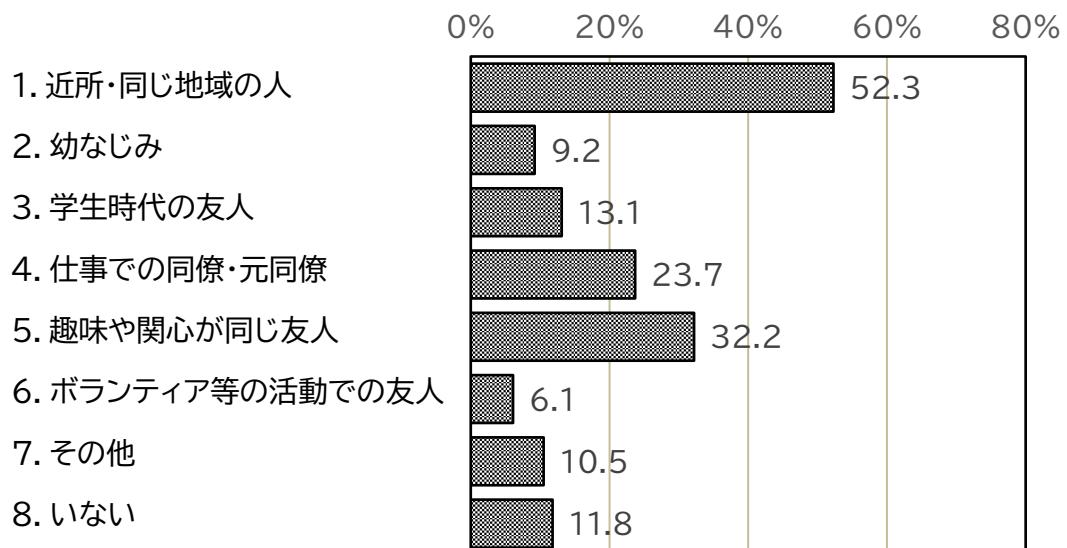
ニーズ調査

N=2,819

問 よく会う友人・知人はどんな関係の人ですか (いくつでも)

よく会う友人・知人は、「近所・同じ地域の人」が 52.3%で最も高く、次に「趣味や関心が同じ友人」(32.2%)、「仕事での同僚・元同僚」(23.7%)が続いています。

前回調査においても、「近所・同じ地域の人」が最も高く、「趣味や関心が同じ友人」が続くことから、傾向にあまり変化はみられません。

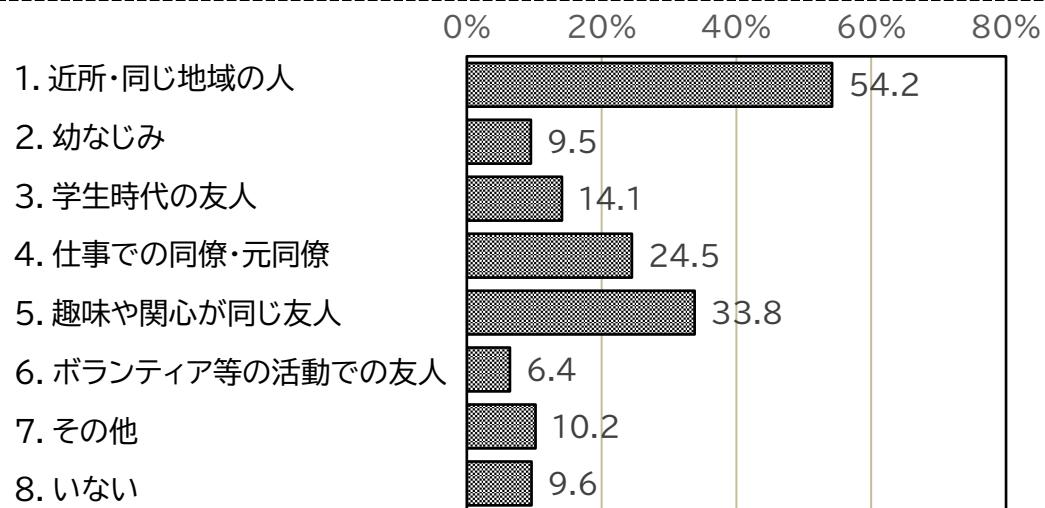


ニーズ調査 N=2,704

[前回調査(令和2年度調査)]

問 よく会う友人・知人はどんな関係の人ですか (いくつでも)

よく会う友人・知人は、「近所・同じ地域の人」が 54.2%で最も高く、次に「趣味や関心が同じ友人」(33.8%)、「仕事での同僚・元同僚」(24.5%)が続いています。



ニーズ調査

N=2,823

(3) 外出について

問 外出を控えていますか

外出を控えている人は 42.8%でした。前回調査と比べると、外出を控える人は減少しています。

0% 20% 40% 60% 80% 100%

外出を控えていますか

42.8

57.2

ニーズ調査

N=2,745

■1. はい

□2. いいえ

[前回調査(令和2年度調査)]

問 外出を控えていますか

外出を控えている人は 49.1%でした。

0% 20% 40% 60% 80% 100%

外出を控えていますか

49.1

50.9

ニーズ調査

N=2,880

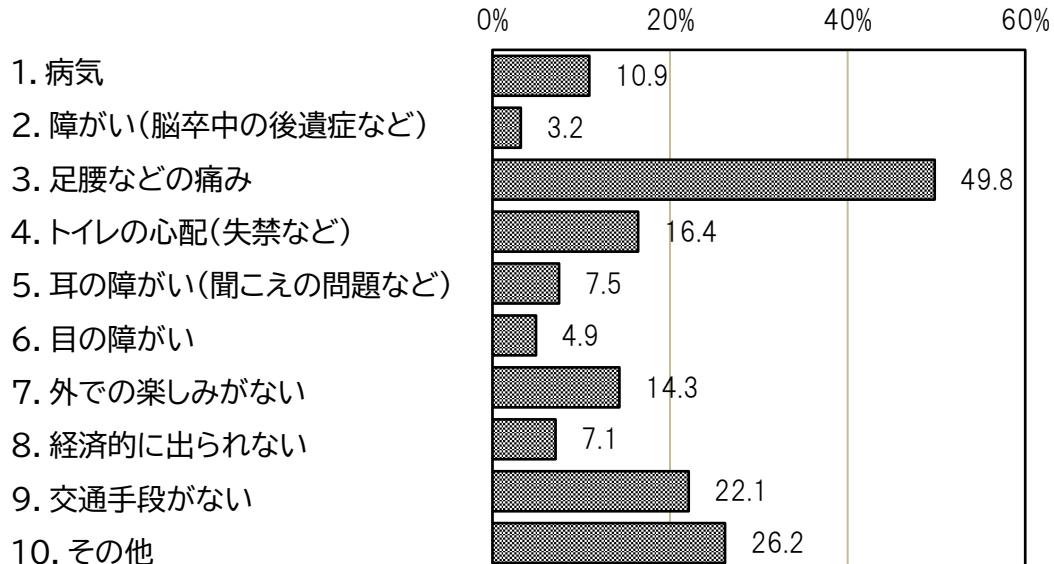
■1. はい

□2. いいえ

問 外出を控えている理由はなんですか（いくつでも）

ニーズ調査によると、外出を控えている理由は、「足腰などの痛み」（49.8%）が最も高く、次に「交通手段がない」（22.1%）となっています。

また、「その他」のうち新型コロナウイルス感染症関連の回答が 72.7%となっており、全体でも 19.0%となり 3 番目に高い理由になります。



ニーズ調査

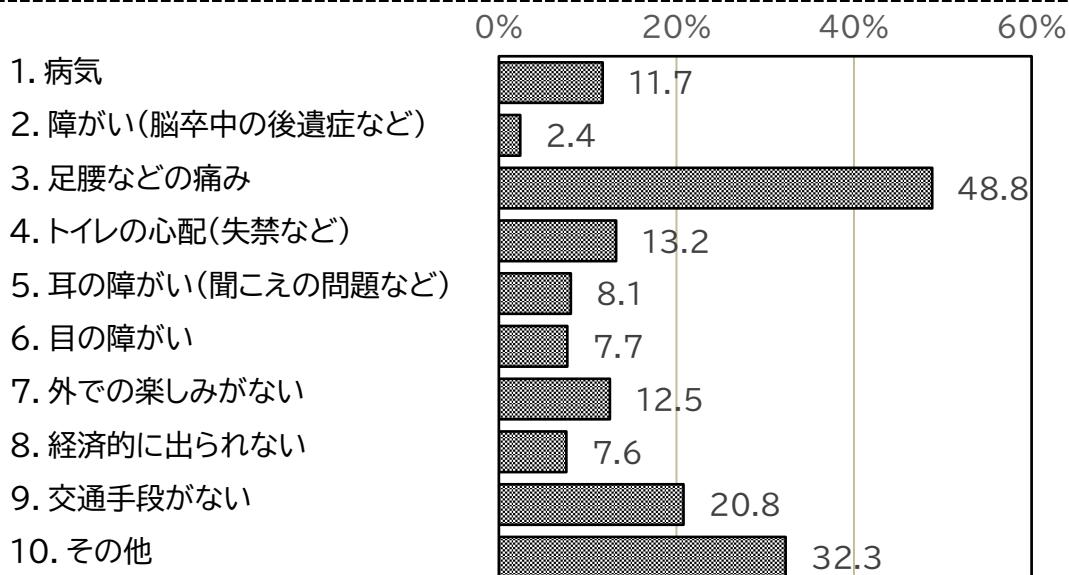
N=1,174

[前回調査(令和2年度調査)]

問 外出を控えている理由はなんですか（いくつでも）

ニーズ調査によると、外出を控えている理由は、「足腰などの痛み」（48.8%）が最も高く、次に「交通手段がない」（20.8%）となっています。

また、「その他」のうち新型コロナウイルス感染症関連の回答が 79.1%となっており、全体でも 25.5%となり 2 番目に高い理由になります。



ニーズ調査

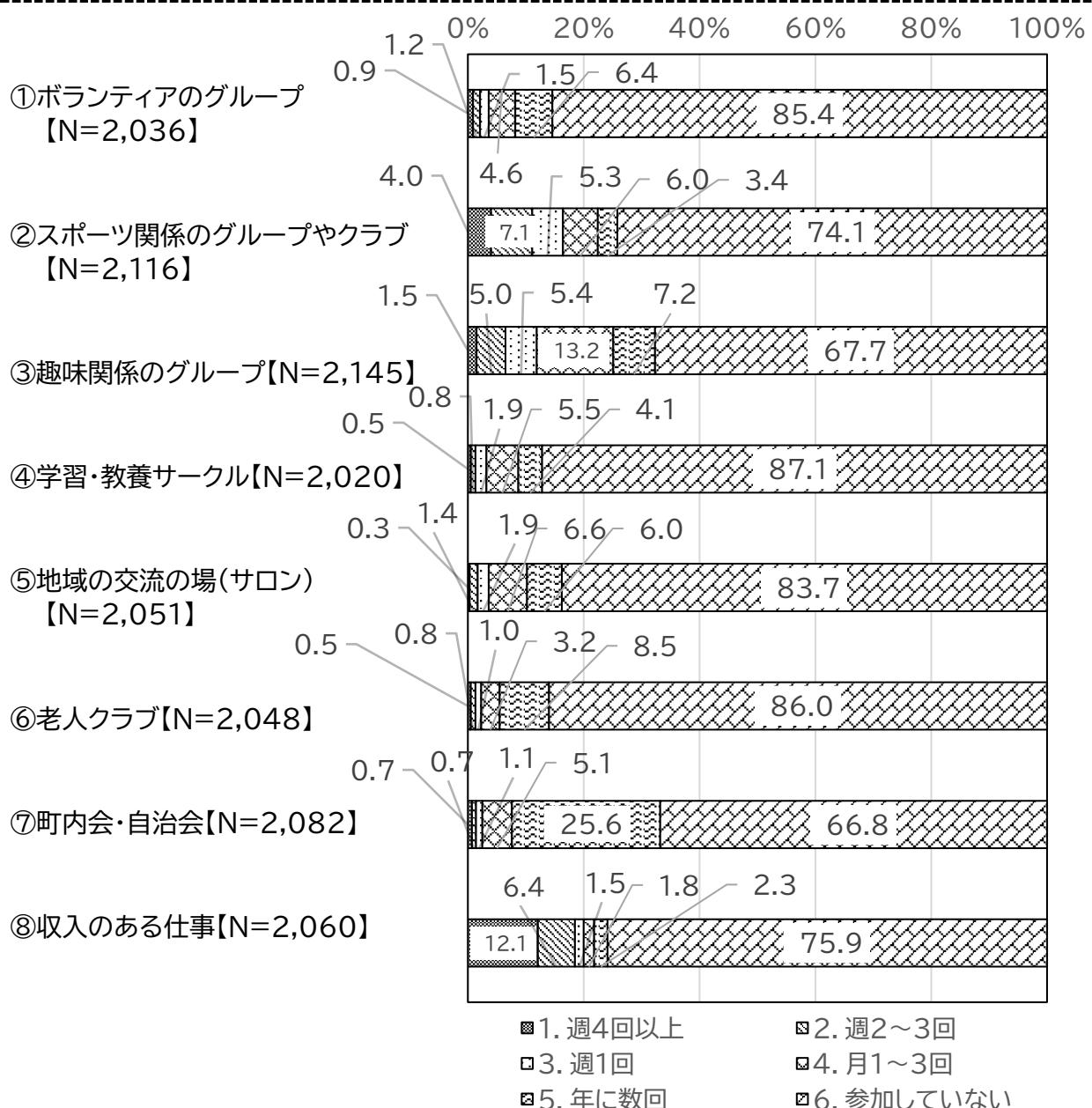
N=1,388

(4) 地域での活動について

問 以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか

ニーズ調査によると、会・グループ等への参加については、「⑦町内会・自治会」へ『参加している』は合わせて33.2%、「③趣味関係のグループ」へ『参加している』は合わせて32.3%に上ります。また、「②スポーツ関係のグループやクラブ」や「⑧収入のある仕事」への参加も比較的高く、『参加している』はそれぞれ25.9%、24.1%になります。

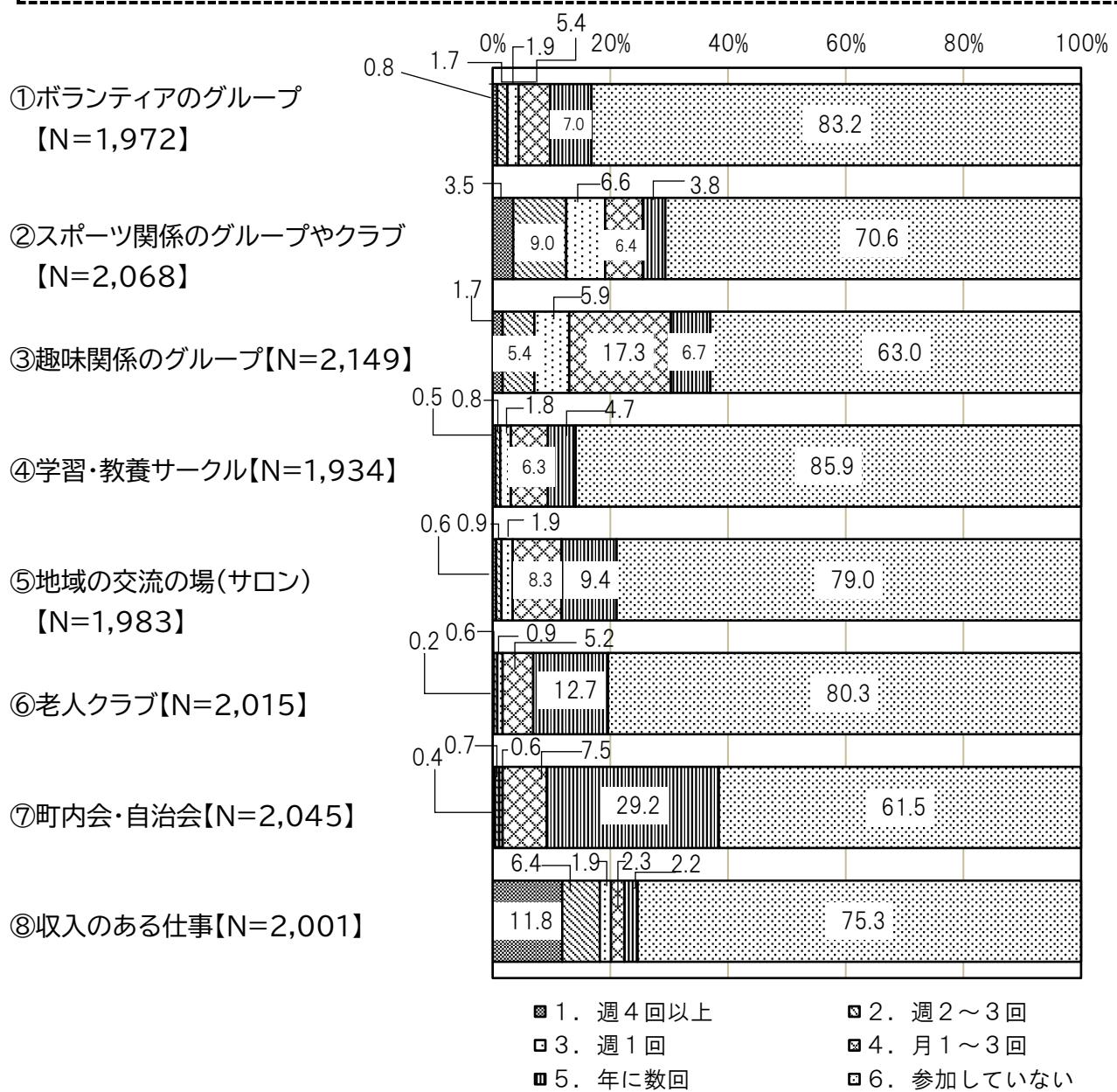
一方、「①ボランティアのグループ」や「④学習・教養サークル」では「参加していない」と回答した人がそれぞれ85.4%、87.1%となっています。前回調査と比べると、全体的に参加率が減少しています。



[前回調査(令和2年度調査)]

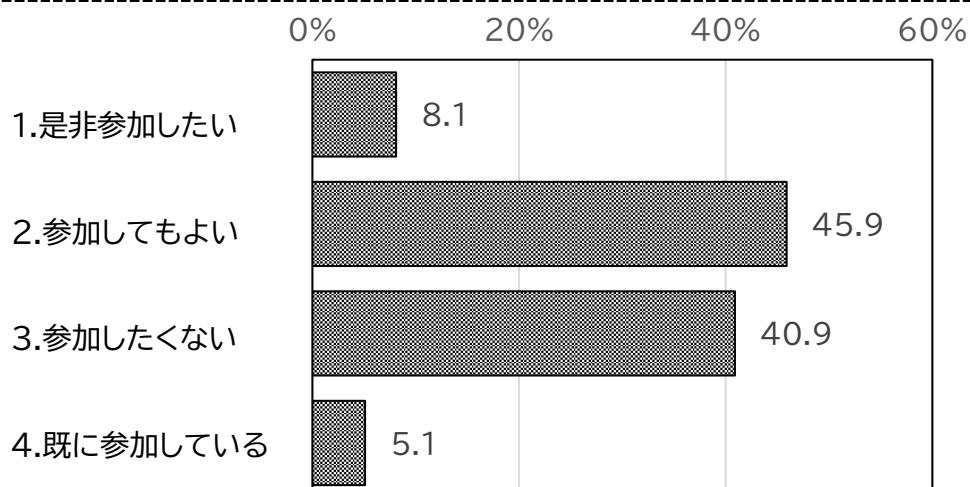
問 以下のような会・グループ等にどのくらいの頻度で参加していますか

ニーズ調査によると、会・グループ等への参加については、「⑦町内会・自治会」へ『参加している』は合わせて38.5%、「③趣味関係のグループ」へ『参加している』は合わせて37.0%に上ります。また、「②スポーツ関係のグループやクラブ」や「⑧収入のある仕事」への参加も比較的高く、『参加している』はそれぞれ29.4%、24.7%になります。一方、「①ボランティアのグループ」や「④学習・教養サークル」では「参加していない」と回答した人がそれぞれ83.2%、85.9%となっています。



問 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか

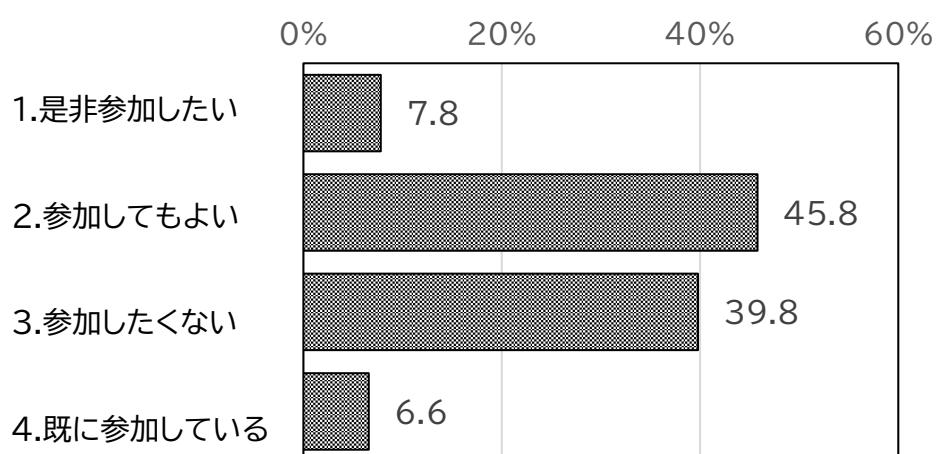
地域づくりの参加者としての参加意向については、「ぜひ参加したい」、「参加してもよい」、「すでに参加している」を合わせた参加意向のある人は 59.1%となり、半数以上の人気が参加する意向を示しています。



[前回調査(令和2年度調査)]

問 地域住民の有志によって、健康づくり活動や趣味等のグループ活動を行って、いきいきした地域づくりを進めるとしたら、あなたはその活動に参加者として参加してみたいと思いますか

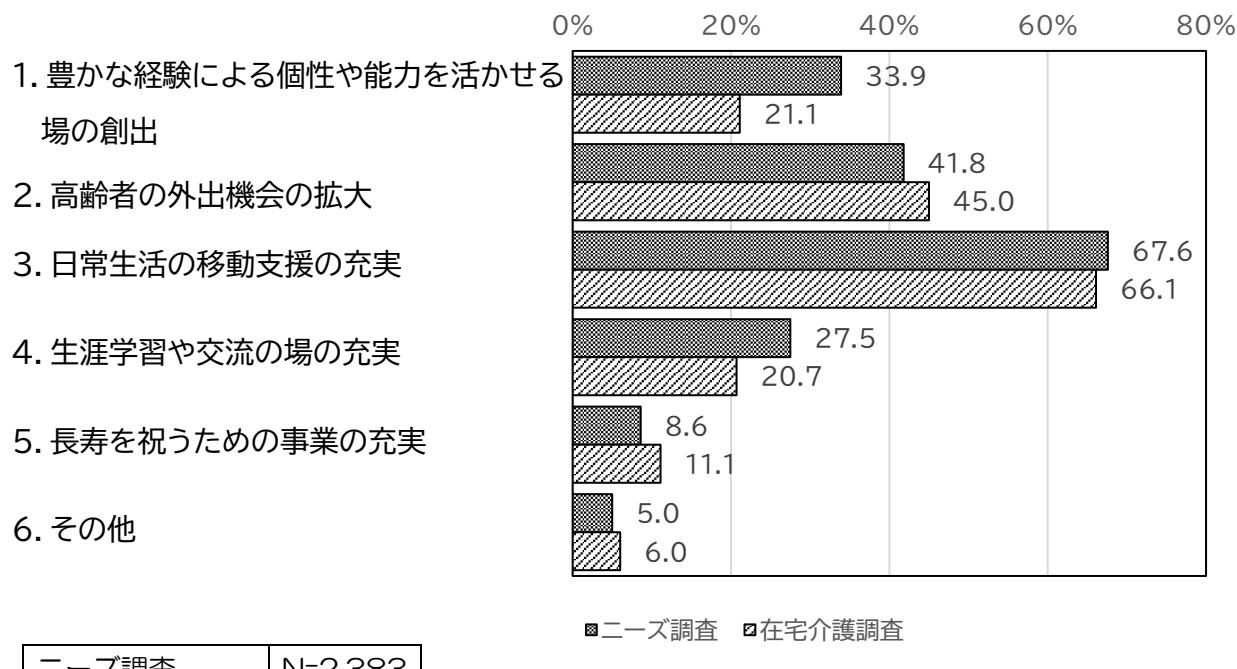
地域づくりの参加者としての参加意向については、「ぜひ参加したい」、「参加してもよい」、「すでに参加している」を合わせた参加意向のある人は 60.2%となり、半数以上の人気が参加する意向を示しています



ニーズ調査 N=2,744

問 あなたは高齢者の多様な生きがい活動を充実させるために市はどのように力を入れるべきだと思いますか。 (いくつでも)

多様な生きがい活動を充実させるために、市が求められているものとして、ニーズ調査、在宅介護調査ともに、「日常生活の移動支援の充実」(67.6%、66.1%)が最も高く、次に「高齢者の外出機会の拡大」、(41.8%、45.0%)となっています。



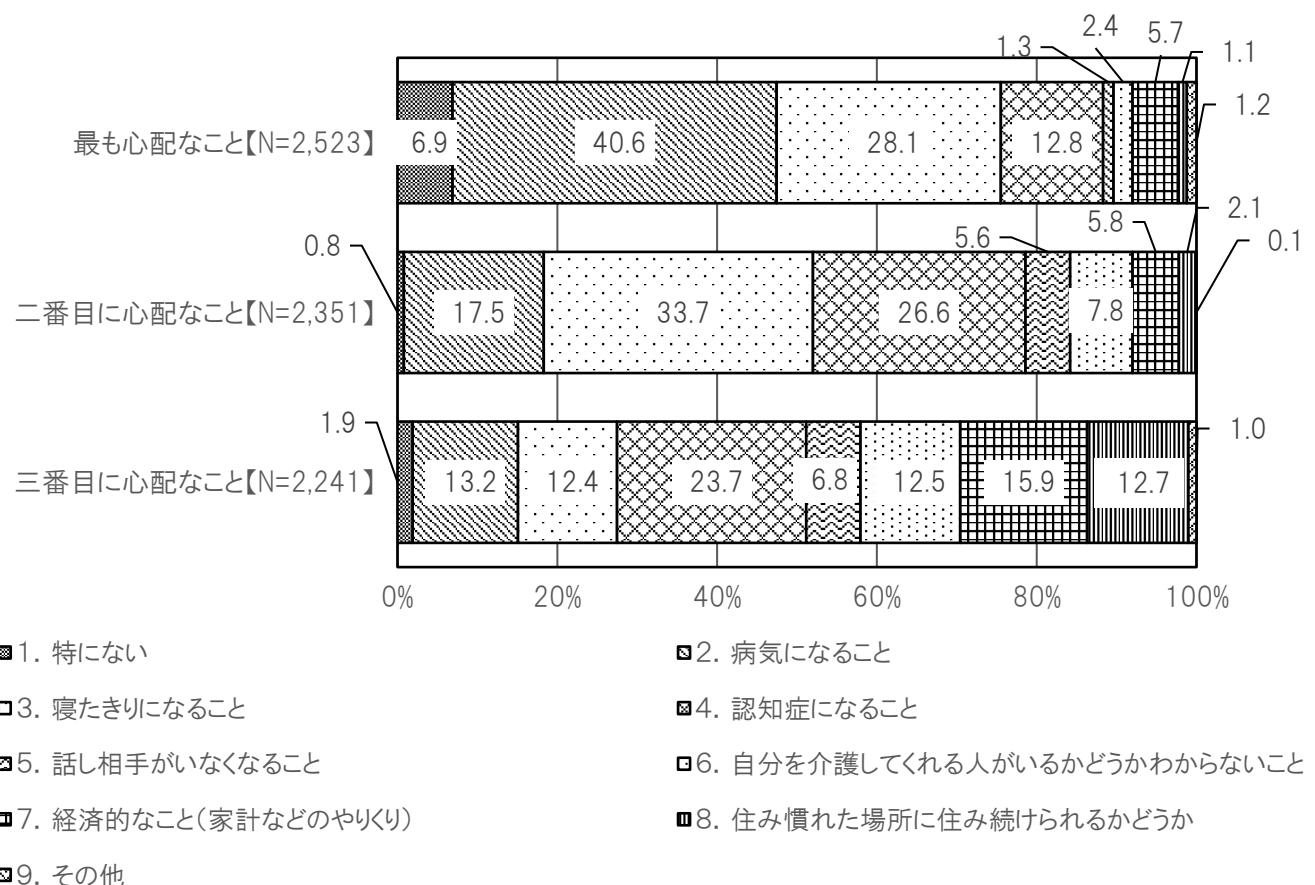
ニーズ調査	N=2,383
在宅介護調査	N=1,762

(5) 生活の不安、相談支援について

問 あなたは、今後の生活のことを考えると何が心配ですか

今後の生活を考えたときに、最も心配なことは、「病気になること」(40.6%)、二番目に心配なことは、「寝たきりになること」(33.7%)、三番目に心配なことは、「認知症になること」(23.7%)が挙がっています。

前回の調査においても、「病気になること」がもっと高く、「寝たきりになること」、「認知症になること」と続くことから、傾向の変化は見られません。

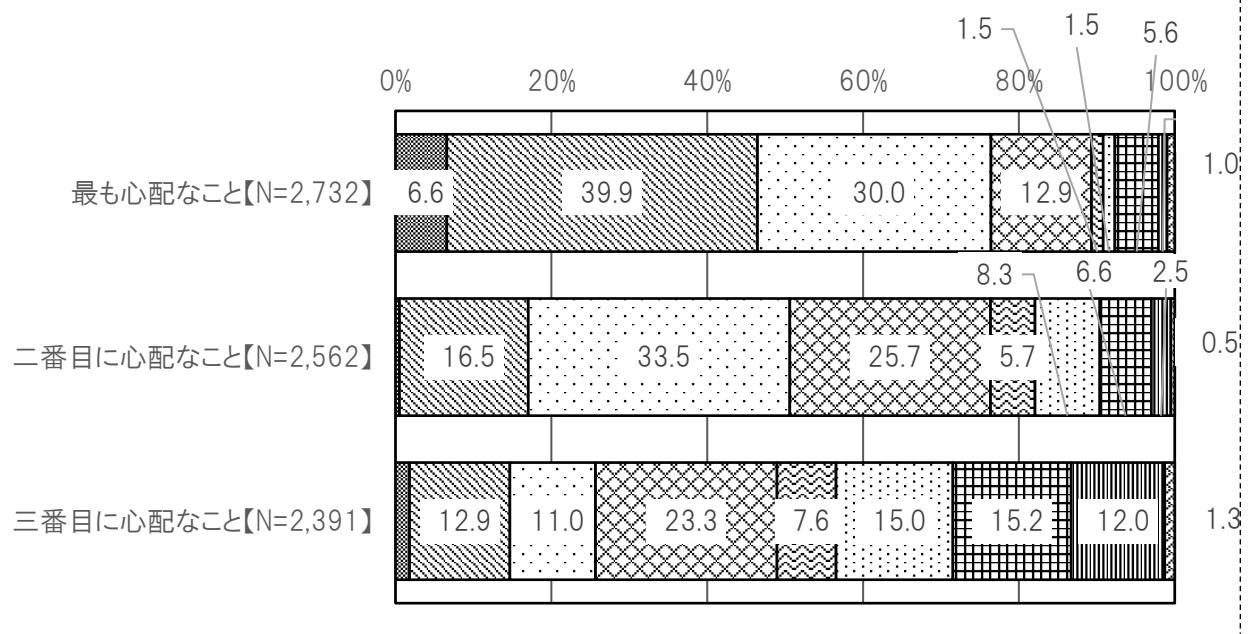


ニーズ調査 N=2,523

[前回調査(令和2年度調査)]

問 あなたは、今後の生活のことを考えると何が心配ですか

今後の生活を考えたときに、最も心配なことは、「病気になること」(39.9%)、二番目に心配なことは、「寝たきりになること」(33.5%)、三番目に心配なことは、「認知症になること」(23.3%)が挙がっています。

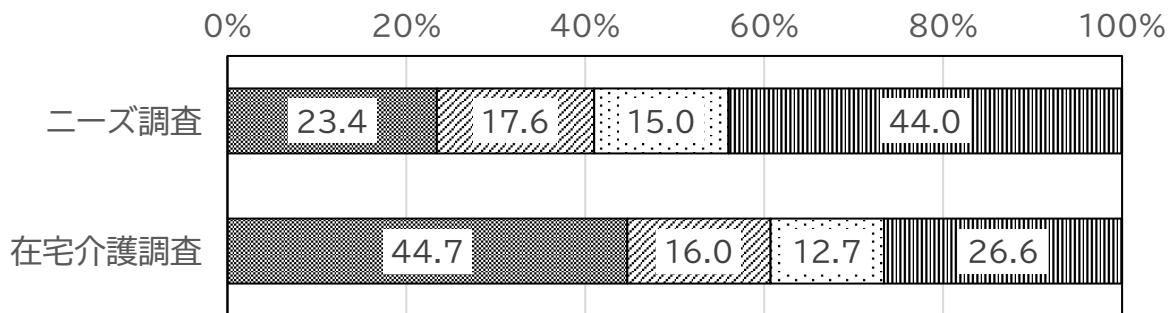


- ▣1. 特にない
- 2. 病気になること
- 3. 寝たきりになること
- ▣4. 認知症になること
- ▣5. 話し相手がいなくなること
- 6. 自分を介護してくれる人がいるかどうかわからないこと
- ▣7. 経済的なこと(家計などのやりくり)
- ▣8. 住み慣れた場所に住み続けられるかどうか
- ▣9. その他

ニーズ調査 N=2,732

問 あなたは、地域包括支援センターを知っていますか

地域包括支援センターを「利用したことがある」と「利用したことないが、知っている」、自分の地域を担当するセンターも知っている、「利用したことないが、知っている（自分の地域を担当するセンターは知らない）」を合わせた地域包括センターの知名度は、ニーズ調査では 56.0%、在宅介護調査では 73.4% となっています。
前回調査と比べると、認知度は若干向上しています。



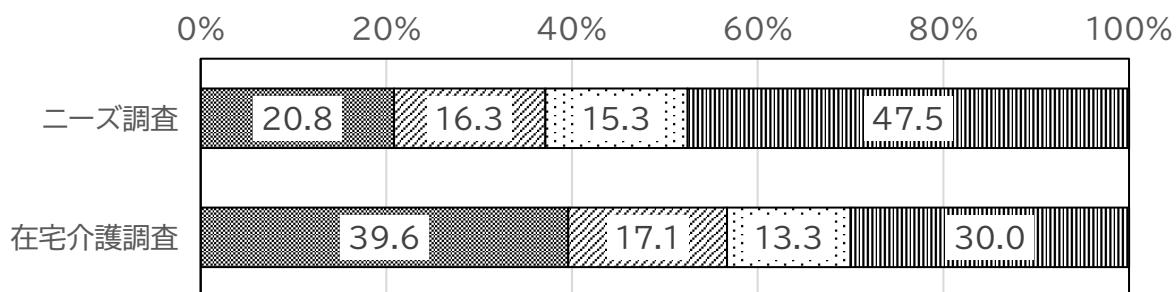
- 1. 利用したことある
- 2. 利用したことないが、知っている
- 3. 利用したことないが、知っている（自分の地域を担当するセンターは知らない）
- 4. あまり知らない

ニーズ調査	N=2,701
在宅介護調査	N=1,404

[前回調査(令和2年度調査)]

問 あなたは、地域包括支援センターを知っていますか

地域包括支援センターを「利用したことがある」と「利用したことはないが、知っている」、自分の地域を担当するセンターも知っている、「利用したことはないが、知っている（自分の地域を担当するセンターは知らない）」を合わせた地域包括センターの知名度は、ニーズ調査では52.5%、在宅介護調査では70.0%となっています。

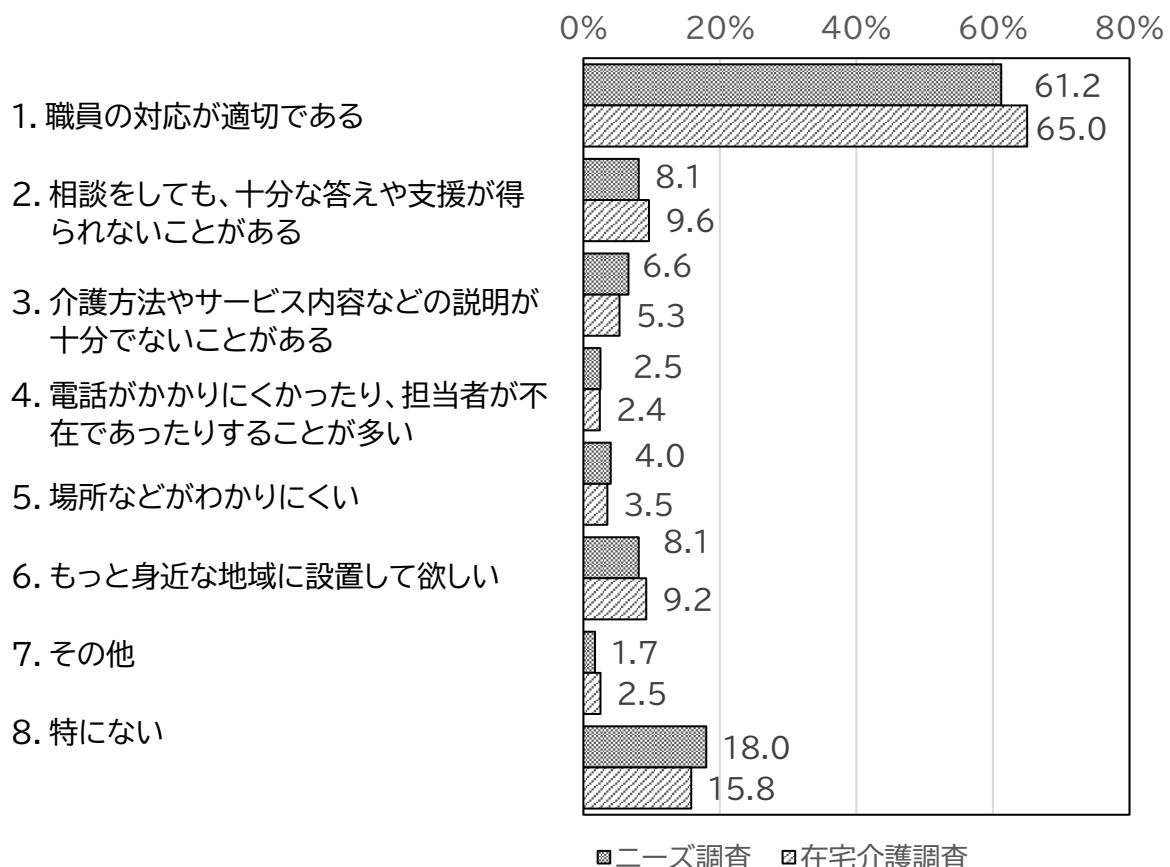


- 1. 利用したことがある
- 2. 利用したことはないが、知っている（自分の地域を担当するセンターは知らない）
- 3. 利用したことはないが、知っている（自分の地域を担当するセンターは知らない）
- 4. あまり知らない

ニーズ調査	N=2,825
在宅介護調査	N=1,519

問 地域包括支援センターについて、思っていることがありますか（いくつでも）

地域包括支援センターについて思っていることは、ニーズ調査、在宅介護調査ともに「対応が適切である」(61.2%、65.0%)が非常に高くなっています。一方、両調査とも「相談をしても、十分な答えや支援を得られないことがある」(8.1%、9.6%)が続いています。

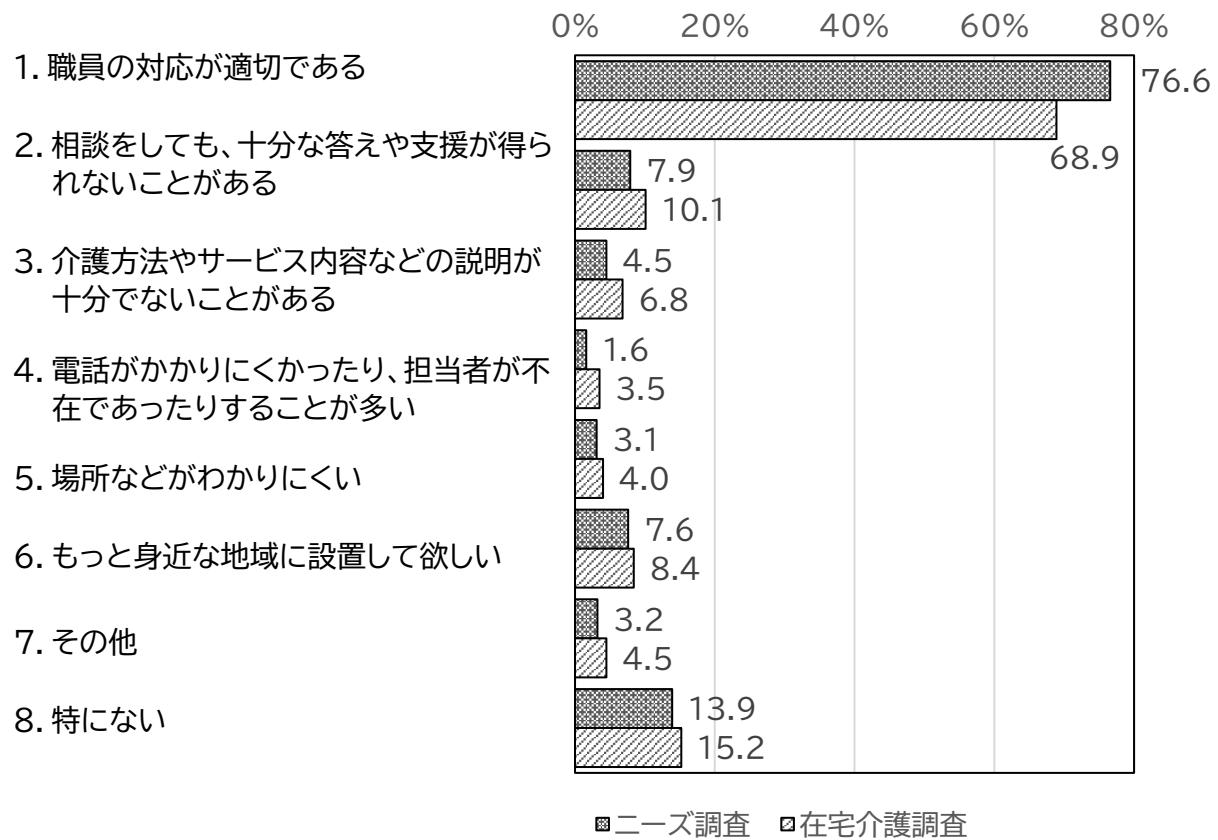


ニーズ調査	N=632
在宅介護調査	N=628

[前回調査(令和2年度調査)]

問 地域包括支援センターについて、思っていることがありますか (いくつでも)

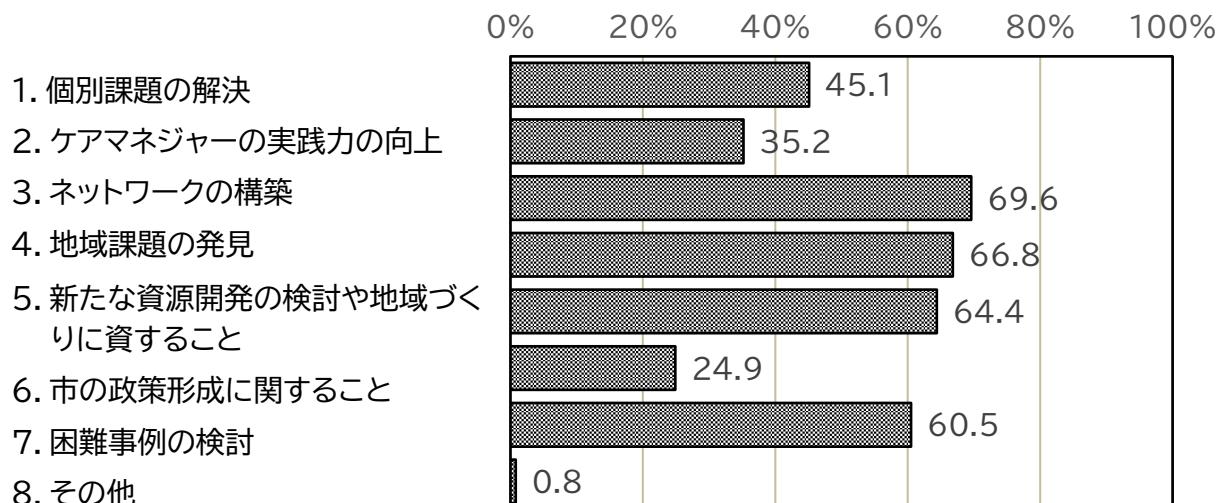
地域包括支援センターについて思っていることは、ニーズ調査、在宅介護調査ともに「対応が適切である」(76.6%、68.9%)が非常に高くなっています。次に「相談をしても、十分な答えや支援が得られないことがある」(7.9%、10.1%)が続いています。



ニーズ調査	N=555
在宅介護調査	N=573

問 地域ケア会議では、何を中心に取り組む必要があると思いますか（いくつでも）

専門員調査によると、地域ケア会議で取り組む必要性があることについては、「ネットワークの構築」（69.6%）、「地域課題の発見」（66.8%）、「新たな資源開発の検討や地域づくりに資すること」（64.4%）の回答が高く、個別課題よりも多職種の連携や地域資源・地域課題に関することに取り組む必要性を感じていることから、前回調査と同様の傾向がみられます。



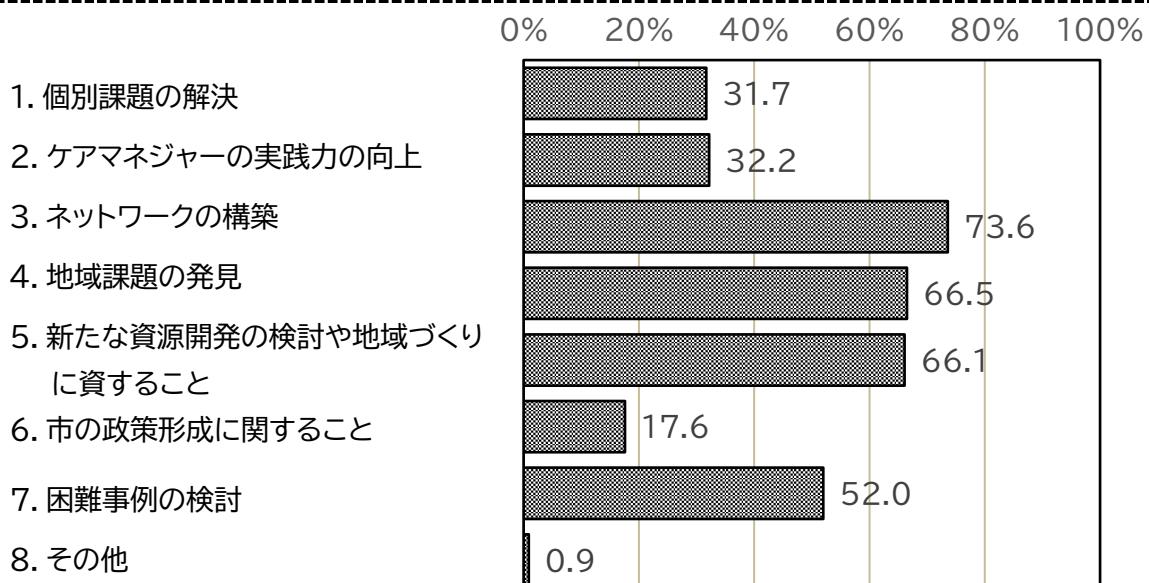
専門員調査

N=243

[前回調査(令和2年度調査)]

問 地域ケア会議では、何を中心に取り組む必要があると思いますか（いくつでも）

専門員調査によると、地域ケア会議で取り組む必要性があることについては、「ネットワークの構築」（73.6%）、「地域課題の発見」（66.5%）、「新たな資源開発の検討や地域づくりに資すること」（66.1%）の回答が高く、個別課題よりも多職種の連携や地域資源・地域課題に関することに取り組む必要性を感じることがわかります。

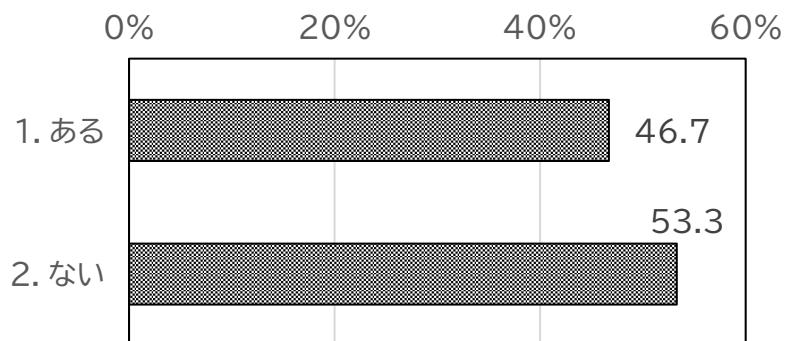


専門員調査

N=227

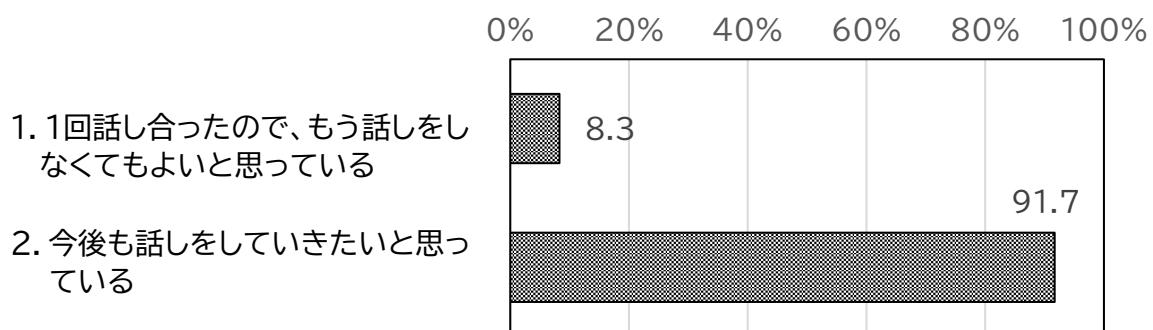
問 あなたが望む医療やケア（介護等）について、だれかと話をしたことがありますか

ニーズ調査によると、自身が望む医療やケアについて、だれかと話をしたことがある人は46.7%となっています。話をしたことがない人のうち、今後話をしたいと思う人は57.6%で半数以上となっています。



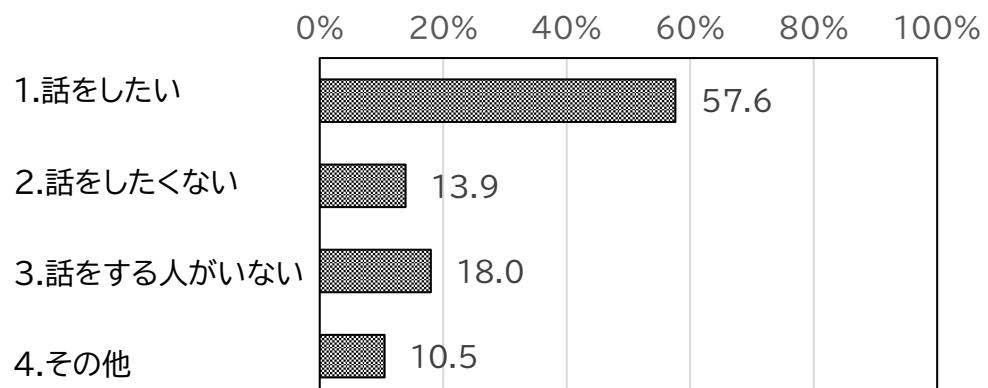
ニーズ調査 N=2,556

(1. あるの方のみ) 今後、話し合いをどうしていきたいですか



ニーズ調査 N=1,106

(2. ないの方のみ) 今後、話をしたいと思いますか

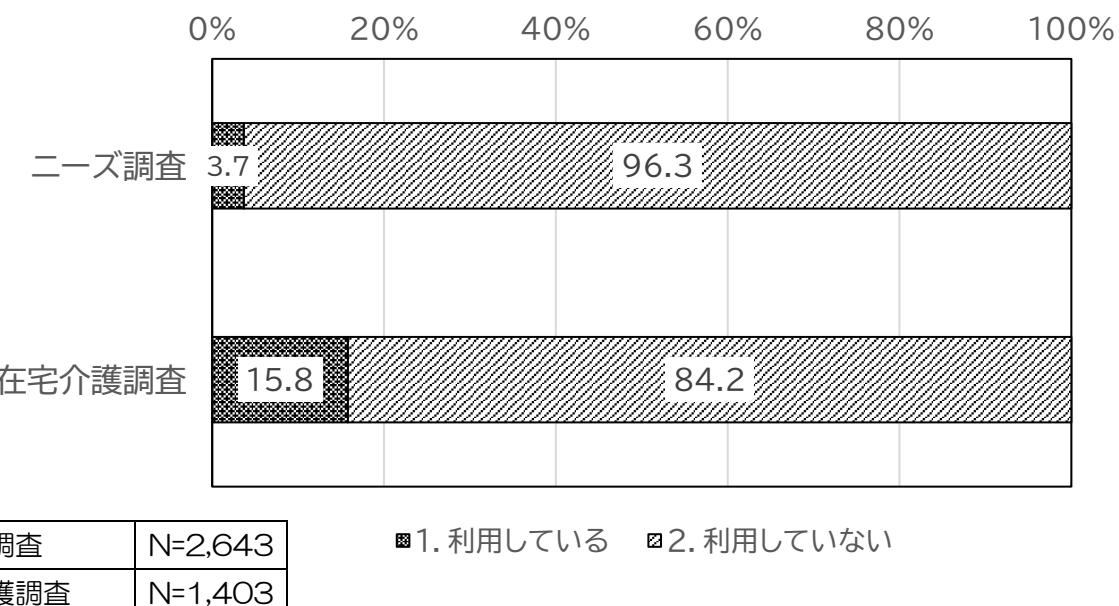


ニーズ調査 N=1,107

(6) 在宅での医療について

問 ご本人は、現在、訪問診療を利用していますか

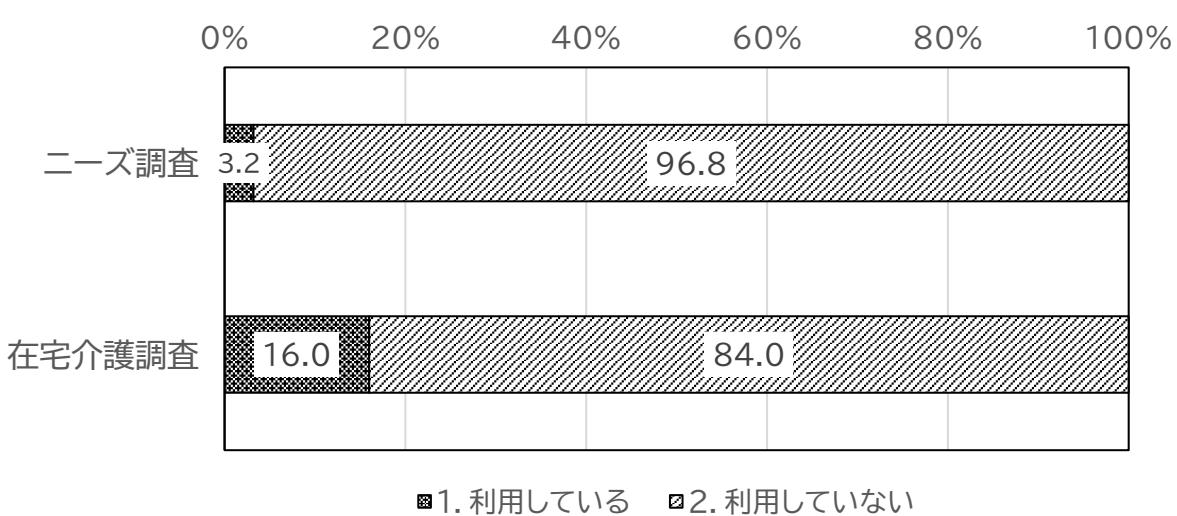
現在、訪問診療を「利用している」は、ニーズ調査では 3.7%、在宅介護調査では 15.8%となっており、「利用していない」が 96.3%、84.2%となっています。前回調査と比べて、あまり変化はみられません。



[前回調査(令和2年度調査)]

問 ご本人は、現在、訪問診療を利用していますか

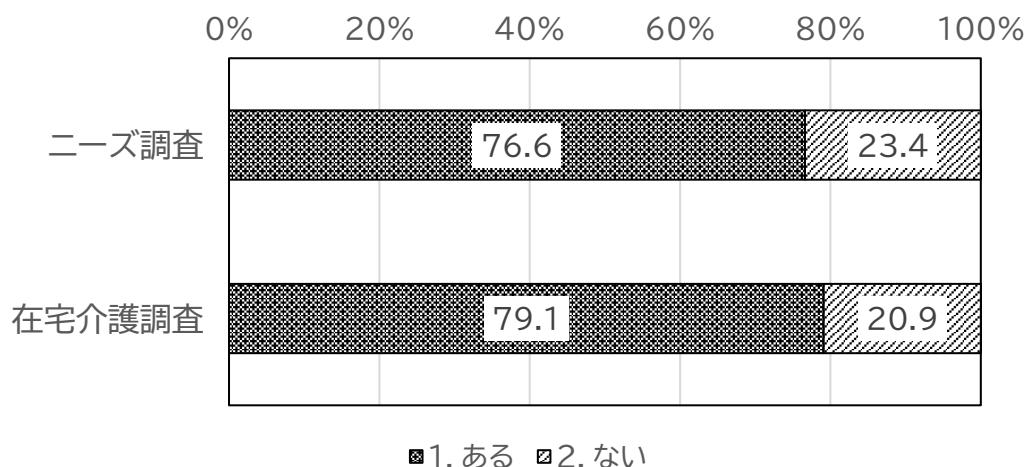
現在、訪問診療を「利用している」は、ニーズ調査では 3.2%となっており、「利用していない」が 96.8%を占めています。在宅介護調査では「利用している」は 16.0%となっており、「利用していない」が 84.0%となっています。



ニーズ調査	N=2,812
在宅介護調査	N=1,516

問 身近に何でも相談できる、かかりつけの診療所・病院がありますか

ニーズ調査、在宅介護調査ともに、かかりつけの診療所・病院が「ある」が約8割(76.6%、79.1%)を占めており、「ない」は約2割(23.4%、20.9%)となっており、前回調査と比べて、あまり変化はみられません。

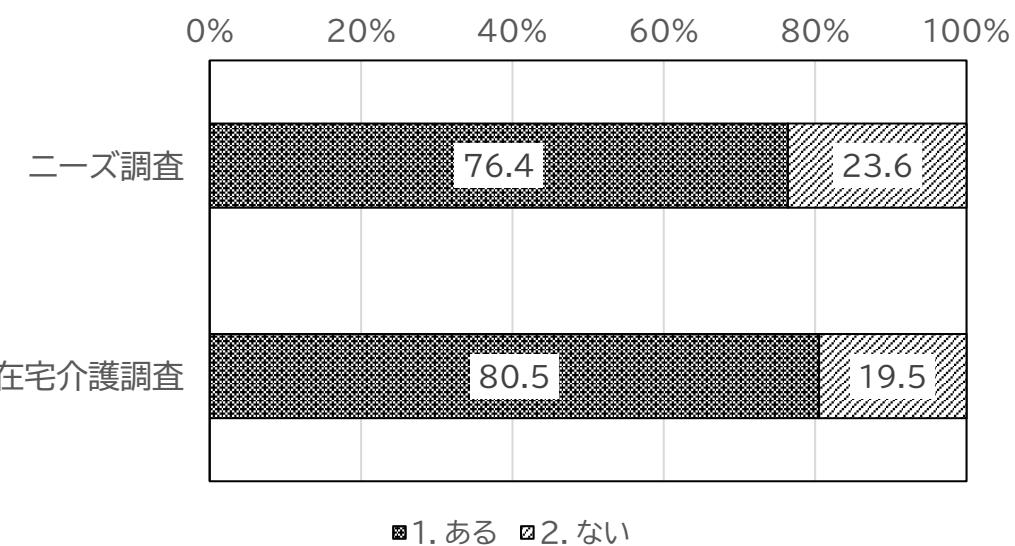


ニーズ調査	N=2,632
在宅介護調査	N=1,404

[前回調査(令和2年度調査)]

問 身近に何でも相談できる、かかりつけの診療所・病院がありますか

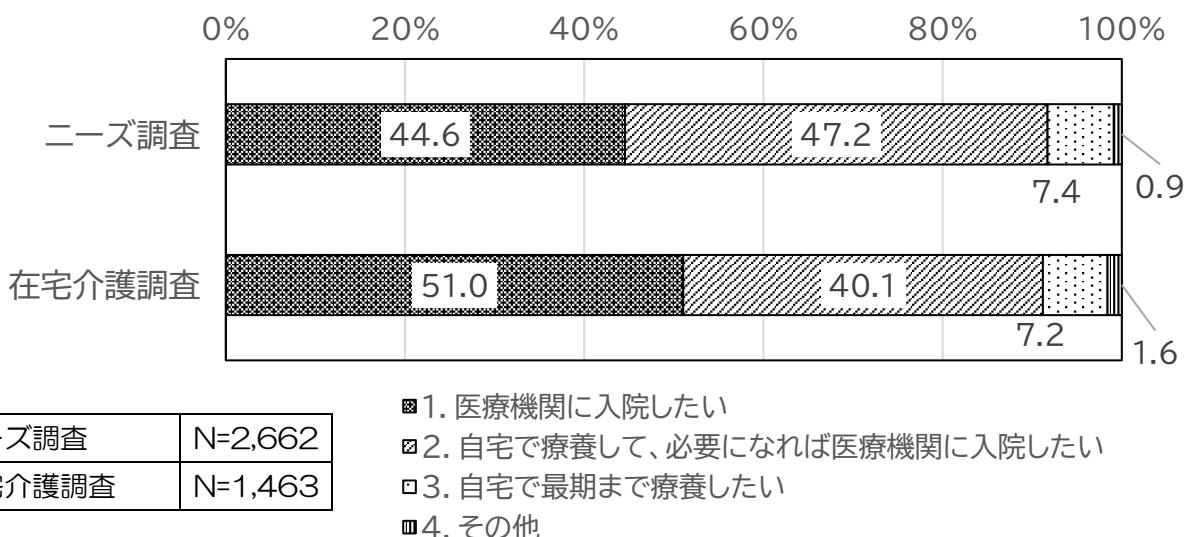
ニーズ調査、在宅介護調査ともに、かかりつけの診療所・病院が「ある」が約8割(76.4%、80.5%)を占めており、「ない」は約2割(23.6%、19.5%)となっています。



ニーズ調査	N=2,819
在宅介護調査	N=1,524

問 あなたが病気やけがで長期の療養が必要となった場合、主にどこで療養したいと思いますか

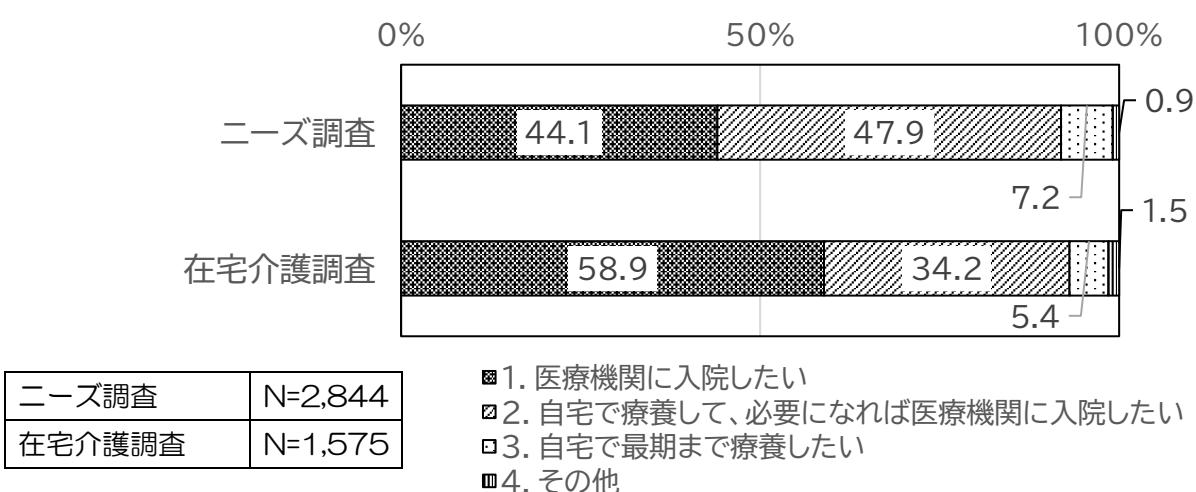
どこでの長期療養を望むかについては、ニーズ調査では「自宅で療養して、必要になれば医療機関に入院したい」が最も高く 47.2%、次に「医療機関に入院したい」が 44.6%となっています。在宅介護調査では「医療機関に入院したい」が最も高く 51.0%、「自宅で療養して、必要になれば医療機関に入院したい」が 40.1%となっています。一方、「自宅で最後まで療養したい」は、ニーズ調査では 7.4%、在宅介護調査では 7.2%となっています。



[前回調査(令和2年度調査)]

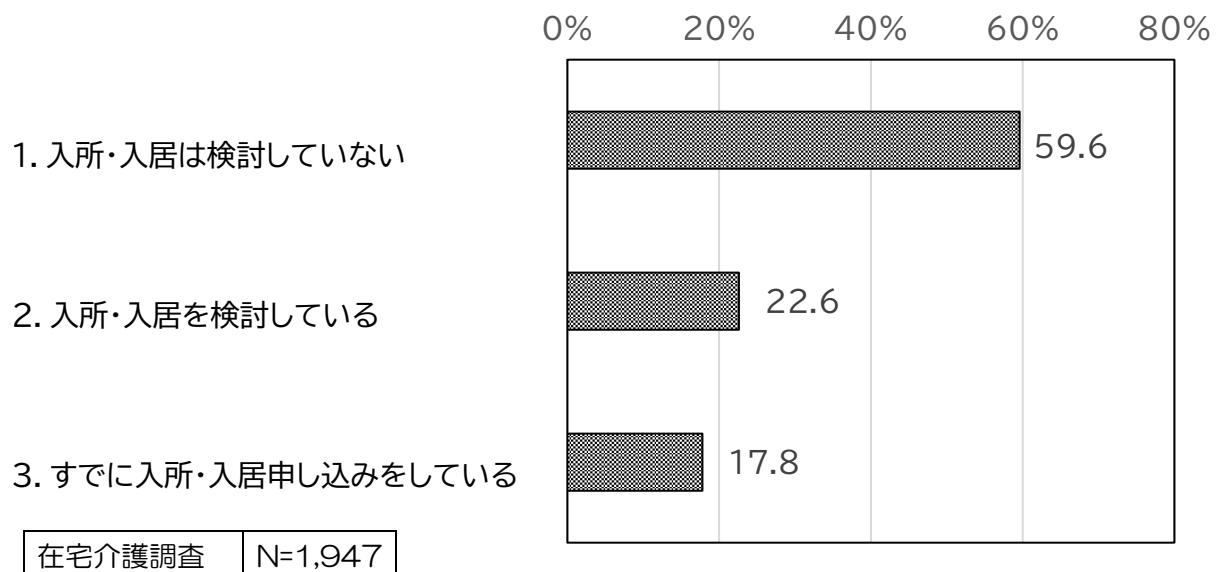
問 あなたが病気やけがで長期の療養が必要となった場合、主にどこで療養したいと思いますか

どこでの長期療養を望むかについては、ニーズ調査では「自宅で療養して、必要になれば医療機関に入院したい」が最も高く 47.9%、次に「医療機関に入院したい」が 44.1%となっています。在宅介護調査では「医療機関に入院したい」が最も高く 58.9%、「自宅で療養して、必要になれば医療機関に入院したい」が 34.2%となっています。一方、「自宅で最後まで療養したい」は、ニーズ調査では 7.2%、在宅介護調査では 5.4%となっています。



問 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について、ご回答ください

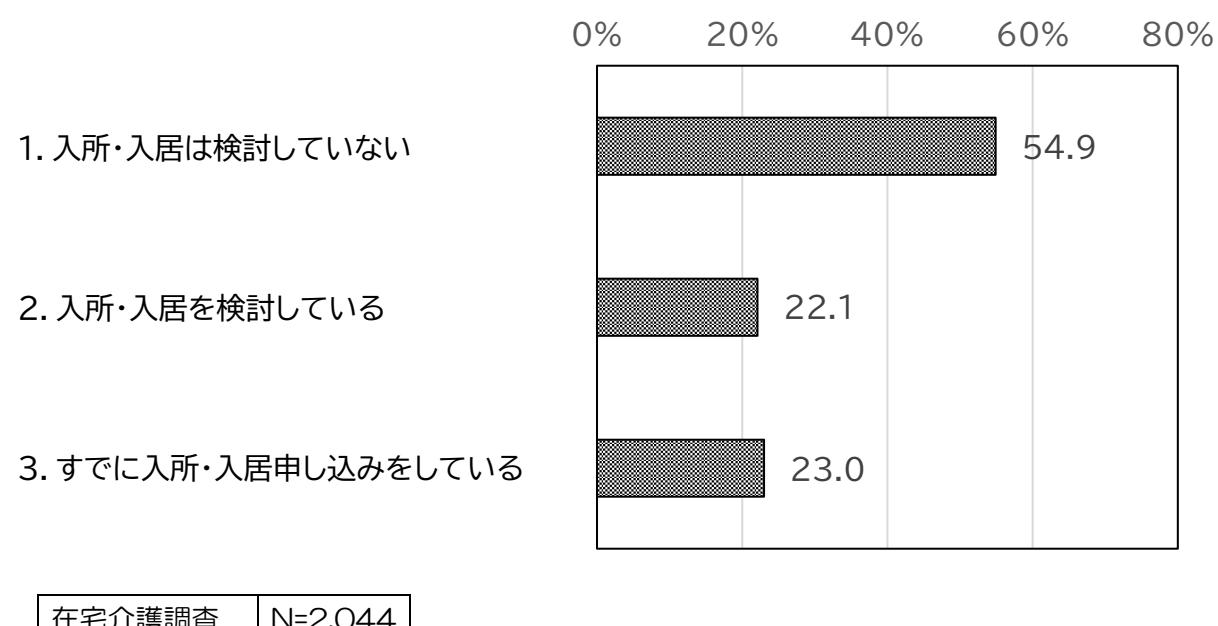
施設等への入所・入居検討状況については、59.6%の人が入所は検討していないと回答しています。一方「入所・入居を検討している」「すでに入所・入居申し込みをしている」は合わせて40.4%になります。



[前回調査(令和2年度調査)]

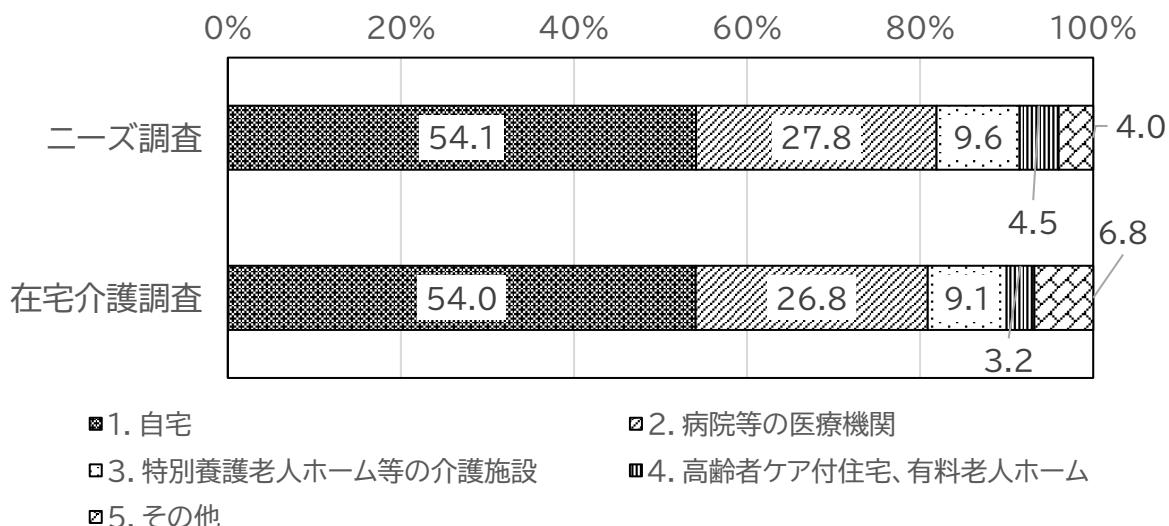
問 現時点での、施設等への入所・入居の検討状況について、ご回答ください

施設等への入所・入居検討状況については、54.9%の人が入所は検討していないと回答しています。一方「入所・入居を検討している」「すでに入所・入居申し込みをしている」は合わせて45.1%になります。



問 あなたは人生の最期（看取り）をどこで迎えたいですか

人生の最期をどこで迎えたいかについては、ニーズ調査、在宅介護調査とともに、「自宅」が過半数(54.1%、54.0%)を占めています。次に「病院等の医療機関」(27.8%、26.8%)が続いており、前回調査と比べて、傾向にあまり変化はみられません。

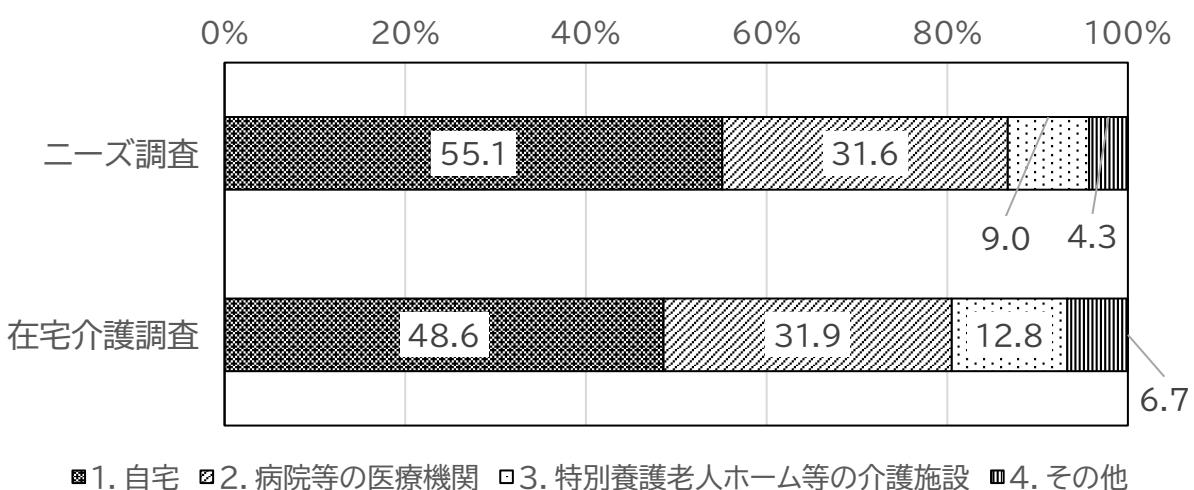


ニーズ調査	N=2,604
在宅介護調査	N=1,424

[前回調査(令和2年度調査)]

問 あなたは人生の最期（看取り）をどこで迎えたいですか

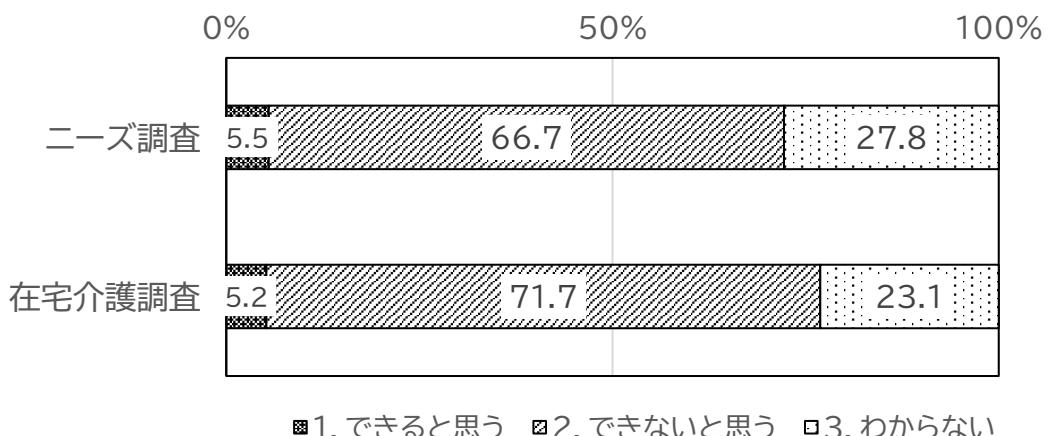
人生の最期をどこで迎えたいかについては、ニーズ調査、在宅介護調査とともに、「自宅」が約5割(55.1%、48.6%)を占めています。次に「病院等の医療機関」(31.6%、31.9%)が続いています。



ニーズ調査	N=2,784
在宅介護調査	N=1,544

問 あなた、またはあなたのご家族が、介護を必要とする状態で、さらに病気等になった場合、自宅で最期まで療養することができると思いますか

自宅で最期まで療養することができると思うはニーズ調査では 5.5%、在宅介護調査では 5.2%と、ともに僅かとなっています。一方、「できないと思う」はどちらの調査も約 7 割(66.7%、71.7%)となっており、前回調査と比べて、傾向にあまり変化はみられません。

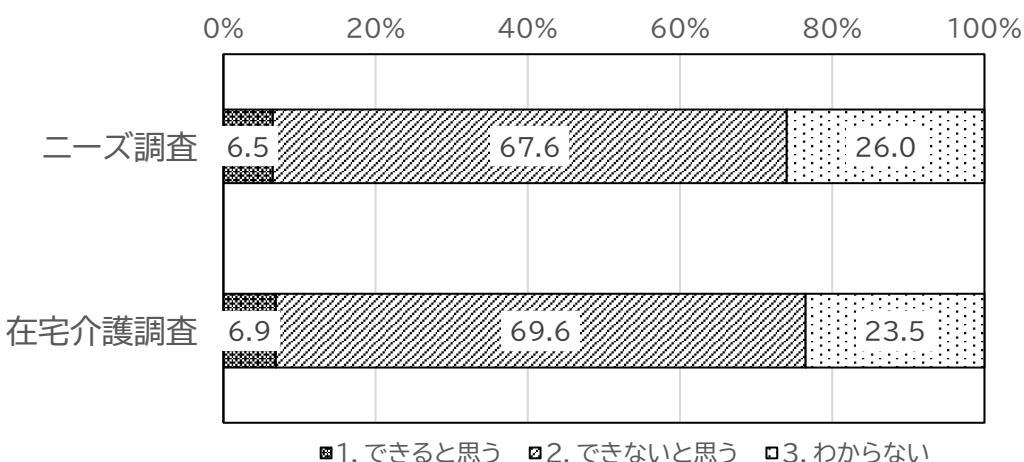


ニーズ調査	N=2,665
在宅介護調査	N=1,429

[前回調査(令和2年度調査)]

問 あなた、またはあなたのご家族が、介護を必要とする状態で、さらに病気等になった場合、自宅で最期まで療養することができると思いますか

自宅で最期まで療養することができると思うはニーズ調査では 6.5%、在宅介護調査では 6.9%と、ともに僅かとなっています。一方、「できないと思う」はどちらの調査も約 7 割(67.6%、69.6%)となっています。

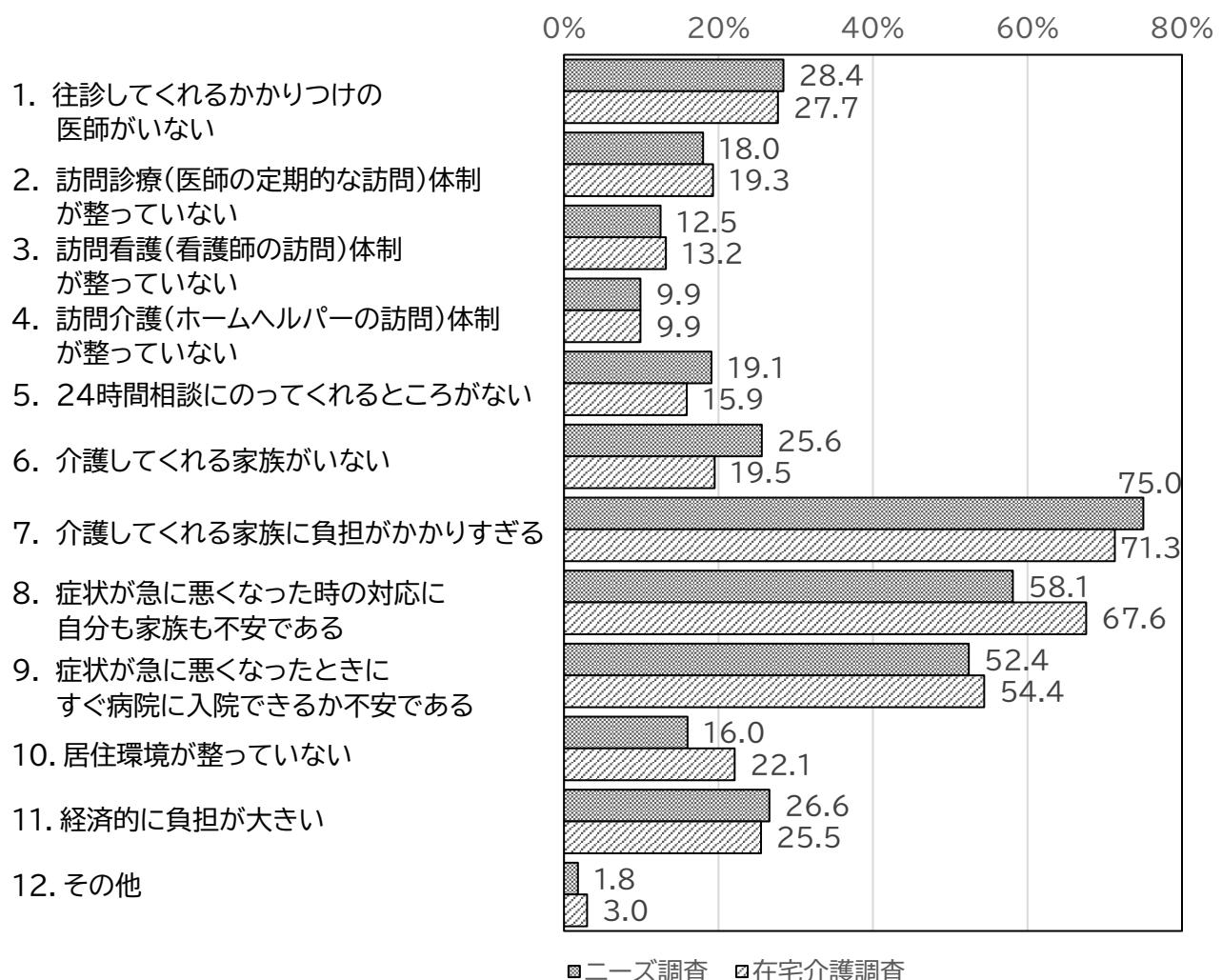


ニーズ調査	N=2,829
在宅介護調査	N=1,522

問 自宅で最期まで療養することができないと思う理由をお教えください（いくつでも）

できないと思う理由については、ニーズ調査、在宅介護調査ともに、「介護してくれる家族に負担がかかりすぎる」(75.0%、71.3%)が最も高く、次に「症状が急に悪くなった時の対応に自分も家族も不安である」(58.1%、67.6%)、「症状が急に悪くなったときにすぐ病院に入院できるか不安である」(52.4%、54.4%)が続いています。

前回調査においても、両調査とも、「介護してくれる家族に負担がかかりすぎる」が最も高く、「症状が急に悪くなった時の対応に自分も家族も不安である」が続いており、傾向にあまり変化はみられません。

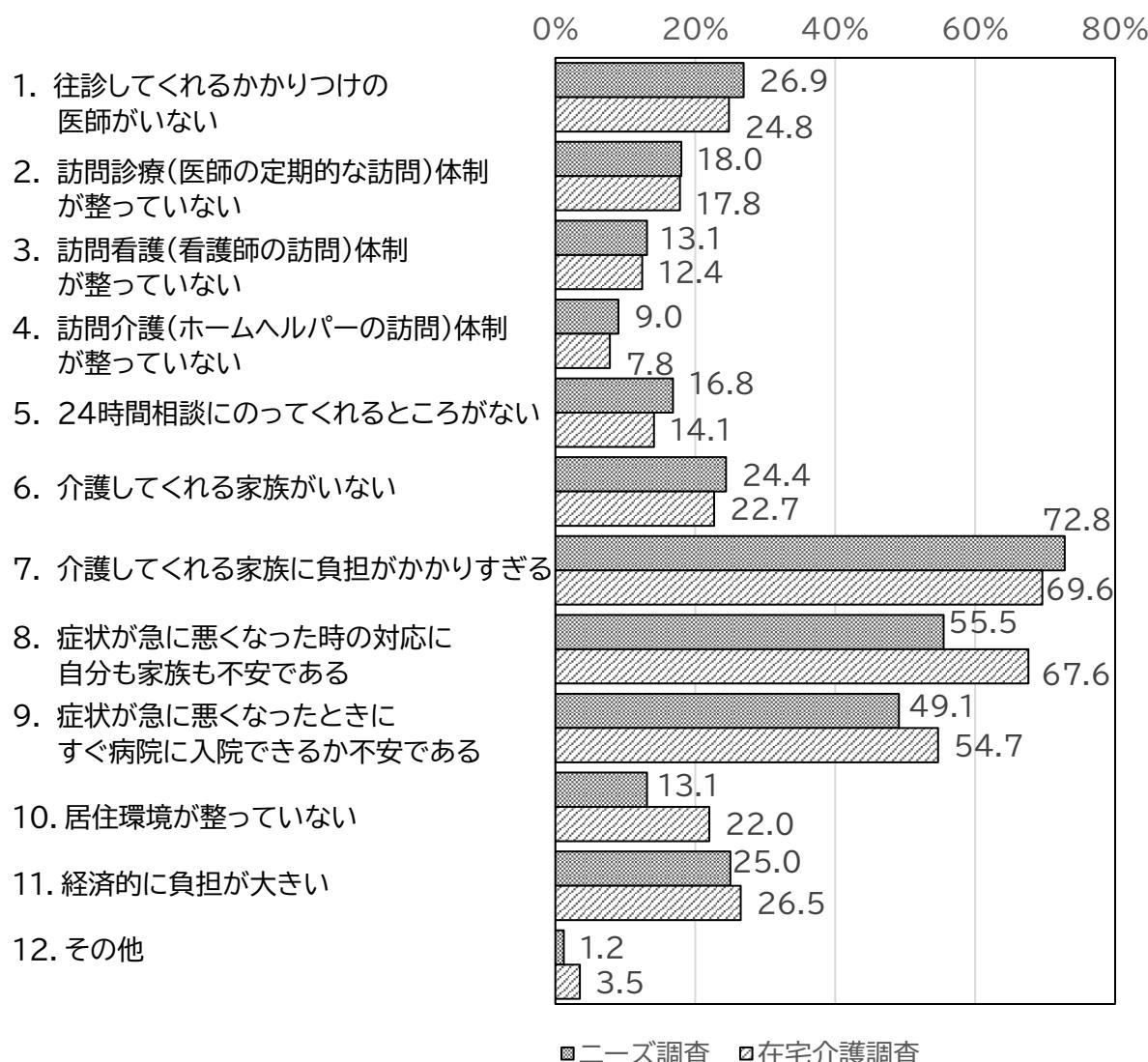


ニーズ調査	N=1,777
在宅介護調査	N=1,024

[前回調査(令和2年度調査)]

問 自宅で最期まで療養することができないと思う理由をお答えください (いくつでも)

できないと思う理由については、ニーズ調査、在宅介護調査ともに、「介護してくれる家族に負担がかかりすぎる」(72.8%、69.6%)が最も高く、次に「症状が急に悪くなった時の対応に自分も家族も不安である」(55.5%、67.6%)、「症状が急に悪くなったときにすぐ病院に入院できるか不安である」(49.1%、54.7%)が続いています。

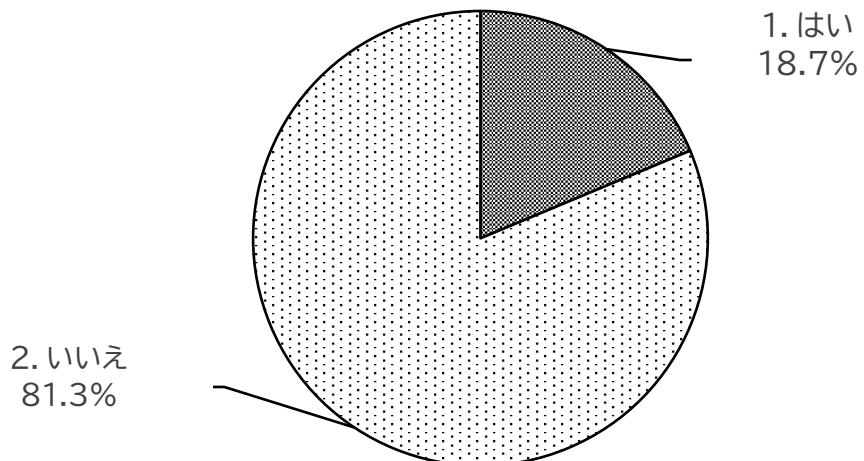


ニーズ調査	N=1,851
在宅介護調査	N=1,043

(7) 認知症について

問 認知症に関する相談窓口を知っていますか

認知症に関する相談窓口を知っているかについて、ニーズ調査では、「知っている」が18.7%、「知らない」が81.3%となっています。

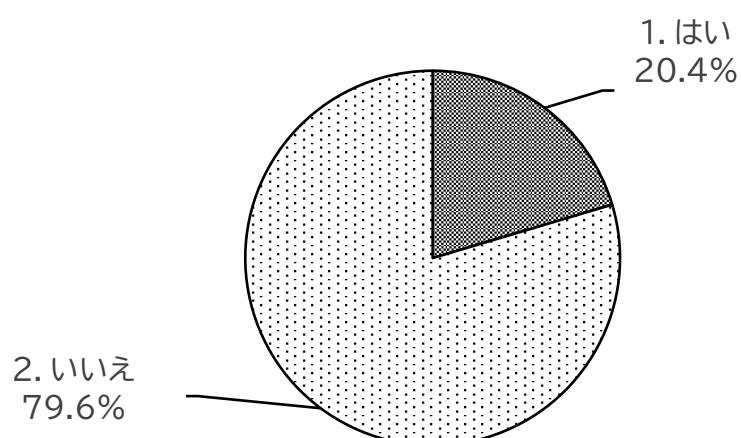


ニーズ調査 N=2,584

[前回調査(令和2年度調査)]

問 認知症に関する相談窓口を知っていますか

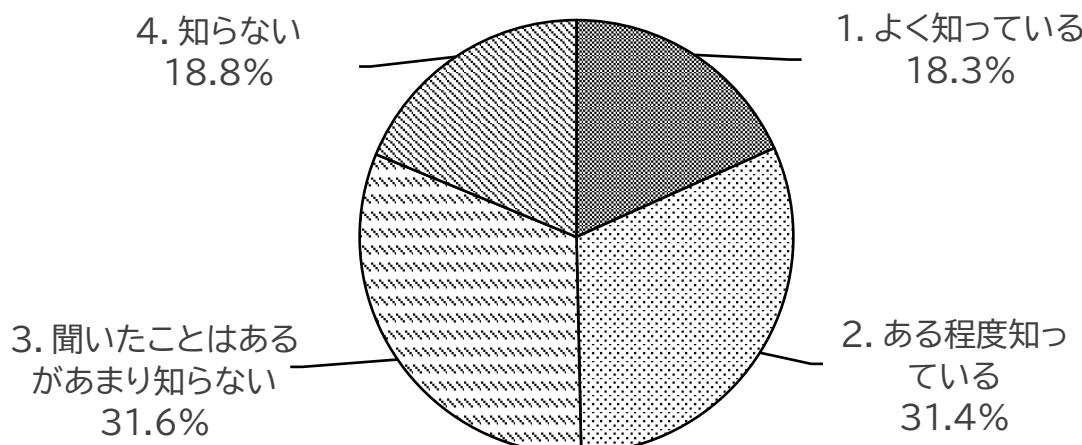
認知症に関する相談窓口を知っているかについて、ニーズ調査では、「知っている」が20.4%、「知らない」が79.6%となっています。



ニーズ調査 N=2,813

問 認知症が疑われる場合に相談できる「もの忘れ外来」などの専門医療機関があることを知っていますか

認知症に関する専門医療機関があることを知っているかについては、在宅介護調査では、「よく知っている」、「ある程度知っている」を合わせた『知っている』人が、49.7%となっています。

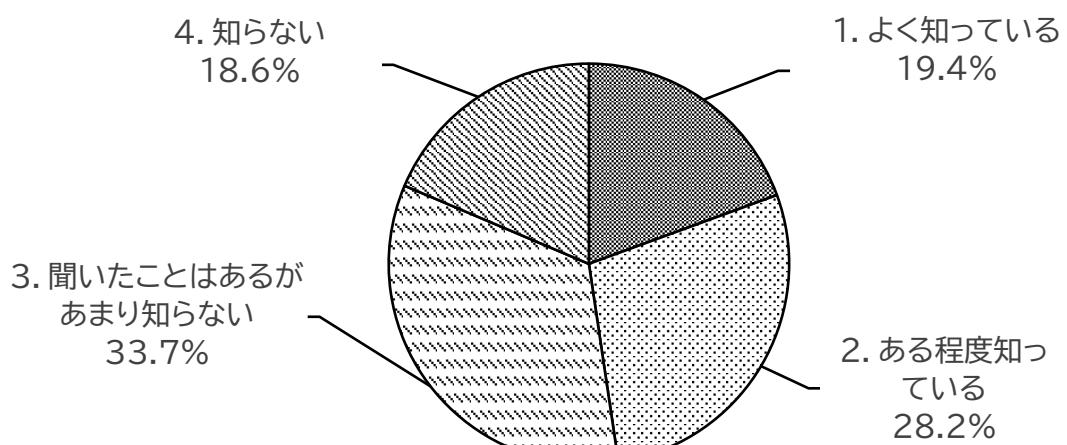


在宅介護調査 N=1,407

[前回調査(令和2年度調査)]

問 認知症が疑われる場合に相談できる「もの忘れ外来」などの専門医療機関があることを知っていますか

認知症に関する専門医療機関があることを知っているかについては、在宅介護調査では、「よく知っている」、「ある程度知っている」を合わせた『知っている』人が、47.6%となっています。



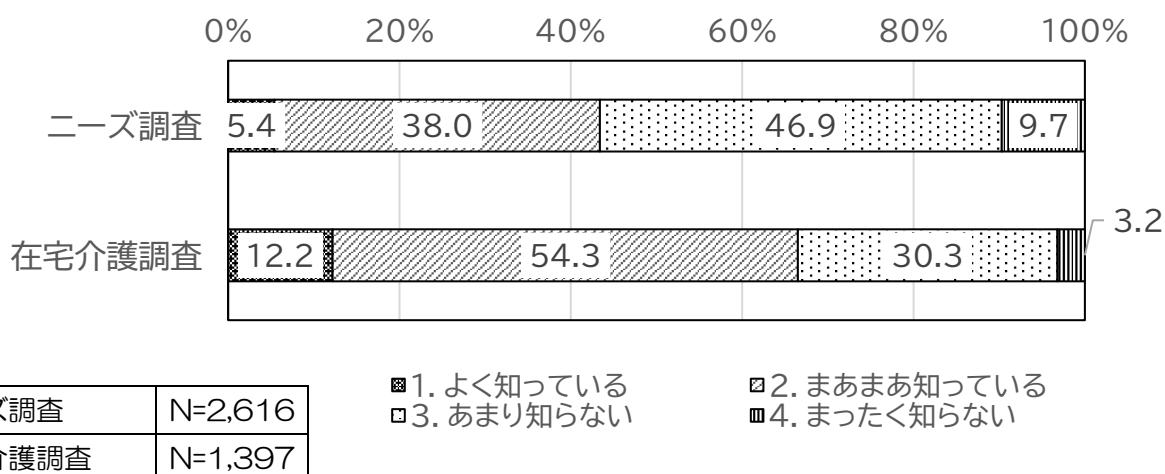
在宅介護調査 N=1,577

問 認知症は、単なる物忘れとは異なり、アルツハイマー病や脳血管障がいなどが主な原因となって引き起こされます。あなたは認知症についてどの程度知っていますか

認知症について、「よく知っている」と「まあまあ知っている」を合わせた『知っている』人は、ニーズ調査では43.4%、在宅介護調査では66.5%を占めています。

一方、「あまり知らない」と「まったく知らない」を合わせた『知らない』人は、ニーズ調査では56.6%、在宅介護調査では33.5%を占めています。

前回調査と比べると、ニーズ調査では認知症について『知っている』人が減少している一方、在宅介護調査では、あまり変化はみられません。

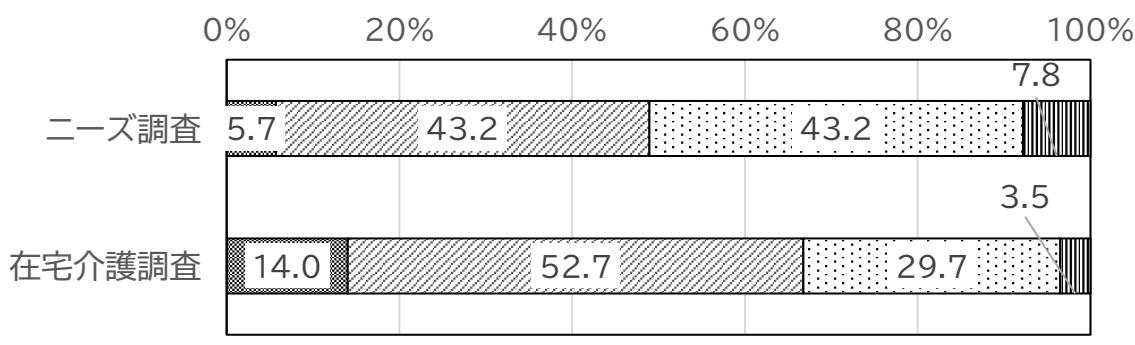


[前回調査(令和2年度調査)]

問 認知症は、単なる物忘れとは異なり、アルツハイマー病や脳血管障がいなどが主な原因となって引き起こされます。あなたは認知症についてどの程度知っていますか

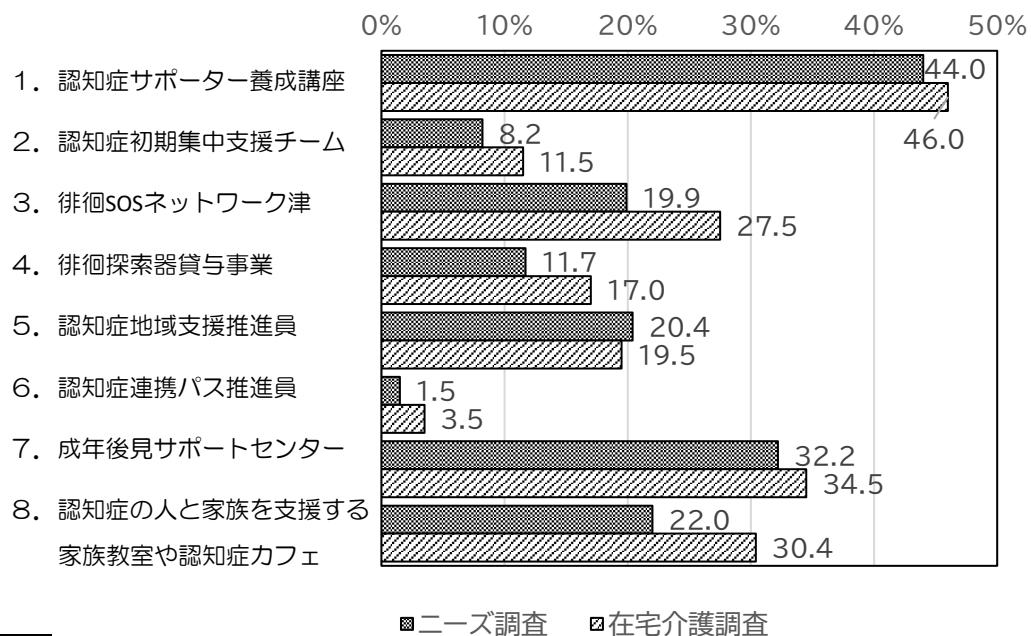
認知症について、「よく知っている」と「まあまあ知っている」を合わせた『知っている』人は、ニーズ調査では48.9%、在宅介護調査では66.7%を占めています。

一方、「あまり知らない」と「まったく知らない」を合わせた『知らない』人は、ニーズ調査では51.0%、在宅介護調査では33.2%を占めています。



問 津市の認知症に関する施策について知っているものに○をつけてください (いくつでも)

津市の認知症に関する施策について、以下の施策のいずれかを知っている人の割合はニーズ調査では、23.8% (673/2,823)、在宅介護調査では、22.0% (487/2,214) となっています。各施策のうち、一番認知度が高いのは、ニーズ調査、在宅介護調査ともに「認知症センター養成講座」となっています。

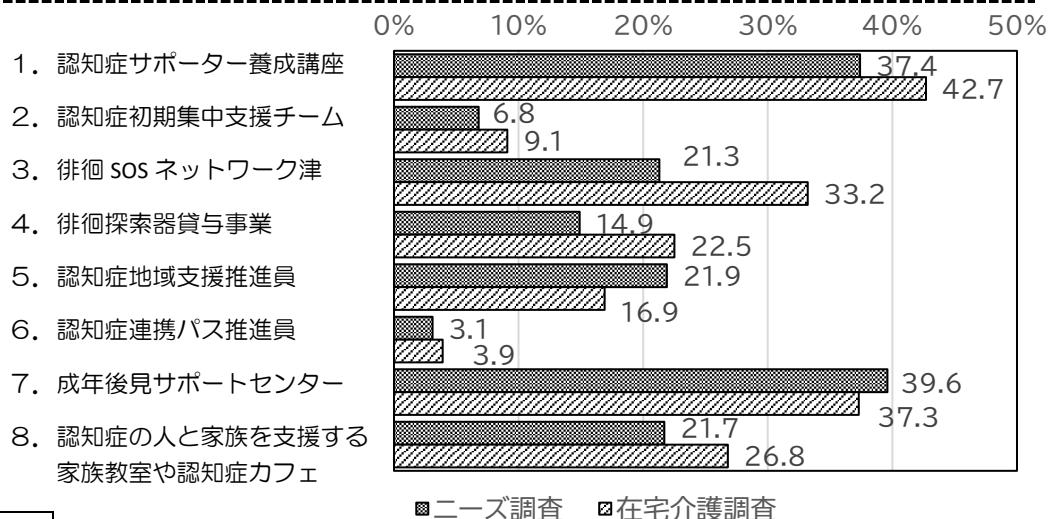


ニーズ調査	N=673
在宅介護調査	N=487

[前回調査(令和2年度調査)]

問 津市の認知症に関する施策について知っているものに○をつけてください (いくつでも)

津市の認知症に関する施策について、以下の施策のいずれかを知っている人の割合はニーズ調査では、22.8% (672/2,944)、在宅介護調査では、20.9% (485/2,318) となっています。各施策のうち、一番認知度が高いのは、ニーズ調査では、「成年後見サポートセンター」在宅介護調査では「認知症センター養成講座」となっています。



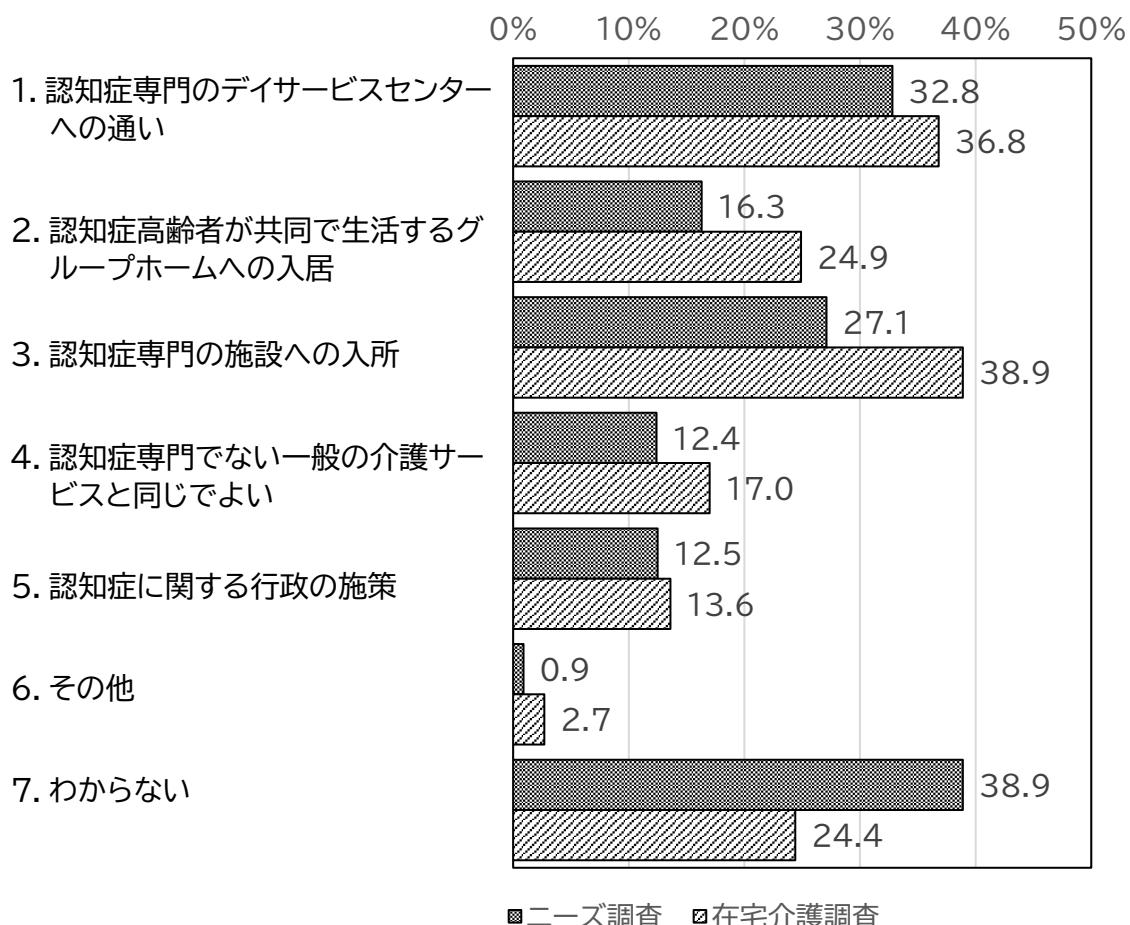
ニーズ調査	N=672
在宅介護調査	N=485

問 自分がもし認知症になったら、どういうサービスを望みますか（いくつでも）

認知症になった場合に希望するサービスについては、ニーズ調査では「認知症専門のデイサービスセンターへの通い」が32.8%で最も高く、次に「認知症専門の施設への入所」(27.1%)、「認知症高齢者が共同で生活するグループホームへの入居」(16.3%)と続いています。

在宅介護調査では「認知症専門の施設への入所」が38.9%で最も高く、次に、「認知症専門のデイサービスセンターへの通い」(36.8%)、「認知症高齢者が共同で生活するグループホームへの入居」(24.9%)と続いています。

前回調査においても、ニーズ調査では「認知症専門のデイサービスセンターへの通い」が最も高く、在宅介護調査では「認知症専門の施設への入所」が最も高くなっています。傾向にあまり変化はみられません。



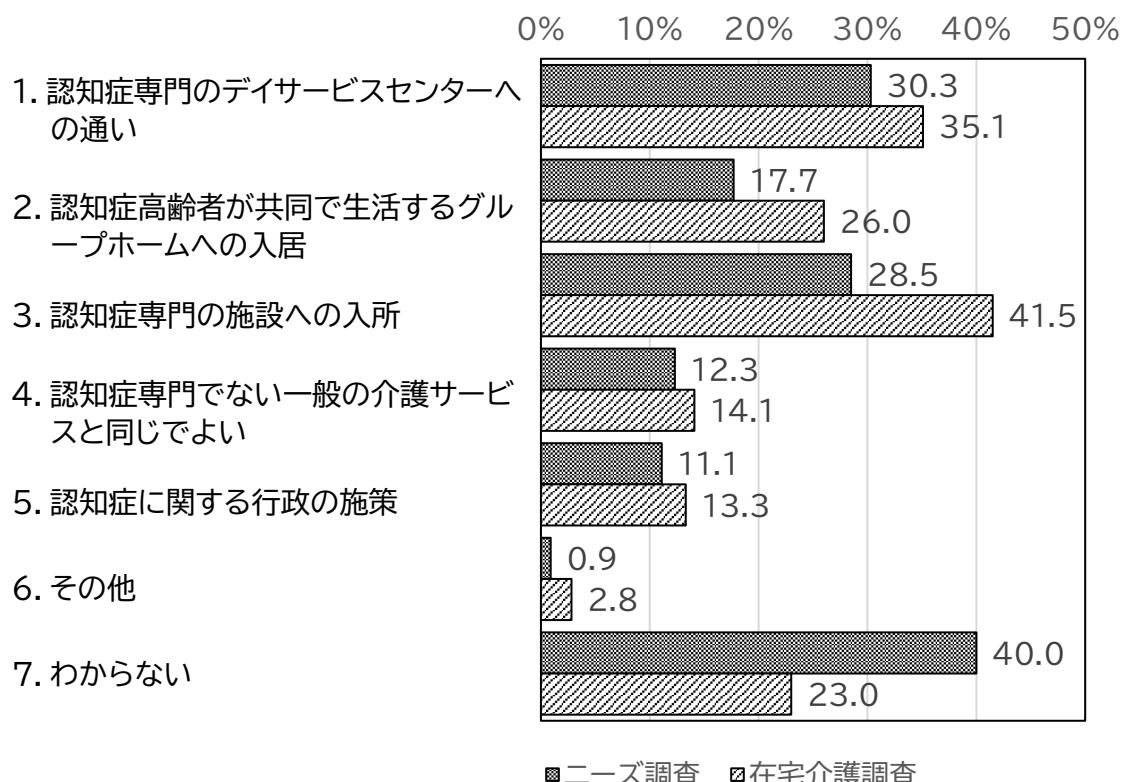
ニーズ調査	N=2,576
在宅介護調査	N=1,379

[前回調査(令和2年度調査)]

問 自分がもし認知症になったら、どういうサービスを望みますか (いくつでも)

認知症になった場合に希望するサービスについては、ニーズ調査では「認知症専門のデイサービスセンターへの通い」が30.3%で最も高く、次に「認知症専門の施設への入所」(28.5%)、「認知症高齢者が共同で生活するグループホームへの入居」(17.7%)と続いています。

在宅介護調査では「認知症専門の施設への入所」が41.5%で最も高く、次に「認知症専門のデイサービスセンターへの通い」(35.1%)、「認知症高齢者が共同で生活するグループホームへの入居」(26.0%)と続いています。



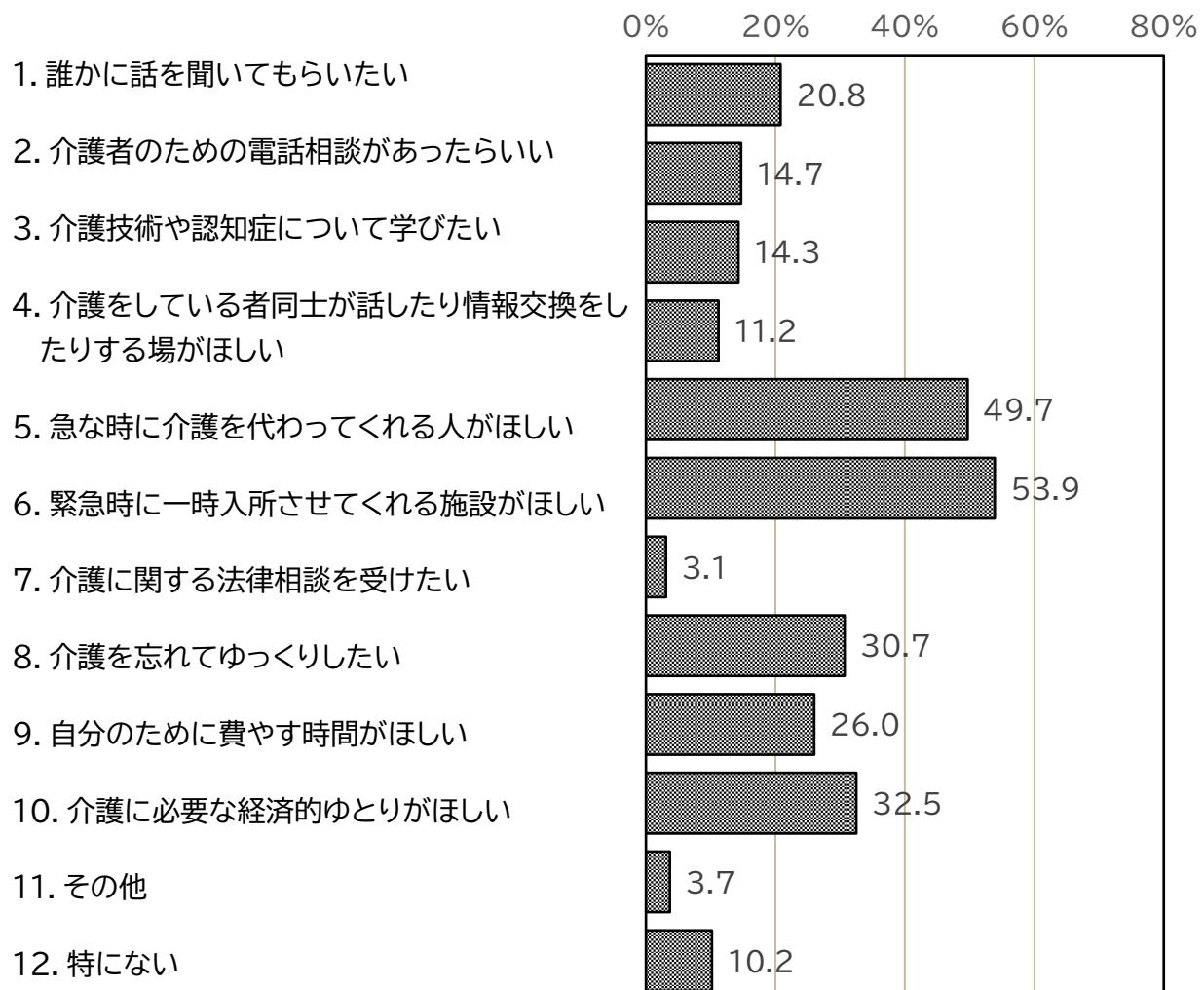
ニーズ調査	N=2,710
在宅介護調査	N=1,541

(8) 介護者への質問

問 介護をしていて、主な介護者の方が必要と思うことは何ですか (いくつでも)

主な介護者の方が介護をしていて必要と思うことについては、「緊急時に一時入所させてくれる施設がほしい」が 53.9%で最も高く、次に「急な時に介護を代わってくれる人がほしい」(49.7%)と続いている。

前回調査においても、「緊急時に一時入所させてくれる施設がほしい」が最も高く、次に「急な時に介護を代わってくれる人がほしい」が続いており、傾向にあまり変化はみられません。



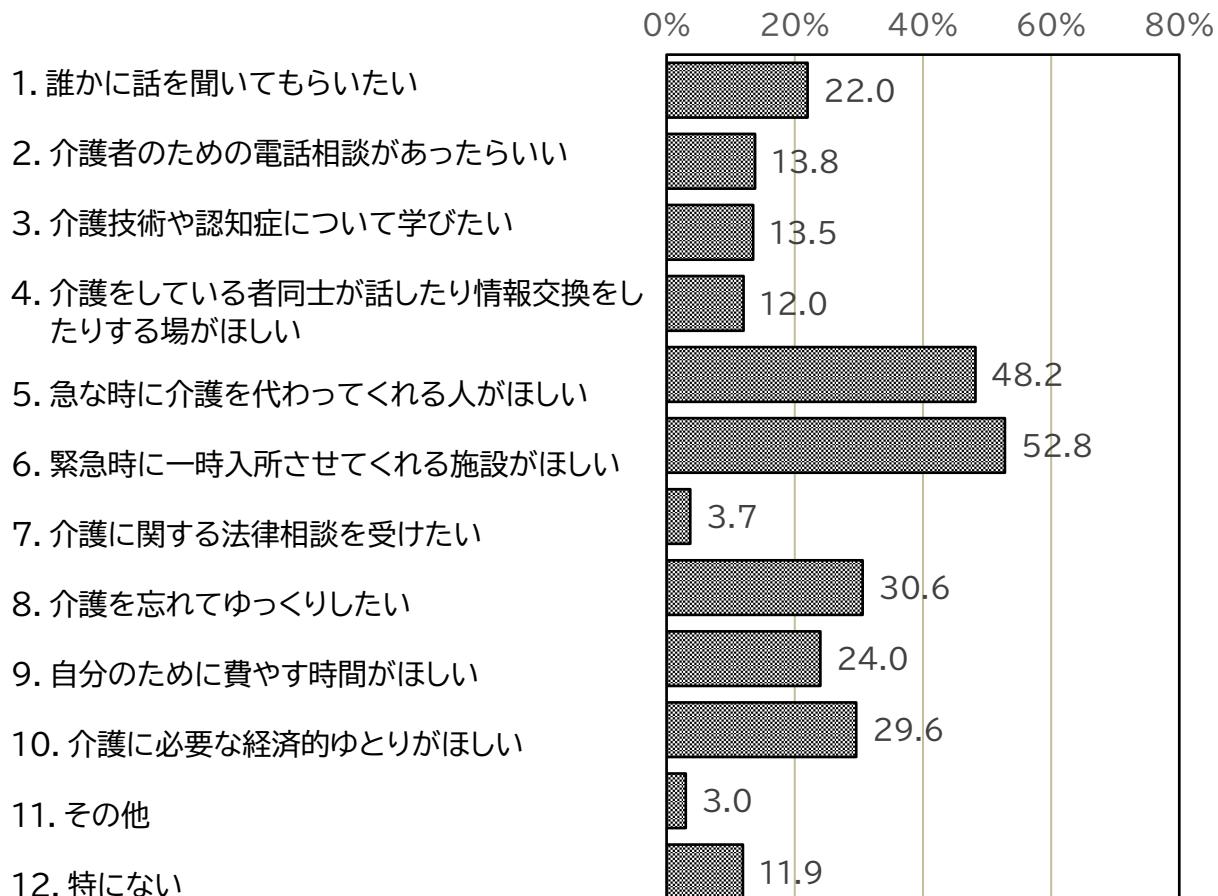
在宅介護調査

N=1,406

[前回調査(令和2年度調査)]

問 介護をしていて、主な介護者の方が必要と思うことは何ですか (いくつでも)

主な介護者の方が介護をしていて必要と思うことについては、「緊急時に一時入所させてくれる施設がほしい」が 52.8%で最も高く、次に「急な時に介護を代わってくれる人がほしい」(48.2%)、「介護を忘れてゆっくりしたい」(30.6%)と続いています。



在宅介護調査

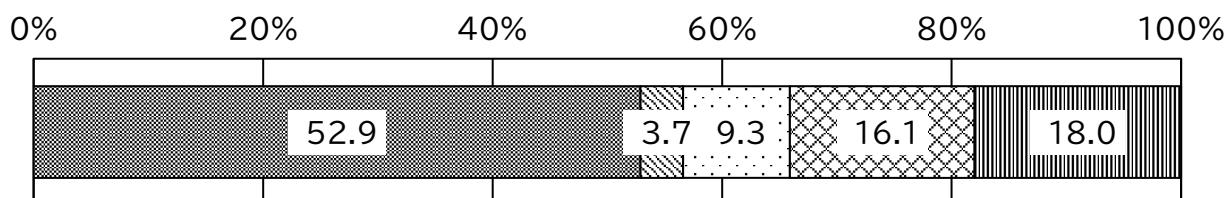
N=1,525

(9) これからの介護・高齢者施策について

問 あなたが介護を受けるようになった場合、どのようなところで介護を受けたいですか

介護を受けたい場所については、「介護サービスを使いながら、自宅で生活したい」が過半数(52.9%)を占めています。また、「特別養護老人ホームなどに入所したい」は16.1%、「高齢者ケア付住宅、有料老人ホームなどに移りたい」は9.3%となっています。

前回調査においても、「介護サービスを使いながら、自宅で生活したい」が最も高く、次に「特別養護老人ホームなどに入所したい」が続いており、傾向にあまり変化はみられません。



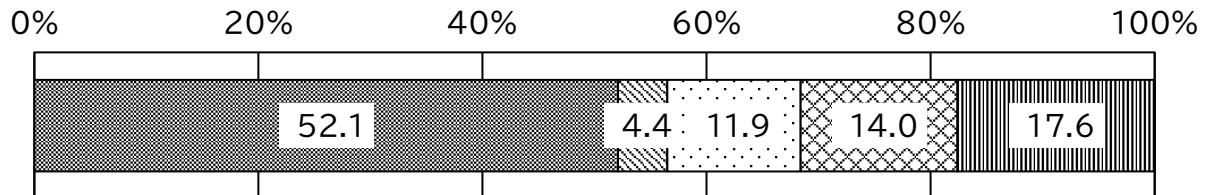
- 1. 介護サービスを使いながら、自宅で生活したい
- 2. 自宅で家族だけの介護を受けたい
- 3. 高齢者ケア付住宅、有料老人ホームなどに移りたい
- 4. 特別養護老人ホームなどに入所したい
- 5. わからない

ニーズ調査 N=2,641

[前回調査(令和2年度調査)]

問 あなたが介護を受けるようになった場合、どのようなところで介護を受けたいですか

介護を受けたい場所については、「介護サービスを使いながら、自宅で生活したい」が過半数(52.1%)を占めています。また、「特別養護老人ホームなどに入所したい」は14.0%、「高齢者ケア付住宅、有料老人ホームなどに移りたい」は11.9%となっています。



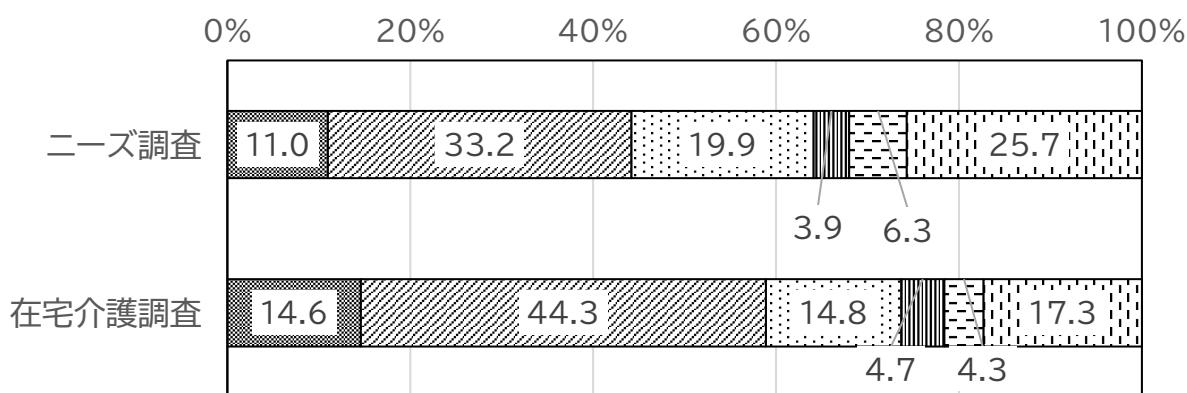
- 1. 介護サービスを使いながら、自宅で生活したい
- 2. 自宅で家族だけの介護を受けたい
- 3. 高齢者ケア付住宅、有料老人ホームなどに移りたい
- 4. 特別養護老人ホームなどに入所したい
- 5. わからない

ニーズ調査

N=2,848

問 今後、介護を必要とする方がますます増加することが考えられます。介護保険サービスを充実させるために、費用負担が増えることについてどう思いますか

介護保険サービスを充実させるために費用負担が増えることについては、ニーズ調査、在宅介護調査ともに、「保険料の負担が増えることはやむを得ないが、利用料の負担は現状程度とするのがよい」（33.2%、44.3%）が最も高く、次に「保険料の負担は現状程度とし、必要な費用は利用者の自己負担とするのがよい」（19.9%、14.8%）、「保険料や利用料などの負担が増えてもやむを得ない」（11.0%、14.6%）と続いています。



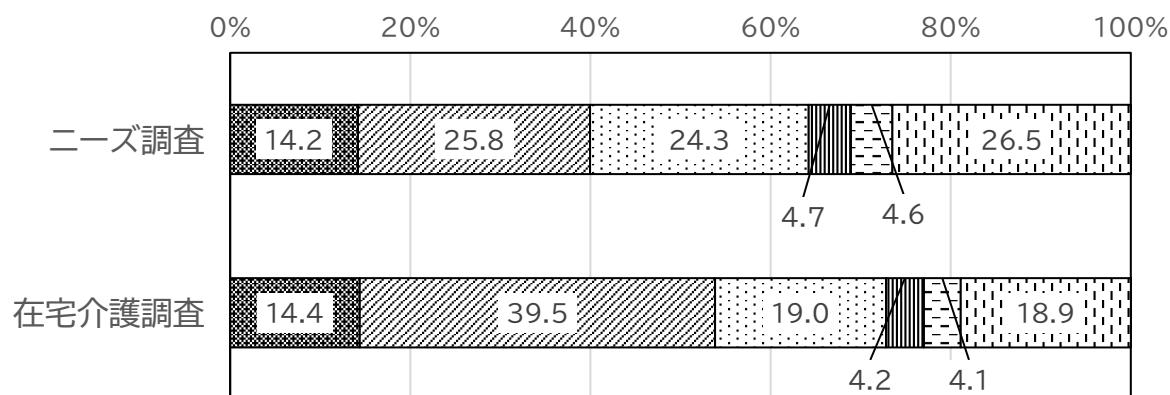
- 1. 保険料や利用料などの負担が増えてもやむを得ない
- 2. 保険料の負担が増えることはやむを得ないが、利用料の負担は現状程度とするのがよい
- 3. 保険料の負担は現状程度とし、必要な費用は利用者の自己負担とするのがよい
- 4. 保険料や利用料の負担は現状程度とし、サービス利用者の増加により、介護保険サービスが低下してもやむを得ない
- 5. 保険料や利用料の負担を減らし、介護保険サービスの充実は望まない
- 6. わからない

ニーズ調査	N=2,456
在宅介護調査	N=1,401

[前回調査(令和2年度調査)]

問 今後、介護を必要とする方がありますます増加することが考えられます。介護保険サービスを充実させるために、費用負担が増えることについてどう思いますか

介護保険サービスを充実させるために費用負担が増えることについては、ニーズ調査、在宅介護調査ともに、「保険料の負担が増えることはやむを得ないが、利用料の負担は現状程度とするのがよい」（25.8%、39.5%）が最も高く、次に「保険料の負担は現状程度とし、必要な費用は利用者の自己負担とするのがよい」（24.3%、19.0%）、「保険料や利用料などの負担が増えてもやむを得ない」（14.2%、14.4%）と続いています。



- 1. 保険料や利用料などの負担が増えてもやむを得ない
- 2. 保険料の負担が増えることはやむを得ないが、利用料の負担は現状程度とするのがよい
- 3. 保険料の負担は現状程度とし、必要な費用は利用者の自己負担とするのがよい
- 4. 保険料や利用料の負担は現状程度とし、サービス利用者の増加により、介護保険サービスが低下してもやむを得ない
- 5. 保険料や利用料の負担を減らし、介護保険サービスの充実は望まない
- 6. わからない

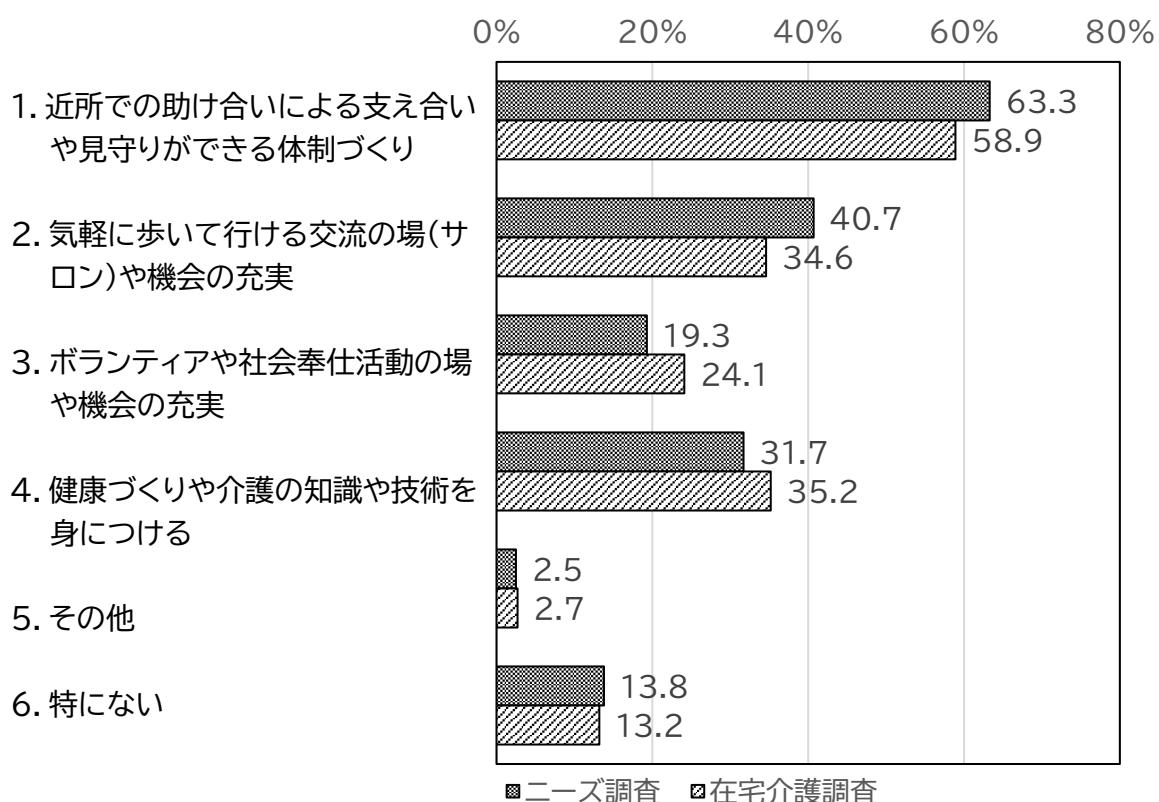
ニーズ調査	N=2,678
在宅介護調査	N=1,983

問 高齢者が暮らしやすいまちをつくるため、地域の人やあなた自身（※）は、どのようなことをすべきだと思いますか（いくつでも）

※ 在宅実態調査は主な介護者の方

高齢者が暮らしやすいまちをつくるためにすべきことについては、ニーズ調査、在宅介護調査ともに、「近所での助け合いによる支え合いや見守りができる体制づくり」(63.3%、58.9%)が最も高く、次に「気軽に歩いて行ける交流の場(サロン)や機会の充実」(40.7%、34.6%)、「健康づくりや介護の知識や技術を身につける」(31.7%、35.2%)と続いています。

前回調査においても、「近所での助け合いによる支え合いや見守りができる体制づくり」が最も高く、次に「気軽に歩いて行ける交流の場(サロン)や機会の充実」が続いており、傾向にあまり変化はみられません。

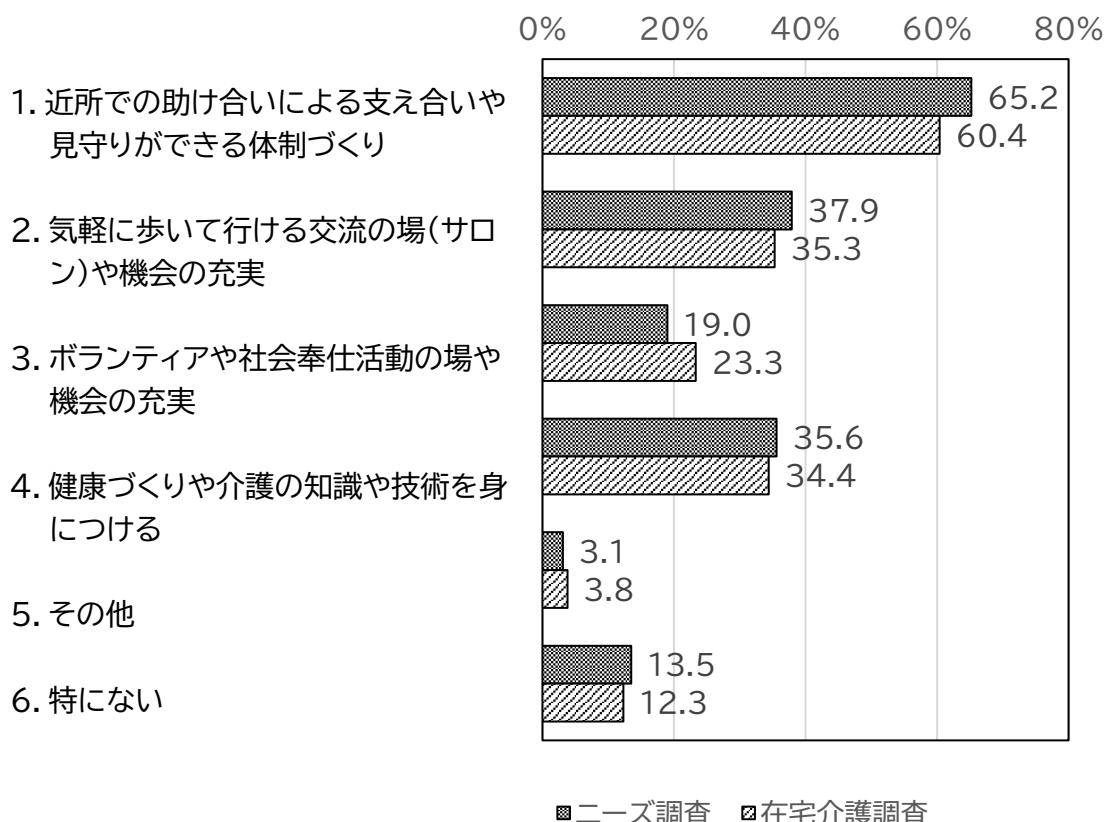


ニーズ調査	N=2,638
在宅介護調査	N=1,404

[前回調査(令和2年度調査)]

問 高齢者が暮らしやすいまちをつくるため、地域の人やあなた自身は、どのようなことをすべきだと思いますか（いくつでも）

高齢者が暮らしやすいまちをつくるためにすべきことについては、ニーズ調査、在宅介護調査ともに、「近所での助け合いによる支え合いや見守りができる体制づくり」(65.2%、60.4%)が最も高く、次に「気軽に歩いて行ける交流の場(サロン)や機会の充実」(37.9%、35.3%)、「健康づくりや介護の知識や技術を身につける」(35.6%、34.4%)と続いています。



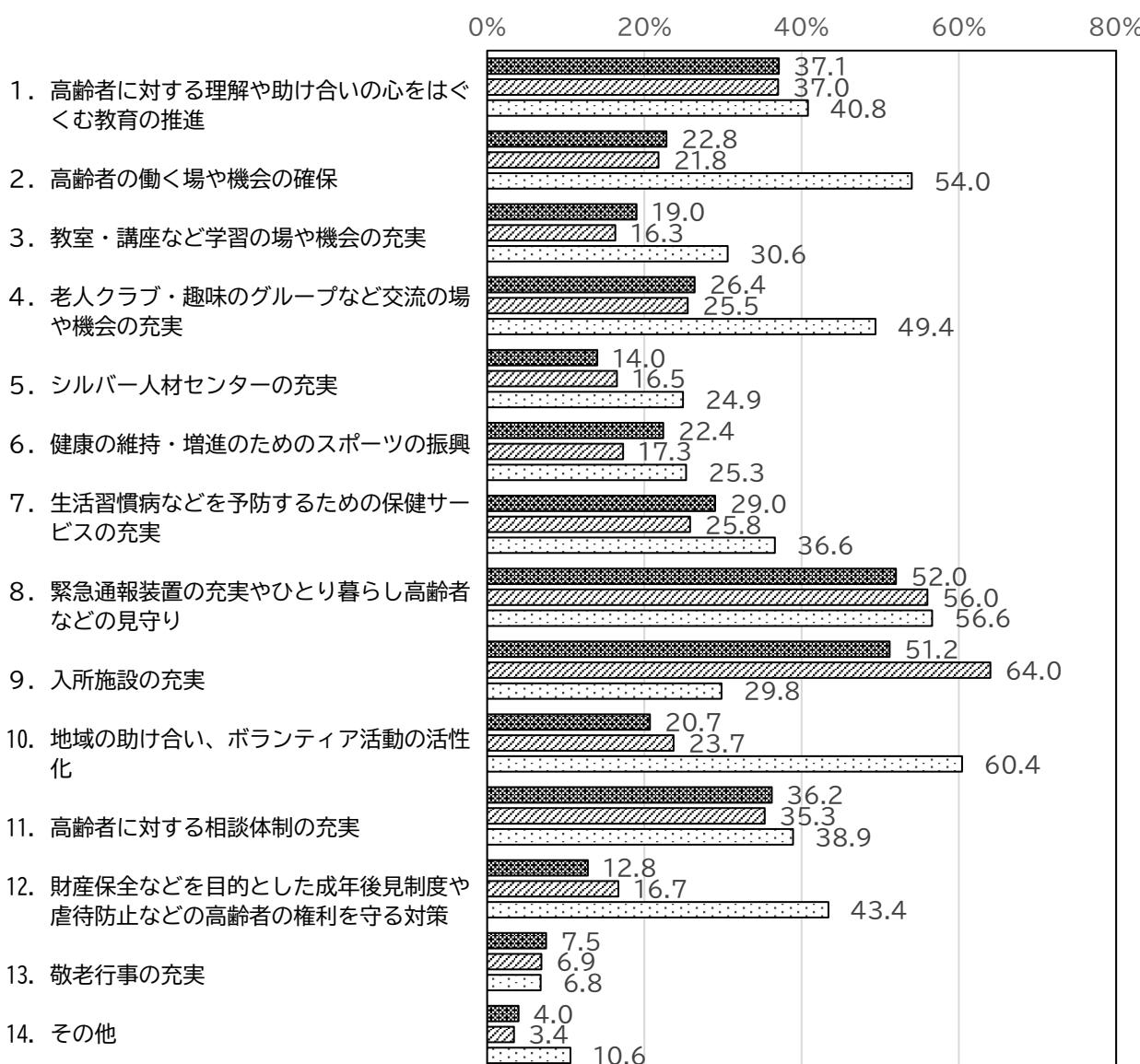
ニーズ調査	N=2,738
在宅介護調査	N=1,998

問 あなたは、高齢期を豊かに暮らすために市はどのように力を入れるべきだと思いま
すか（いくつでも）

高齢期を豊かに暮らすために市が力を入れるべきことについては、ニーズ調査では「緊急通報装置の充実やひとり暮らし高齢者などの見守り」が52.0%と最も高く、次に「入所施設の充実」が51.2%と続きます。在宅介護調査では、「入所施設の充実」が64.0%と最も高く、次に「緊急通報装置の充実やひとり暮らしの高齢者などの見守り」が56.0%と続きます。

専門員調査においては、「地域の助け合いやボランティア活動の活性化」が60.4%で最も高く、「緊急通報装置の充実やひとり暮らし高齢者などの見守り」が56.6%で続きます。

前回調査においても、ニーズ調査、在宅介護調査では、「入所施設の充実」や「ひとり暮らし高齢者などの見守り」が高く、専門員調査では、「地域の助け合い、ボランティア活動の活性化」や「ひとり暮らし高齢者などの見守り」が高いことから、傾向にあまり変化はありません。



ニーズ調査	N=2,639
在宅介護調査	N=1,428
専門員調査	N=265

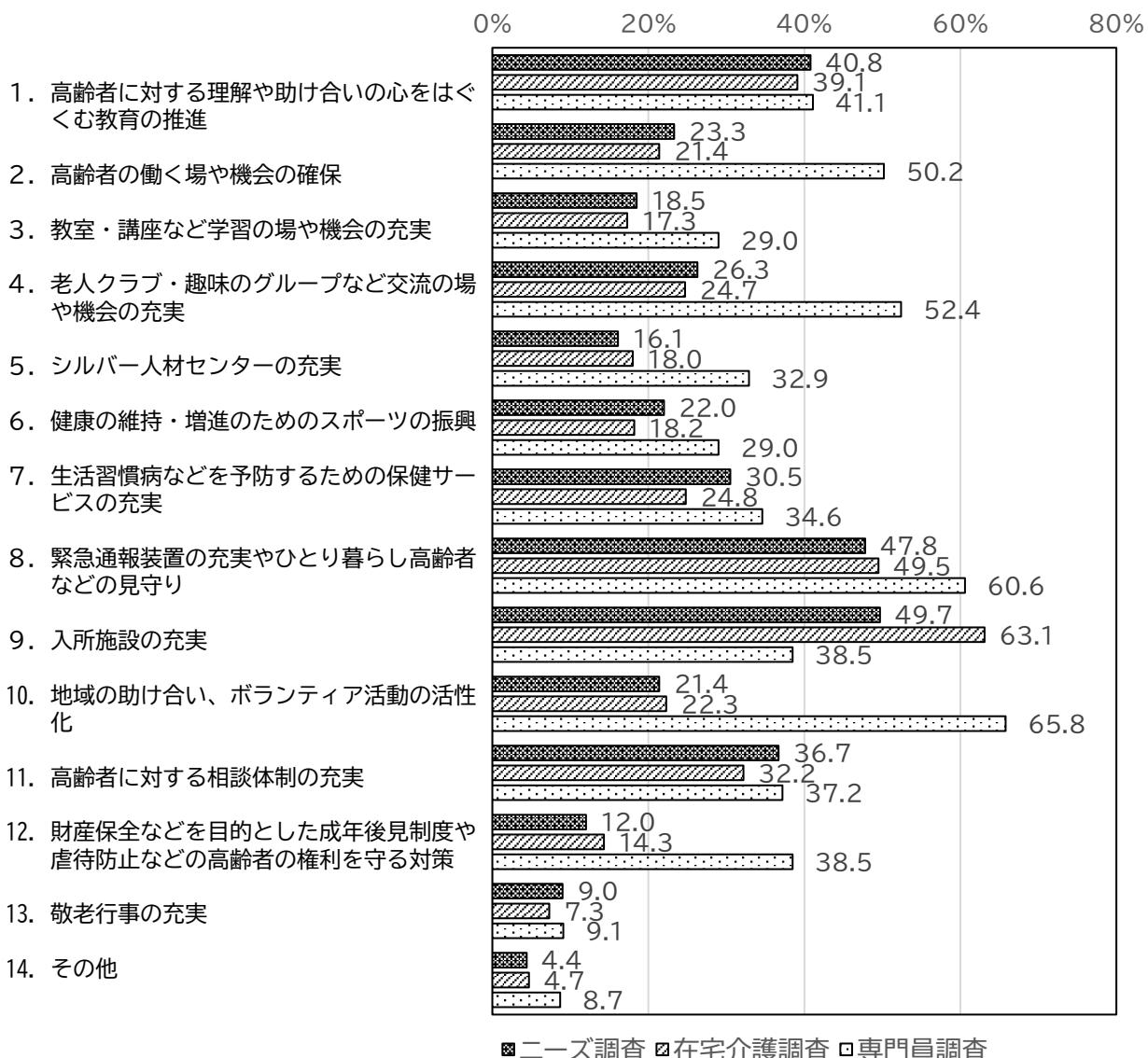
■ニーズ調査 □在宅介護調査 □専門員調査

[前回調査(令和2年度調査)]

問 あなたは、高齢期を豊かに暮らすために市はどのように力を入れるべきだと思いま
すか（いくつでも）

高齢期を豊かに暮らすために市が力を入れるべきことについては、ニーズ調査、在宅介護調査では「入所施設の充実」が49.7%と63.1%で最も高く、次に「緊急通報装置の充実やひとり暮らし高齢者などの見守り」が47.8%、49.5%で続きます。

専門員調査においては、「地域の助け合いやボランティア活動の活性化」が65.8%で最も高く、「緊急通報装置の充実やひとり暮らし高齢者などの見守り」が60.6%で続きます。



ニーズ調査	N=2,700
在宅介護調査	N=2,002
専門員調査	N=231

参考資料III 介護保険施設等一覧（日常生活圏域別）

令和6年3月1日現在

日常生活圏域	（特別養護老人ホーム） 介護老人福祉施設	（小規模特別養護老人ホーム） 地域密着型介護老人福祉施設	介護老人保健施設		介護医療院		認知症対応型共同生活介護		特定施設入居者生活介護※	
			施設数 (箇所)	定員 (人)	施設数 (箇所)	定員 (人)	施設数 (箇所)	定員 (人)	施設数 (箇所)	定員 (人)
橋北										
東橋内	1	50			1	100			2	18
西橋内									2	27
橋南							1	27	5	72
南郊	2	100			1	100			1	9
西郊	5	410	1	20	1	100			6	78
一身田	2	160					2	68		2
豊里	2	160							3	36
南が丘										
久居	1	60							3	54
久居西	2	110			2	155				
久居東	1	50			2	150			2	33
河芸	1	60			1	100			1	9
芸濃	1	50			1	100			1	18
安濃	3	160	1	29	1	100			1	18
美里	1	60								
香良洲	2	80	1	10					1	9
一志					2	100			1	18
白山	2	110			1	100			1	18
美杉	1	62								
合計	27	1,682	3	59	13	1,105	3	95	30	417
									11	610

※ 特定施設入居者生活介護の指定を受けた養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、サービス付き高齢者向け住宅

参考資料IV 地域包括支援センター一覧

●地域包括支援センター

高齢者とその家族に対し、介護および介護予防に関する総合的な相談に応じています。必要に応じた適切な保健・医療・福祉サービスが包括的に受けられるように専門の職員（保健師・社会福祉士・主任介護支援専門員等）が支援をします。

地域包括支援センター名	住 所	電話番号・FAX	担当地域
津中央地域包括支援センター	大門 6 番 5 号 (プライム津大門 2 階)	TEL:253-5225 FAX:253-5221	津地域【敬和・養正・新町】
津中部中地域包括支援センター	渋見町 554 番地 69	TEL:271-6535 FAX:271-6550	津地域【安東・櫛形・一身田・津西】
津中部北地域包括支援センター	島崎町 97 番地 1 (津地区医師会館 2 階)	TEL:213-3181 FAX:213-3183	津地域【北立誠・南立誠・白塚・栗真】
津中部東地域包括支援センター	津興 2947 番地 (八幡園敷地内)	TEL:213-8115 FAX:213-8116	津地域【修成・育生・藤水・南が丘】
津中部西地域包括支援センター	野田 2059 番地 (特別養護老人ホーム泉園内)	TEL:237-2018 FAX:237-2019	美里地域・津地域 【神戸・片田】
津中部南地域包括支援センター	高茶屋小森町 4152 番地 (特別養護老人ホームシルバーケア 豊壽園内)	TEL:238-6511 FAX:238-6513	香良洲地域・津地域 【高茶屋・雲出】
津北部東地域包括支援センター	河芸町浜田 868 番地 (津市河芸ほほえみセンター内)	TEL:245-6666 FAX:245-8890	河芸地域
津北部西地域包括支援センター	安濃町東觀音寺 353 番地 (介護老人保健施設あのう内)	TEL:267-1125 FAX:267-1126	芸濃地域・安濃地域 津地域【大里・高野尾・豊が丘】
津久居地域包括支援センター	久居新町 3006 番地 (ボレひさい3階久居ケアサービスセンター・シルバーケア 豊壽園内)	TEL:254-4165 FAX:254-4168	久居地域
津一志地域包括支援センター	白山町川口 892 番地 (津市白山保健福祉センター内)	TEL:262-7295 FAX:262-6520	一志地域・白山地域 美杉地域
津市地域包括支援センター	西丸之内 23 番 1 号 (津市役所 地域包括ケア推進室 内)	TEL:229-3294 FAX:229-3334	津市全 域 (基幹型)

参考資料V 用語解説

【あ行】		
ACP（アドバンスケアプランニング）	もしものときのために、本人が望む医療やケアについて、前もって考え、家族等や医療・介護の関係者と繰り返し話し合い、共有する取組。「人生会議」とも呼ばれる。	P9など
アルツハイマー病	認知症の原因疾患として最も多く代表的な疾患で、記憶力の低下などから徐々に進行する。	P78など
一般介護予防事業	一次予防事業と二次予防事業を区別せずに、地域の実情に応じた効果的・効率的な介護予防の取組を推進するため、リハビリテーションなどの高齢者本人へのアプローチだけではなく、生活環境の調整や、地域の中に生きがい・役割を持って生活できるような居場所づくりなど、高齢者本人を取り巻く環境へのアプローチも含めた、バランスのとれたアプローチができるように介護予防事業を見直した事業。すべての第1号被保険者及びその支援のための活動に関わる人を対象とする。	P14など
【か行】		
介護医療院	これまでの介護療養病床（介護療養型医療施設）からの転換を想定したもので、医療機能と生活施設としての機能を兼ね備えた施設として、平成30年度から新たに位置づけられた施設。	P22、61
介護休業制度	育児・介護休業法に定められた制度であり、労働者が要介護状態にある対象家族を介護するためにする休業で、対象家族一人につき通算93日まで取得できる。	P23、65
介護給付	要介護1～5を対象とした介護サービスについて、総費用のうち、自己負担を除き、残りを介護保険から給付するもの。	P19など、
介護支援専門員（ケアマネジャー）	利用者の希望や心身の状態などを考慮してケアプランの作成や介護サービスの調整・管理を行う者。	P2など
介護保険事業運営基金（支払準備基金）	介護保険は3年間の計画期間を通じて、毎年度同一の保険料を介護サービスの見込量に見合って設定するという中期財政運営方式を採用しており、介護給付費等が総じて増加傾向にあることから、計画期間の初年度は一定程度の剩余金が生ずることが想定され、この剩余金を管理するために設ける基金のこと。介護給付費等が見込みを下回るなどの場合は剩余金を基金に積み立て、介護給付費等が見込みを上回るなどの場合は、前年度以前に積み立てられた基金から必要額を取り崩し、計画年度の最終年度において残高がある場合には、次期以降の保険料を見込むにあたり基金を取り崩すことが基本的な考え方となっている。	P73など
介護予防	高齢者が健康で自立した生活を送れるよう、要介護状態になることができる限り防ぐこと。また、要介護状態にあってもその悪化をできる限り防ぐこと、さらには軽減を目指すこと。	P1など
介護予防ケアマネジメント	適切なアセスメントの実施により、利用者の状況を踏まえ、利用者の自立に資するような目標を利用者と話し合った上で設定し、必要なサービスを主体的に利用して目標に向かって取り組んでいくことを目指し、具体的な介護予防・生活支援サービス事業等の利用について検討しながら、ケアプランを作成すること。	P4など

介護予防支援	居宅の要支援者が適切に介護予防サービスや介護予防・生活支援サービス事業等を利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、本人やその家族の希望等を踏まえて、介護予防サービス計画（ケアプラン）を作成し、計画に基づいたサービスの提供が確保されるよう支援を行うサービス。	P20 など
介護予防・生活支援サービス事業	①要支援認定を受けた人、②事業対象者（基本チェックリスト該当者）を対象として、訪問又は通所によるサービスなどを提供し、自立した日常生活の支援を行うための事業。従来の二次予防事業に位置づけていた介護予防訪問介護及び介護予防通所介護、専門職による短期集中サービス、地域の社会資源を活かした住民主体による多様なサービスがある。	P15 など
介護予防・日常生活支援総合事業	市町村が中心となって、高齢者がいつまでも住み慣れた地域で自立した生活を送れるよう、地域社会全体で介護予防を支援する取組で、従来の事業者が行うサービスに加え、地域住民など多様な担い手により、介護予防をはじめ見守り等のサービスを総合的に提供する事業。「一般介護予防事業」と「介護予防・生活支援サービス事業」からなる。	P14 など
介護療養型医療施設	療養病床等を有する病院又は診療所であり、入所している要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、療養上の管理、看護、医学的な管理の下における介護、その他の世話及び機能訓練、その他必要な医療を行う施設。令和5年度末をもって廃止し、介護医療院等の施設に移行される。	P22
介護老人福祉施設	特別養護老人ホームに入所する要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、入浴、排せつ、食事等の介護、その他日常生活上の世話、機能訓練、健康管理及び療養上の世話をを行う施設。	P22 など
介護老人保健施設	入所している要介護者に対し、施設サービス計画に基づいて、看護、医学的管理の下における介護及び機能訓練、その他必要な医療並びに日常生活上の世話をを行う施設。	P22 など
看護小規模多機能型居宅介護	小規模多機能型居宅介護と訪問看護を組み合わせて提供するサービス。平成26年度までは、複合型サービスという名称であった。	P20 など
絆のバトン	ひとり暮らし高齢者等の緊急時の備えとして、医療情報や薬剤情報、緊急連絡先などの情報を記載して冷蔵庫に保管する「絆のバトン」の配布と、バトンの配布を通じ、声かけや訪問活動等の見守りの充実を図る取組。	P3、 33
キャラバン・メイト	認知症サポーターを養成する「認知症サポーター養成講座」を開催し、講師役を務める人。	P8、 40
協議体	互助を中心とした地域づくりを住民主体で進めるために、各地域における生活支援コーディネーターや生活支援サービスの提供主体などが参画し、定期的な情報共有及び連携強化の場としながら、助け合い活動をともに創出し、充実させていく組織。	P6 など
共生型サービス	高齢者と障がい者が同じ事業所でサービスを受けやすくするため、障がい福祉サービスの指定を受けている事業所に対し、介護保険サービスの指定を受けやすくする（逆も同じ）特例を設けるもの。対象となるサービスは、ホームヘルプサービス（訪問介護）、デイサービス（通所介護）、ショートステイ（短期入所）などとなっている。	P11 など

業務継続計画 (BCP)	大地震等の自然災害、感染症のまん延、テロ等の事件、大事故、サプライチェーン（供給網）の途絶、突発的な経営環境の変化など不測の事態が発生しても、重要な事業を中断させない、または中断しても可能な限り短い時間で復旧させるための方針、体制、手順等を示した計画のこと。（BCP:Business Continuity Plan）	P16 など
居宅介護支援	居宅の要介護者が適切に介護サービス等を利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、本人やその家族の希望等を踏まえて、居宅サービス計画（ケアプラン）を作成し、計画に基づいたサービスの提供が確保されるよう支援を行うサービス。	P19 など
居宅療養管理指導	医師、歯科医師、薬剤師などが、通院が困難な利用者に対して、その居宅を訪問して、その心身の状況、置かれている環境等を把握し、それらを踏まえて療養上の管理及び指導を行うことにより、その者の療養生活の質の向上を図るサービス。	P19 など
ケアプラン	要介護者などが適切に介護サービスを利用できるよう、心身の状況や置かれている環境、本人やその家族の希望等を踏まえて、介護支援専門員等が作成する介護プラン。	P4、 など
ケアマネジメント	利用者一人ひとりに対して、適切なサービスを組み合わせて提供するためのケアプランの作成とサービス利用のための調整を行うこと。介護サービスや福祉事業などの公的（フォーマル）サービスと、地域資源や民間事業所などによって提供される非公的（インフォーマル）サービスを組み合わせて、利用者に最も適切なサービスが提供されるよう努めることが必要とされる。	P4 など
ケアマネジャー	→介護支援専門員を参照。	P2 など
軽費老人ホーム	高齢等のため自立した日常生活を送るには不安がある人、又は自炊ができない程度に身体機能の低下が認められる人で、家族による援助を受けることが困難な人が入所できる施設。無料又は低額な料金で食事サービスその他日常生活上の必要な支援が受けられ、その内容によりA型、B型、ケアハウスに分けられる。	P22、 64
健康寿命	人の寿命において、健康上の問題で日常生活が制限されることなく生活できる期間をいう。	P1、 14
権利擁護	自己の権利を表明することが困難な寝たきりの高齢者や、認知症の高齢者、障がい者の権利を擁護し、ニーズ表明を支援し代弁すること。	P4 など
高額医療合算介護サービス費	介護保険の利用者負担と医療保険の利用者負担の合計額が一定額を超える場合に、その超えた金額を支給する制度。	P68
高額介護サービス費	介護保険の利用者負担が一定額を超える場合に、その超えた金額を支給する制度。	P68
後期高齢者	高齢者を 65 歳以上と定義した場合、そのうち 75 歳以上の人を指す。	P13 など
高齢化率	全人口に占める高齢者（65 歳以上の人）の割合。	P30
高齢者虐待	平成 17 年に制定された「高齢者虐待の防止、高齢者の養護者に対する支援等に関する法律」において、「高齢者虐待」とは、「養護者による高齢者虐待」及び「養介護施設従事者等による高齢者虐待」としている。身体的暴力、ネグレクト（高齢者の養護を怠るような行為）、セルフネグレクト（自分自身による世話の放棄・放任）、心理的虐待、性的暴力及び経済的虐待などに分類される。	P18 など

コーホート変化率法	一定期間における人口の変化率に着目し、その変化率が対象地域の人口変化の特徴であり、将来にわたって維持されるものと仮定して、将来人口を算出する推計方法。	P30
【さ行】		
サービス付き高齢者向け住宅	高齢者の居住の安定を確保することを目的として、「高齢者住まい法（高齢者の居住の安定確保に関する法律）」の改正により創設された住宅で、安否確認・状況把握や生活相談などのサービスを提供するバリアフリー構造の住宅。	P22 など
財政安定化基金	市町村の介護保険財政が、保険料収納率の低下や見込みを上回る介護給付費の増加などで赤字になることを回避するため、資金の貸付・交付を行う基金で、都道府県が設置する。	P73
在宅医療	医師や歯科医師、看護師、薬剤師や理学療法士（リハビリ）などの医療従事者が、自宅や老人福祉施設など患者の住まいを定期的に訪問して行う医療活動のことで、訪問診療や往診、訪問歯科診療、訪問看護、訪問薬剤指導、訪問リハビリテーションなどがある。	P9 など
在宅介護支援センター	地域の高齢者やその家族からの相談に応じ、必要な保健・福祉サービスが受けられるように、行政機関、サービス提供機関、居宅介護支援事業所などとの連絡調整を行う機関。社会福祉士・看護師などの専門職員が、在宅介護などに関する総合的な相談に応じる。	P3 など
在宅療養支援センター	医療と介護の両方を必要とする状態の高齢者が、住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最期まで続けるため、在宅医療と介護サービスを一体的に提供することを目指し、医療機関と介護事業所等の関係者間の連携を推進する機関。介護保険の知識を有する看護師等を配置し、地域の医療・介護関係者、地域包括支援センターなどからの相談や、地域の在宅医療・介護の多職種関係者に対して、在宅医療・介護連携に関する情報提供を行う。	P3 など
事業対象者 (基本チェックリスト該当者)	日常生活や運動機能に関する25項目の質問からなる調査票（基本チェックリスト）により、介護予防・生活支援サービス事業の対象者に該当すると判断された第1号被保険者。介護予防ケアマネジメントを受けることで、介護予防・生活支援サービス事業を利用できることがある。	P15、 49
市長申立て	本人の意思能力や家族の有無、生活状況、資産等から判断して、特に申立ての必要がある場合において、親族等による申立てが期待できない場合に市町村長が行う後見開始の審判等の請求のこと。	P18
社会福祉協議会	社会福祉法に基づき地域福祉の推進を図ることを目的として設立された民間団体。	P3 など
住所地特例	介護保険では居住する市町村の被保険者となるが、被保険者が他市町村の介護保険施設や有料老人ホーム等に入所・入居して、施設所在地に住所を変更した場合は、従前に住所のあった市町村の被保険者となる。介護保険施設等が集中している市町村の介護給付費等が増えることを解消するための制度。	P31
住宅改修	手すりの取り付け、段差の解消、和式便器から洋式便器への変更など介護上必要な住宅の改修を行う費用を支給するサービス。	P19 など
縦覧点検	過去に支払った介護報酬について、複数月の請求における算定回数やサービス間・事業所間の給付の整合性を確認し、審査を行うもの。	P24、 66
小規模多機能型居宅介護	「通い」を中心として、利用者の様態や希望に応じて「随時訪問」や「宿泊」を組み合わせて受けられるサービス。	P20 など

シルバー人材センター	高年齢者に対して、地域社会での臨時的・短期的な仕事を提供することを目的に「高年齢者等の雇用の安定等に関する法律」に基づいて事業を行う、都道府県知事の指定を受けた公益法人。	P13 など
生活・介護支援センター	地域にお住まいの高齢者の話し相手、サロンの立ち上げや支援のお手伝いなど、介護や生活支援の協力をする地域のボランティア。（センターになるには、「生活・介護支援センター養成講座」の受講が必要。）	P3 など
生活支援コーディネーター（地域ささえあい推進員）	高齢者の生活支援・介護予防の基盤整備を推進していくことを目的とし、地域において、生活支援サービス等の提供体制の構築に向けたコーディネート機能を果たす者。なお、生活支援コーディネーターの活動地域として、第1層は市域全体、第2層は日常生活圏域、第3層は小学校区などそれよりも小さい範囲を指す。	P6 など
生活支援サービス	日常生活に援助が必要な65歳以上の在宅高齢者を支援するためのサービス。介護予防・日常生活支援総合事業のもとでは、訪問介護員（ホームヘルパー）や看護師などの専門職に限らず、地域住民やボランティアをはじめ、多様な主体によるサービス提供が可能となっている。	P15 など
成年後見サポートセンター	成年後見制度を必要とする高齢者や障がい者が、住み慣れた地域で安心した生活が送れるよう、成年後見制度の利用促進及び成年後見人の担い手の拡大を図る窓口。	P4 など
成年後見制度	認知症、知的障がい、精神障がいなどによって物事を判断する能力が十分でない人に、本人の権利を守る援助者（成年後見人等）を選ぶことで、本人を法律的に支援する制度。	P18 など
【た行】		
第1号被保険者	65歳以上の高齢者。	P31 など
第2号被保険者	40歳から65歳未満の医療保険加入者。	P31 など
団塊の世代	第二次世界大戦直後の日本において、昭和22年（1947年）から昭和24年（1949年）までの間に生まれた世代。第一次ベビーブーム世代とも呼ばれる。	P1
団塊ジュニア世代	昭和46年（1971年）から昭和49年（1974年）までの間に生まれた世代。第二次ベビーブーム世代とも呼ばれる。	P1
短期入所生活介護	特別養護老人ホームや老人短期入所施設などの施設に短期間入所させ、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などをを行うサービス。	P19 など
短期入所療養介護	介護老人保健施設や介護医療院などの施設に短期間入所させ、看護や医学的な管理の下における介護及び機能訓練などをを行うサービス。	P19 など
地域ケア会議	地域包括支援センター等が主催し、医療・介護などの多職種が協働して個別課題の解決を図り、自立支援に資するケアマネジメントの支援を行うとともに、地域に共通した課題の解決に必要な社会資源の開発や地域づくり、政策形成につなげることを目的とする会議。	P5 など
地域支援事業	要介護・要支援状態になるおそれのある高齢者や一般の高齢者を対象に、効果的に介護予防や健康づくりを進めたり、地域での生活を継続するための生活支援のサービスを提供したりする事業。介護予防・日常生活支援総合事業、包括的支援事業、その他の任意事業からなる。	P68 など

地域包括ケアシステム	高齢者が要介護状態になることの予防、又は要介護状態の軽減及び悪化防止の施策を講じ、できる限り住み慣れた地域で自分らしい暮らしを人生の最後まで続けることができるよう、介護だけでなく、医療や予防、生活支援、住まいが包括的に確保される体制のこと。	P1 など
地域包括ケア「見える化」システム	略称は「見える化」システム。厚生労働省が運営するシステムで、市町村における介護保険事業の計画策定と実行を支援するため、介護給付等にかかる現状分析や将来推計、実行管理などが行える。	P75
地域包括支援センター	地域住民の心身の健康の保持及び生活の安定のために必要な援助を行うことにより、地域住民の保健医療の向上及び福祉の増進を包括的に支援することを目的とする施設で、包括的支援事業等を地域において一体的に実施する役割を担う中核的機関。主任ケアマネジャー、社会福祉士、保健師又は経験のある看護師の3職種のスタッフにより、介護予防ケアマネジメント、総合相談支援、権利擁護、包括的・継続的ケアマネジメント支援を行う。	P3 など
地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護	地域密着型介護老人福祉施設（入居定員が29人以下の特別養護老人ホーム）において、入浴、排泄、食事等の介護、その他の日常生活上の世話及び機能訓練、健康管理と療養上の世話をを行うサービス。	P21 など
地域密着型サービス	介護を必要とする人が住み慣れた地域で生活を継続して送れるよう、また、地域の特性や実情に応じて計画的にサービスが提供できるよう、保険者が指定・指導監督を行うサービス。	P21 など
地域密着型通所介護	通所介護サービスのうち、その利用定員が18人以下のもの。	P21 など
地域密着型特定施設入居者生活介護	特定施設入居者生活介護のうち、その入居定員が29人以下のもの。	P21 など
チームオレンジ	認知症施策推進大綱に基づき、認知症の人やその家族のニーズを認知症センターを中心とした支援につなぐ仕組みで、認知症センター・ステップアップ講座を受講したセンターが中心となって構成され、認知症やその家族を地域が一体となって支える仕組（チーム）。	P7 など
調整交付金	「第1号被保険者に占める後期高齢者の加入割合の違い」及び「第1号被保険者の所得段階別加入割合の差」といった、保険者の責めによらない要因により生じる第1号保険料の水準格差を全国ベースで平準化するために国から交付されるもの。	P69 など
通所介護	デイサービスセンター等において、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを行うサービス。	P19 など
通所リハビリテーション	介護老人保健施設、病院、診療所などの医療施設において、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために理学療法や作業療法などのリハビリテーションを行うサービス。	P19 など
定期巡回・随時対応型訪問介護看護	居宅要介護者に対し、日中・夜間を通じて、訪問介護と訪問看護を一體的に又はそれぞれが密接に連携しながら、定期的な巡回訪問と随時の対応を行うサービス。	P21 など
特定施設入居者生活介護	有料老人ホームや軽費老人ホーム（ケアハウス）などに入居している者に対して、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを行うサービス。	P19 など
特定入所者介護サービス費	一定の所得以下の介護保険施設入所者及び短期入所利用者の食事及び居住又は滞在に要した費用の一部を保険給付すること。	P68

特定福祉用具販売	心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある者に対して、日常生活上の便宜を図り、自立した生活を支援するため、腰掛け便座、入浴補助用具などの福祉用具購入にかかる費用を支給すること。	P19 など
特別養護老人ホーム	身体上又は精神上有著しい障害があり常時介護を必要とし、自宅では介護が困難な人を養護するための施設。利用者は食事、入浴、排せつなどの日常生活介護や療養上の世話を受けることができる。	P22 など
【な行】		
日常生活圏域	市町村が、その住民が日常生活を営んでいる地域として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、介護給付等対象サービスを提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して定めた圏域。	P2 など
任意事業	地域支援事業の一つとして、介護給付の適正化や家族介護支援などをを行う事業で、地域の実情に応じて多様な形態で実施することが可能となっている。	P23 など
認知症	いろいろな原因で脳の細胞が死んでしまったり、働きが悪くなったりすることにより、さまざまな障害が起り、生活するまでの支障が、およそ6か月以上継続して出ている状態。	P1 など
認知症カフェ	認知症の人やその家族、地域住民、専門職のスタッフなどが集い、情報交換や交流を行える場。	P7 など
認知症サポート一	認知症センター養成講座を受けた人。認知症の正しい知識を広め、認知症の人や家族を支援する役割を担う。	P3 など
認知症疾患医療センター	都道府県や政令指定都市が指定する病院に設置するもので、認知症疾患に関する医療福祉相談、鑑別診断、治療方針の選定などに加え、地域保健医療・介護関係者への研修等を行う専門医療機関。津市においては、三重大学医学部附属病院（基幹型）、県立こころの医療センターの2箇所が指定されている。	P7 など
認知症初期集中支援チーム	複数の専門職が家族の訴えなどにより、認知症が疑われる人や認知症の人及びその家族を訪問し、アセスメント、家族支援などの初期の支援を包括的、集中的（概ね6か月）に行い、自立生活のサポートを行うチームのこと。	P3 など
認知症対応型共同生活介護（グループホーム）	認知症の状態にある者に対し、共同生活を営むべき住居（グループホーム）において、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを行うサービス。	P21 など
認知症対応型通所介護	認知症の状態にある者に対し、デイサービスセンター等において、入浴、排せつ、食事等の介護や機能訓練などを行うサービス。	P21 など
認知症地域支援推進員	認知症の人ができる限り住み慣れた地域で暮らし続けることができるよう、認知症施策や事業の企画調整等を行う者。	P7 など
認定審査会	保健、医療、福祉に関する学識経験者によって構成される合議体で、要支援・要介護認定申請者の「基本調査に基づく一次判定結果」、「調査時の記述事項」、「主治医による意見書」の内容をもとに審査を行い、要介護状態区分（要介護度）や認定有効期間などについて判定を行う。	P24、 など

【は行】		
徘徊 S O S ネットワーク津	認知症の人や家族の負担を軽くすることを目的に、市、地域包括支援センター、警察等の関係機関相互の連絡調整を円滑に行うとともに、行方が分からなくなった人の情報を協力者に速やかにメール配信することにより、徘徊により行方不明となった際の早期発見・保護等につなげる仕組み。	P3 など
配食サービス事業	調理が困難な概ね65歳以上のひとり暮らしの高齢者又は高齢者のみの世帯に、栄養バランスの取れた食事を届けるとともに、利用者の安否確認等を行うことで、在宅での健康的な生活や自立した生活を送るための支援を行う事業。	P16、 52
ハイリスクアプローチ	健康障がいを引き起こす可能性のある集団の中から、より高いリスクをもっている人に対して働きかけ病気を予防すること。	P13 など
8050（はちまるごーまる）問題	子どものひきこもりの状態が長期化して中高年となる一方、生活を支えてきた親も高齢化により収入が途絶えたり、病気や介護状態になつたりして家族が経済的に孤立・困窮する問題。象徴的な年代として「80代の親と50代の無職やひきこもり状態の子ども」を意味している。	P4
P D C A サイクル	事業活動における管理手法の一つ。Plan（計画）、Do（実行）、Check（評価）、Action（改善）の4段階を繰り返すことで、継続的に事業内容を改善していく仕組み。	P75
避難行動要支援者	災害が発生し、または発生する恐れがある場合に、自ら避難することが困難な人であって、円滑かつ迅速な避難の確保を図るために支援をする人。	P17、 54
福祉用具	介護保険の福祉用具は、要介護者等の生活支援や機能訓練のために使用される器具のこと。介護保険制度では福祉用具貸与・介護予防福祉用具貸与の対象となる品目と特定福祉用具販売・特定介護予防福祉用具販売の対象となる品目が定められている。	P19 など
福祉用具貸与	心身の機能が低下し、日常生活を営むのに支障がある者に対し、日常生活上の便宜を図り、自立した生活を支援するため、特殊ベッドや車いすなどの福祉用具のうち、厚生労働大臣が定めるものを貸与するサービス。	P19 など
ふれあい・いきいきサロン	交流や介護予防、地域のつながりづくりを目的に、高齢者や障がい者、子育て中の親子など、誰もが楽しく気軽に参加できる「地域の居場所」。	P13 など
プレフレイル	高齢者がフレイルに移行する前の段階の状態	P51
フレイル	加齢に伴う筋力や身体活動などの低下による要介護状態に至る前段階。	P13 など
ヘルスボランティア	市内において、地域で健康づくりを広めていくために、ボランティアとして活動する「健康づくり推進員」「食生活改善推進員」「母子保健推進員」の総称	P46

包括的支援事業	介護予防・日常生活支援総合事業のケアプランの作成を行う「介護予防ケアマネジメント」、地域の高齢者の実態把握やサービスの利用調整を行う「総合相談支援業務」、虐待の防止や早期発見を行う「権利擁護業務」及びケアマネジャーの支援を行う「包括的・継続的マネジメント支援業務」といった地域包括支援センターの運営に係る業務と、医療機関と介護事業所等の関係者の連携を推進する「在宅医療・介護連携推進事業」、生活支援コーディネーターが資源開発等を行う「生活支援体制整備事業」、認知症初期集中支援チームなどの「認知症総合支援事業」、地域包括支援センターが主催する「地域ケア会議推進事業」の総称であり、地域支援事業に含まれる。	P4 など
訪問介護	訪問介護員（ホームヘルパー）等が居宅を訪問して入浴、排せつ、食事等の介護や家事援助を行うサービス。	P19 など
訪問看護	病状が安定期にある者の居宅において看護師、保健師、准看護師などにより行われる療養上の世話又は必要な診療の補助を行うサービス。	P19 など
訪問入浴介護	居宅を訪問して、浴槽を提供して行われる入浴の介護を行うサービス。	P19 など
訪問リハビリテーション	病状が安定期にある者の居宅において、心身機能の維持回復を図り、日常生活の自立を助けるために、診療に基づく計画的な医学管理の下、理学療法士、作業療法士、言語聴覚士によりリハビリテーションを行うサービス。	P19 など
保健福祉事業	要介護被保険者を介護する者の支援のために必要な事業や被保険者が要介護状態等となることを予防するために必要な事業など、地域支援事業のほか、市町村が行うことができる事業。	P69、 73
ポピュレーションアプローチ	集団全体に働きかけ、集団全体がリスクを軽減したり病気を予防したりできるようにすること。	P13 など
【ま行】		
三重県後期高齢者医療広域連合	後期高齢者医療制度は、都道府県の区域ごとにすべての市町村が加入する「後期高齢者医療広域連合」が事務を行うこととなっており、三重県では「三重県後期高齢者医療広域連合」が、保険料の決定、医療の給付等の事務を行っている。	P13、 46
民生委員・児童委員	民生委員は、それぞれの担当地域において、住民の生活状態を必要に応じて把握し、援助を必要とする人に対して相談・助言を行い、自立した生活を支援するための福祉サービスの手配等の援護活動を行う委員で、児童委員を兼ねる。	P3 など
【や行】		
夜間対応型訪問介護	夜間における定期的な巡回訪問や随時の通報に応じて訪問介護員（ホームヘルパー）等が居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護などをを行うサービス。	P20 など
ヤングケアラー	本来、大人が担うと想定されている家事や家族の世話などを日常的に行っている子ども。	P1、 65
有料老人ホーム	高齢者が入居し、食事の提供やその他の日常生活上必要な便宜を受けることができる施設。入居には一定の費用が必要。	P22 など
要介護	介護保険法では「身体上又は精神上の障害があるために、入浴、排せつ、食事等の日常生活における基本的な動作の全部又は一部について、6か月継続して、常時介護を要すると見込まれる状態」とされている。介護の必要度により、5段階に区分（要介護状態区分）されている。	P1 など

養護老人ホーム	概ね 65 歳以上で常時介護の必要はないが、心身及び経済的な理由、環境上の理由などにより自宅で生活することが困難な高齢者に対し、市町村の措置により入所、養護を行う施設。	P22 など
要支援	要介護状態を区分する「要介護 1 ~ 5」に対して、要支援状態は「要支援 1 ・ 要支援 2」に区分される。要支援は、要介護より介護の必要な程度が軽度である。	P1 など
要支援・要介護認定	介護給付又は予防給付を受けようとする被保険者の申請によって、市町村が行う要介護（要支援）状態区分の認定のこと。	P2 など
予防給付	要支援 1 ・ 2 を対象とした介護予防サービスについて、総費用のうち、自己負担を除き、残りを介護保険から給付するもの。	P20 など
【ら行】		
老人福祉センター	概ね 60 歳以上の人を対象に、健康、生活等に関する相談、教養の向上及びレクリエーション、機能回復訓練等高齢者の福祉に関する事業を行う施設。	P45
【わ行】		
ワムネット	介護や医療に関する制度解説やイベント、セミナーの情報など、福祉・保健・医療の情報を総合的に提供している情報サイトであり、独立行政法人福祉医療機構が運営する。	P66

津市第10次高齢者福祉計画・第9期介護保険事業計画

令和6年3月

発行：津市

編集：津市 健康福祉部 介護保険課、高齢福祉課、地域包括ケア推進室

〒514-8611 津市西丸之内23番1号

介護保険課 電話（059）229-3149
E-mail 229-3149@city.tsu.lg.jp

高齢福祉課 電話（059）229-3156
E-mail 229-3156@city.tsu.lg.jp

地域包括ケア推進室 電話（059）229-3294
E-mail 229-3294@city.tsu.lg.jp

